公立大学法人宮城大学　業務実績報告書
（平成２７年度～平成３０年度）
【中期目標期間暫定評価】

令和元年６月
公立大学法人宮城大学

法人の概要

（１）名称
公立大学法人宮城大学

（２）所在地
宮城県黒川郡大和町学苑１番地１

（３）設立年月日
平成２１年４月１日

（４）設立団体
宮城県

（５）中期目標の期間（第２期）
平成２７年４月１日から令和３年３月３１日まで

（６）目的及び業務
「目的」

当法人は，地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づき宮城大学を設置し，及び管理することにより，卓越した教育研究の拠点として，学術文化を振興し，その成果を広く社会に還元するとともに，創造的な知性と豊かな人間性を備えた人材を育成し，もって地域の産業及び社会の発展に寄与することを目的とする。

「業務」
1　大学を設置し，これを運営すること。
2　学生に対し，修学，進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
3　法人以外の者から委託を受け，又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
4　公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
5　大学における教育研究の成果を普及し，及びその活用を促進すること。
6　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（７）資本金の額
１５５億１５８９万５６５１円（平成３１年３月３１日現在）

（８）役員の状況（平成３１年４月１日現在）

理事長・学長	川　上　伸　昭
副理事長（企画・広報担当）	正　木　　毅
理事（教育・学術情報，国際交流担当）	川　村　　保
理事（研究・産学地域連携担当）	風　見　正　三
理事（学生支援担当）	武　田　淳　子
理事（総務・人事労務担当）	西　條　　力
理事（財務・施設担当）	西　城　正　志
監事	鈴　木　隆　一
監事	柴　田　純　一

（９）組織図（平成３１年４月１日現在）
右記参照

（10）学生数（令和元年５月１日現在）
【学部】

看護学群（学部）	404 人			
事業構想学群（学部）	859 人			
食産業学群（学部）	524 人	小 計	1,787 人	
【大学院】				
看護学研究科	32 人			
事業構想学研究科	25 人			
食産業学研究科	23 人	小 計	80 人	合 計　1,867 人

（11）教職員数（令和元年５月１日現在）

学長	1 人	
副学長	4 人	
教授	64 人	（副学長兼務者4人含まず）
准教授	32 人	
講師	13 人	
助教	27 人	
助手	1 人	
職員	62 人	（専任職員）　合計　204 人

【組織図（平成３１年４月１日現在）】

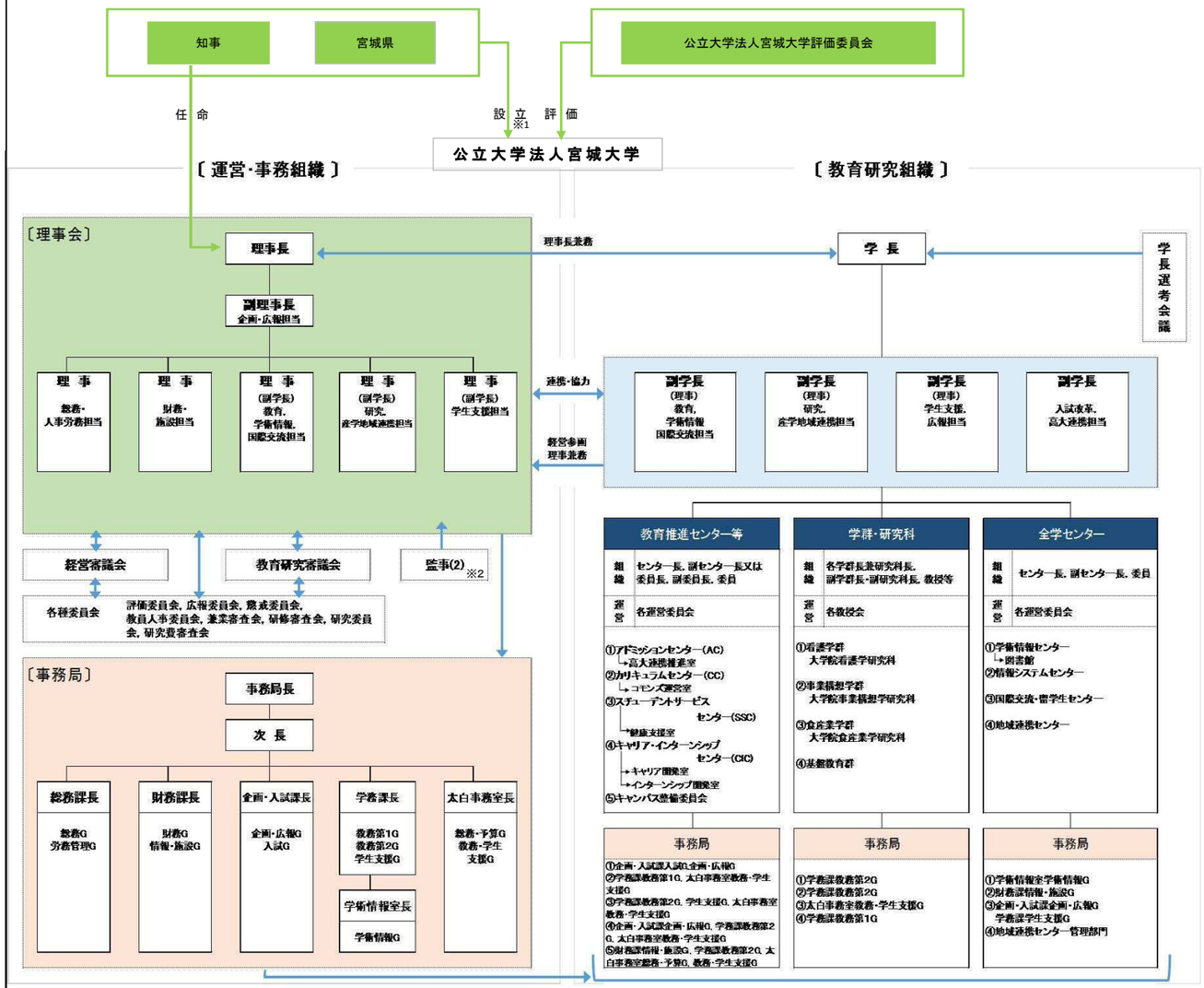

※1　出資・運営費交付金交付・目標評価管理
※2　知事による任命

全体的な状況

本学では，第二期中期計画において，「人間性が豊かで，かつ，地域社会の発展に主体的に貢献できる資質と能力を持つ人材育成のための，社会の要請や学生の多様なニーズにしなやかに対応できるような教育体制の構築」及び「東北に息づく伝統・文化・風土を織り交ぜながら，新しい価値を創造する特長のある大学」を目指し，大学改革に取り組んでいる。

平成27年度から平成30年度の4年間，学群学類制の導入や全学センターの設置などを積極的に進め，基盤教育の充実と地域特性を生かした特色ある教育プログラムの展開などを図り，自治体や企業，関係団体等との連携による地域の課題や産業の現場を教育材料としたフィールドワークの実施等により，県内全域を学び場として活用する体験・体感型学修の展開などを通した「アクティブ・ラーニング」重視の教育へと質の転換を進めた。また，学内のリソースを生かし，社会の課題やニーズに対応した研究を積極的に行い，その成果の還元に努めるとともに，企業や自治体とのマッチングを積極的に行う体制の整備を進めた。以上のことから，前述の本学が目指す大学像へ着実に近づいており，第二期中期計画については概ね良好に進捗しているものと考えられる。

大学教育を取り巻く社会経済情勢が大きく変化している中，本学としては，引き続き，自らの強みと弱みを的確に把握し，さらなる発展や改善に向けた不断の努力を続けることにより，宮城県内唯一の公立大学として，様々なステークホルダーから期待される使命や役割を積極的に果たしていきたい。

第１　教育研究の質の向上に関する措置

１　教育に関する措置

① 入学者受入方針・入学者選抜

令和3年度入学者選抜試験の制度見直しについては，アドミッションセンターが中心となって，出願動向や入学後のプレースメントテストの結果等も踏まえて検討し，具体的な改正案をまとめたほか，文部科学省が定めるルールに沿って適切に予告を行った。また，高校訪問や高校教員との意見交換等を通じて，AO入試をはじめとする本学の各入試区分に対する高校側の意見や評価を聴取し，入試制度の改善につなげた。

大学院課程については，平成29年度以降は事業構想学研究科と食産業学研究科で定員を大きく下回る状況が続いている。入試制度そのものの改善はもとより，社会経済情勢の変化等も踏まえつつ，大学院教育のあり方全般について抜本的な見直しを進めているところである。各研究科において将来構想の検討が重ねられており，年度をまたいでの継続課題となっていることから，引き続き入学者受け入れのあり方を検討する。

② 教育の内容等

学士課程については，平成29年度からの教育課程再編にあたり，豊かな人間性の形成，基礎的な科学力の向上，自立した人間としての総合力形成の基礎を確立することを目的としてフレッシュマンコアを核とした基盤教育の編成方針を策定，それに基づいた体系的な教育課程編成を実施し，平成29年度から運用を開始している。今後は，令和3年度以降の教育課程改正に向けて，現行基盤教育科目の履修状況や授業評価等に関する点検を進めて課題を明らかにし，基盤教育の課程再編における方針策定を進める。

大学院課程について看護学研究科では，高度専門職業人養成に向け，博士前期課程の専門看護師養成コース「老年看護」「がん看護」について，より高度な看護実践力を高めるカリキュラムとして38単位教育課程が日本看護系大学協議会より認定された。さらに，学士課程改革や地域社会のニーズに対応した高度専門職業人養成を含むカリキュラム改革の方向性についても検討を行った。事業構想学研究科，食産業学研究科においては，学士課程改革や地域社会のニーズに対応した高度専門職業人及び研究者養成など，次期カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを含む将来構想についての検討を行った。

③ 教育の実施体制等

適性な教員配置については，これまで大学改革を進める中で，平成29年度から学系制へ移行するなど教員組織の改善を図ってきた。しかしながら，本学の理念・目的に基づいた教員組織の編成方針等が明確に定められていなかったことから，中期計画のPDCAサイクルを踏まえて課題を整理し，平成30年度に学系の再構築に取り組むとともに，各学群・研究科で「将来構想（次期教育研究体制スキーム）」が策定され，その中で「教員組織の編成方針」や「教員配置計画」が示された。平成31年度（令和元年度）以降はこれらの新たな構想や方針に基づき，中期目標の達成に向けて必要な取組を進めていく。

教育及び教員の質の向上については，教育の内容や方法の改善に向けたアクティブ・ラーニングや教育の質保証等に関するファカルティ・ディベロップメント（FD）（教員の集団教育研修）を毎年開催できた。平成29年度からは，FD・SDについて階層化した枠組みを整理し，FD・SDの計画・実施・評価を促進する体制が整った。今後，整備された体制を活用し，全学的・継続的にFDの内容の充実と活性化を図る。

教育環境の整備については，平成27年度から実施の「学生生活実態調査」「学生満足度調査」により，各施設の利用状況等を把握し，教育環境の改善に繋げている。また，平成29年度には，大学改革に併せて大和キャンパスの再編整備基本計画案ならびにコモンズについての基本計画案を策定した。平成30年度には，大和キャンパスにおいてコモンズ整備，講義室音響設備・プロジェクター設備交換，学内情報ネットワーク更新が実施され，平成31年度（令和元年度）には，太白キャンパスにおいてもコモンズが整備され，稼働を開始する予定である。

④ 学生への支援

学修支援については，平成29年度に大学改革に伴って導入されたスタートアップセミナーのクラス担任教員がスチューデントサービスセンターの教職員と連携して相談に当たる学修支援体制を整備した。平成30年度からは，これに加え，各コモンズを活用した基盤教育群の教員を中心にした学修支援活動体制が整備された。

生活支援については，平成29年度末に「学生健康支援基本方針及び健康支援室運営方針」を策定し，平成30年度よりこの方針に沿って学生への対応を行っており，スチューデントサービスセンター，各学群のスチューデントサービスセンターワーキンググループ，健康支援室が連携して，心身の健康に問題を有する学生へ支援を行う体制が整備されている。

就職支援については，平成30年度より学生に対するキャリア科目による教育，インターンシップ，キャリア支援を体系的かつ効率的に実施するため，全学組織としてキャリア・インターンシップセンターを設立するとともに，その運営方針を策定しキャリア支援体制を強化した。

社会人の支援については，社会人学生と調整を図った上で，利便性の高いサテライトキャンパスの活用，夜間・土曜日の授業開講により,学修・指導時間の確保等の配慮を行った。

外国人留学生の支援については，平成27年度から，ABEイニシアティブ特別プログラムについて，長期受入大学院留学生7人を受け入れたほか，異文化理解交流促進プログラムを毎年度実施し，異文化に対する理解の深化や日本人学生との相互理解の場を提供した。

２ 研究に関する措置

① 研究水準及び研究成果

研究の方向性については，東日本大震災からの創造的復興に貢献する地域の産業振興，被災者の生活・コミュニティの再生に資する研究，研究シーズの産業化促進を目的とした産業化プロジェクト等，実践的かつ課題解決型の研究を推進した。今後は，研究の実施方針に基づき，復興計画期間終了後を見据えた，地域社会の持続的な発展につながる研究や，県市町村の政策課題への取り組みを支援する研究のほか，新商品開発など実践的かつ課題解決型の研究を推進する。

研究水準の向上については，指定研究費の審査方法の改善や募集する研究内容の改訂のほか，研究交流フォーラムの開催等とともに，特別研究等の申請に当たっては，研究意図や目標とする研究成果を明記して研究期間終了時に評価を受けることにより，研究費の配分効果を検証可能なものとすることとし研究水準の向上に努めている。

研究成果の地域への還元については，宮城県内の企業・団体等と共同し，地域の特産品を活用した新製品の開発やブランディング等の取組みを行うなど，企業や自治体からの共同研究等について，学内のリソースを生かした研究による成果を着実に出し，地域社会に還元している。また，平成30年度には，企画・調整機能充実に向けて地域連携センターの体制を強化し，企業・自治体からの相談等で得られたニーズと本学の持つシーズのマッチングによる具体的なプロジェクト化・事業化を企画し，技術移転や社会貢献につながる研究成果の知的財産化を促進させた。

② 研究の実施体制等

研究の実施体制については，平成30年度より，地域連携センターに専任のコーディネーターを配置して教員の研究活動支援の強化を図ったほか，基礎的な調査・研究を支援する取組みとしてFS（事業化可能性調査)事業を新たに事業化し，平成30年度において5件の研究プロジェクトを採択，支援した。また，外部資金を活用して研究機器等の整備を行い，研究環境の改善を行うとともに，台帳管理による現状確認を行い，維持管理を適切に行った。今後は，平成29年度に学生の教育研究環境の改善のため策定した「大和キャンパス等再編整備基本計画」の整備方針を基に，より良い研究環境の確保のため，更なる環境の整備を進める。

研究費の配分については，東日本大震災からの創造的復興に貢献する研究活動としての「震災復興特別研究」設定等，研究方針に合致する研究費の種目を設け，研究費審査会の審査に基づき競争的に配分することで，地域社会の発展に資する研究を推進した。

研究者の配置については，教員の採用に当たり研究成果のプレゼンテーションや面接を実施するなど，教員の選考方法の改善に関する取り組みを実施してきた。今後は，研究の実施方針に基づき，若手教員の指導体制の強化と研究力の向上について取り組む。また，宮城大学学術リポジトリや研究交流フォーラムを活用して研究成果発表の支援を行うとともに，学系での研究成果等の共有や査読等への支援を検討し，研究者の鍛錬と研究力の向上に努める。

第２ 地域貢献等に関する措置

① 地域貢献

地域社会への貢献については，県内自治体と連携した地域フィールドワークを実施し，学生の地域社会の将来に対する使命感を涵養し，地域に関する主体的な学びへの動機づけを推進した。また，平成27年度から毎年度50件以上開催している公開講座等については，地域のニーズを意識した企画を行い，近隣住民を対象とした防災セミナー，自治体職員向けや企業向けのセミナー，地域の医療・看護の質の向上に資する取組みとして看護職者向け専門研修の開講等，大学の教育研究資源を活用し，地域への教育研究成果の還元を行っている。

産学官の連携については，民間企業・団体や自治体等との連携を積極的に進め，平成25年度には15件であった連携協定を平成30年度には27件まで増やすとともに，連携協定先が抱える課題をテーマとした講座開講，連携協定先ニーズと本学の持つシーズとのマッチングを推進することで連携の充実強化を図った。

大学間連携については，平成28年度において，兵庫県立大学との連携のもと，地域社会の担い手となる「コミュニティ・プランナー」育成のためのコミュニティ・プランナー・プログラムを完成させた。さらに，平成29年度からの新カリキュラムでの「コミュニティ・プランナー」科目についても，兵庫県立大学との連携・調整のもと，科目内容や運営方法の改善を図りつつ，教育プログラムの構築を進めている。

高等学校との連携については，高等学校の生徒を対象とした大学講義体験の場として「アカデミック・インターンシップ」を実施し，本学に関心のある質の高い生徒の参加に結びつけている。また，平成28年度から開催の「高大連携事業調整会議」では，高等学校との意見交換により，高等学校のニーズ，教育上の課題の共有を図っている。今後は，学生募集及び高校と大学の接続の改善を図るとともに，宮城県教育委員会をはじめとした地域社会との自由かつ緊密な交流及び連携を推進することを狙った「高大連携推進室（仮称）」の設置について検討を進めていく。

② 国際交流等

グローバル化を推進するための教育環境整備については，対応組織である国際交流・留学生センターの業務について，これまでの課題を整理し，今後の方針を定めた「多文化共生時代における多様な環境に対応できる人材育成およびグローバルコモンズの整備に関する基本計画」を平成29年度に策定し，グローバルコモンズの供用開始に合わせて，同センターの業務及び組織体制を強化した。

海外大学等との連携については，これまでのトゥルク応用科学大学，タンペレ応用科学大学（以上フィンランド），ロンドン・メトロポリタン大学（イギリス），キングモンクット工科大学（タイ），フエ外国語大学，アンザン大学，ドンタップ大学（以上ベトナム），アーカンソー大学フォートスミス校（アメリカ）に加え，平成30年度にロイヤルメルボルン工科大学，サザンクロス大学（以上オーストラリア）とMOUを締結するなど学生のニーズを踏まえ着実に提携校数を増やしている。

留学・留学生支援については，学生のニーズを踏まえた視聴覚教材，書籍等の設置によるグローバルコモンズ内のソフトツールの充実に加え，国際交流・留学生センターのアシスタントとして，海外留学の経験があり，かつ学生とのコミュニケーション能力の高い職員を雇用することで，グローバルコモンズにおいて，学生が気軽に留学に関する相談等をしやすい環境を整備した。また，異文化理解交流促進プログラムを毎年度実施し，異文化に対する理解の深化や外国人留学生と日本人学生との相互理解の場を提供した。

③ 東日本大震災からの復旧・復興支援

文部科学省からの補助事業（大学等における地域振興のためのセンター的機能整備事業）において，平成23年度から平成27年度まで南三陸町におけるコミュニティ復興支援のためのプロジェクトを展開し，まちづくりや生活不活発病予防の取組み等を行い，被災地の早期復旧・創造的復興の支援を行うとともに，受託事業による復興支援として山元町コミュニティ再生支援事業を行った。また，東日本大震災からの創造的復興に貢献する研究活動として「震災復興特別研究」を設定して平成30年度までに29件を採択し，地域の産業振興や被災者の生活やコミュニティの再生に資する研究に研究費を配分した。今後は研究の実施方針に基づき，復興の総仕上げに向けたさらなる研究への取組が必要であることから，震災復興特別研究については，平成31年度（令和元年度）より震災復興（発展）研究と名称を変更し，復興計画期間終了後を見据えた，地域社会の持続的な発展につながる研究への支援を推進する。

第３ 業務運営の改善及び効率化に関する措置

① 運営体制の改善

理事長を中心とする運営体制の構築については，理事長が全学的なリーダーシップを発揮できるよう，平成27年度に学群・学系への移行に向けた「大学改革室」を設置，平成30年度には，基盤教育の充実や教務部門の強化を図るため事務部を事務局とし，大和キャンパスを3課体制から4課1室体制に再編しており，必要に応じて事務組織体制の見直しを行ってきている。特に平成29年度からの大学改革に伴い，教員組織と事務組織の連携の強化を図るため，各学群から理事兼副学長を登用したほか，大学改革担当副学長を任命した。監査体制については，内部監査責任者（副理事長）を中心に毎年度内部監査計画を策定し，それに基づき編成された内部監査チームが適切に会計監査及び業務監査を実施するとともに，内部監査結果を監査法人や監事と共有したほか，監査法人と役員とのディスカッション，会計監査報告会を定期的に開催した。大規模修繕や固定資産購入といった重要案件についても，監事による書類等の確認を実施するなど監査機能を充実させた。

戦略的な予算配分については，毎年度，予算編成方針を策定するとともに，大学改革推進のため，改革に係る経費について重点的に予算の配分を行ったほか，独創性・将来性・緊急性などの観点から，大学が特に注力すべき研究活動に対する研究費として，学長裁量による特別推進研究費を設けるなど戦略的な予算の配分を行っている。

学外有識者等の登用については，副理事長(県OB)，理事（総務・人事労務担当（県OB），財務，施設担当（金融機関OB））3人に学外有識者を任命しており，また，大学運営の円滑な遂行を図るため，教員から理事兼副学長を登用している。今後も専門性が高い理事については，学外有識者を適材適所で積極的に登用をする。また，学外者の意見を大学運営により反映させるため，経営審議会委員について学外委員が過半数となるようにするとともに，本学の教育研究内容や公立大学としての行政との関係性，産学連携の状況等を踏まえ，大学運営への有益な助言が期待できる人材をバランスよく選定した。

② 教育研究組織の見直し

教育研究組織については，平成27年度に「大学改革室」を設置して，学群制の導入や教員組織の変更による学系制への移行準備を進め,平成28年度には教学マネジメントの更なる強化のため，教育企画室，アドミッションセンター，カリキュラムセンター，スチューデントサービスセンターからなる教育推進機構を設置した。平成29年度には，学部・学科制から学群・学類制に移行することに伴う見直しを実施し，平成30年度には大学改革をより一層進めるために，教育推進機構を廃止し，新たに「教育推進センター等」として，アドミッションセンター，カリキュラムセンター，スチューデントサービスセンター，キャリア・インターンシップセンター及びコモンズ等整備検討委員会の5つの組織を位置づけるとともに，「全学センター」として，学術情報センター，情報システムセンター，国際交流・留学生センター及び地域連携センターの4つの組織を位置づけることによって再構築を行い，それぞれ運営方針を策定した。平成29年度から導入した学系制については，学系が細分化され過ぎており，具体的な運用に至っていなかったことから，平成30年度に再構築について検討，見直しを行い，平成31年度から再構築した学系で運用をする。

③ 人事の適正化

教員評価については，評価結果を勤勉手当の成績率や昇給考課，研究費の配分に反映させていたが，評価の目的が抽象的であるほか，全学的組織への貢献度など教員の努力が真に反映されていないという不満が多く，評価点の対象となる活動が重視されるという傾向を助長していた。このため，平成30年度から制度検討委員会を立ち上げ，教員の本来のあるべき姿（評価のために働くのではなく，その社会的な尊厳と高い倫理観の下で，自発的に役割を果たすこと）を踏まえ，評価の目的を改めて定義した上で，目的に沿った評価制度の抜本的再構築を図ることとした。事務職員については，目標管理制度の着実な運用により，年度目標を立て，実績を評価する仕組みを適正に実施したほか，専門性の高いプロパー職員へのキャリア形成を図るため，人事異動方針を検討，策定した。なお，これまで事務職員の計画的採用及び適正配置について適切に行ってきており，平成31年3月31日現在プロパー化率は83%となっている。

④ 事務等の効率化，合理化

事務組織については，より機動的，一体的に業務が推進できるよう必要に応じて組織改編を行ってきたところであり，平成29年度には教務グループの見直しを行うとともに，大学改革の実現に向けた組織・人事の見直しの方針を策定した。平成30年度からは，大学改革をより一層推進するため，事務部を事務局とし，大和キャンパス3課体制から4課1室の再編を行い，業務所管の明確化，機能強化を図るとともに，4課1室の所掌事項をもとに職員の事務分担を総点検し，事務分担表の再整備を行った。また，業務の合理化・効率化を図るために，財務会計システム，旅費システムの改修，マニュアル整備を行ってきた。

第４ 財務内容の改善に関する措置

① 外部研究資金その他の自己収入の増加

外部資金獲得について，中期計画での設定額に達していない。平成30年度に専任コーディネーターを地域連携センターに配置し，外部研究費等に関する情報の収集，直接的な外部研究資金獲得の支援を行うなど外部資金獲得に向け，体制の見直しを行った。平成31年度（令和元年度）以降も引き続き，外部資金獲得の支援体制を強化し，外部資金獲得増に努める。なお，中期計画での外部資金獲得設定額は，津波で被災した農地の復旧に係る研究など，東日本大震災後3年間の復旧期に特有の課題を解決するための共同研究等を含む数値を基に設定されたものであり，復旧・復興の進捗による地域のニーズの変化を鑑み，今後，設定計画値について，エビデンスに基づく見直しを含めた検討を進める必要がある。

自己収入の確保については，公立大学協会の調査データベースを活用して，授業料について他大学の金額設定の情報収集を行い，適正な水準を維持し，また，授業料口座振替の利用推進や授業料の納付状況が遅れる学生に対する指導をきめ細やかに行い，学生納付金の確実な確保に努めた。

② 経費の抑制

両キャンパス共通業務の一括契約，複数年契約推進など各種契約の見直しを行いコスト削減を図るとともに，費用対効果及び人件費抑制の観点から一部業務を外部委託した。また，事務組織については，平成30年4月1日より事務部を事務局とし，大和キャンパス3課体制から4課1室の再編を行い，業務所管の明確化，機能強化，効率化を図った。

③ 資産の運用管理の改善

保有施設について定期的に点検し，維持管理に努めるとともに，修繕などを計画的に行った。また，「大和キャンパス等再編整備基本計画」に基づき，低稼働や設備の老朽化が進んだ部屋について用途変更，高機能な設備への更新等，各部屋の利便性を高めた。余裕資金については，資金繰り等を勘案し，銀行定期預金など安全で確実な金融商品により運用した。

第５ 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する措置

① 自己点検・評価の充実

平成25年度に受審した認証評価や県評価委員会を通じて毎年度実施する法人評価の結果について，学内で分析・検討し，業務実施や次期年度計画に適切に反映させた。なお，平成25年度の認証評価で指摘された努力課題については，それぞれ改善に取り組み，平成30年度に改善報告書を認証評価機関へ提出した。平成30年度には，法人評価において，本学独自の分析を通じて，これまで顕在化していなかった課題を可視化し，今後目指すべき方向性を定めるとともに，平成31年度（令和元年度）の認証評価受審に向けて，平成30年度に全学的な自己点検・評価を実施し，課題の洗い出しを行いその改善に努めた。また，各種計画，実績報告，実績評価結果については，本学ウェブサイト上でその都度公表した。

② 情報公開の推進等

大学広報について，民間事業者の専門的なノウハウを導入し，ターゲット別に正確，迅速かつ安定的な情報発信を行うなど戦略的な広報を展開するための「宮城大学広報基本方針」を平成30年度に策定するとともに，広報業務に関して全学的な方向付けを行う意思決定機関と，そこに至るまでの具体的な検討や企画立案等を行う作業チームを学内に立ち上げ，適切な情報の収集・編集・発信に向けた体制を整備した。さらに，大学広報の核であるウェブサイトについては「宮城大学広報基本方針」に基づき，広報グラフィック基本コンセプトを策定し，閲覧者のアクセシビリティや情報発信の有効性を向上させるため，全面的なリニューアルを行った。加えて各種印刷媒体についても，統一コンセプト，統一デザインにより企画，編集を実施し，各種広報物の作成業務や関連予算を可能な限り長期にわたって統合化し，総合的な広報施策の中で統一性をもって運用することにより，情報の重複によるロスや発注コストを削減し，業務の効率化を図った。

第６ その他業務運営に関する措置

① 施設設備の整備・活用等

研究環境充実のために令和2年4月の供用開始を目指し，（仮称）デザイン研究棟の設計業務等を行った。引き続き適切な工事発注・管理を行っていく。また，平成29年度に施設の有効活用促進を目的に作成した「大和キャンパス等再編整備基本計画」に基づき，平成31年度（令和元年度）までに大和キャンパスにてグローバルコモンズ，スチューデントコモンズ，データ＆メディアコモンズ，ディスカバリーコモンズの整備を進め供用を開始している。加えて太白キャンパスについても，平成30年度にグローバルコモンズ，ディスカバリーコモンズの整備を行うまでに至り，教育研究活動の充実を推進している。なお，開学から長期間が経過し，施設の老朽化が進んでいることから，「大和・太白キャンパス施設保全計画策定等業務」を施行し，第3期中期計画において必要な経費を積算することとしている。

② 安全管理等

労働環境については，事業場衛生委員会を毎月実施し，快適な職場環境の形成に努めるとともに，平成28年度に「宮城大学ストレスチェック制度実施要領」，平成30年度に「長時間の時間外勤務者に対する面接指導実施要領」及び「職場巡視実施要領」を制定し，教職員の安全と健康を確保し，快適な職場環境の形成を図った。また，防災対策として，地震や火災などの種類別のマニュアルを整備し，より実際的な訓練を実施できるようにした。今後は訓練を重ね，内容の改善に努めるとともに，対応する災害等の種類を増やす検討を進めている。さらに，情報セキュリティ対策については，関係規程やルール等の整備を進めるとともに，その周知を図った。その他，入学生等を対象とした情報リテラシーの授業実施や教職員セミナーを開催する等，情報セキュリティ教育を徹底するとともに，情報ネットワーク及び教育用PCの更新，学内印刷環境整備においても，よりセキュリティ面に配慮した仕様を取り入れた整備を行った。今後も情報サービスの拡充に対応して情報セキュリティに関する規程等の整備を進めるとともに，利用者属性に応じた階層別教育を進める等，情報セキュリティ教育を徹底していく。

③ 人権の尊重

人権侵害に関する相談窓口及び人権侵害防止及び対策本部を継続して設置するとともに，人権侵害防止の啓発カードを全教職員に配布して，周知徹底を行い，意識向上を図っている。

公立大学法人宮城大学は，グローバル化・ボーダレス化する社会において，人間性が豊かで，かつ，地域社会の発展に主体的に貢献できる資質と能力を持つ人材を育成するため，社会の要請や学生の多様なニーズにしなやかに対応できるような教育体制の構築を目指していく。そのため，自治体や企業，関係団体等と連携し，地域の課題や産業の現場を教育材料としたフィールドワークの実施や，県内全域を学び場として活用する体験・体感型学修の展開など，学生自らが感性を研ぎ澄まし，体験・体感した事柄を能動的な思考によって智慧に昇華させる「アクティブ・ラーニング」重視の教育へと質の転換を図っていく。さらには，地域に根差した公立大学の責務として，東北に息づく伝統・文化・風土を織り交ぜながら，新しい価値を創造する特長のある大学を目指していく。

第１　教育研究の質の向上	【重点目標】
１　教育に関する目標	県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ，高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに，教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより，豊かな知性や感性，自立した人間として必要な総合力を身につけ，グローバルな視点も備えた人材を育成し，地域社会に輩出する。

中期目標	中期計画		法人の自己評価		評価委員会による評価	
			評定	判断理由（中期計画の実施状況等）	評定	意　　見
(1) 入学者受入方針・入学者選抜に関する目標						
イ　学士課程						評価委員会による評定実績 H27: A H28: A H29: B H30: H31:
積極的かつ効果的な広報活動により，大学の理念や学部ごとの教育目標等に基づいた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）や大学の教育研究成果を広く受験生などに周知し，学力及び意欲が高く，適性に優れた学生を幅広く確保する。また，入学者選抜に関するデータを分析・活用するほか，高等学校など社会のニーズを踏まえた適切な入学選抜方法を整備する。	1	(ｲ)　意欲を持って主体的に学修に取り組む学生を確保するため，大学の理念や学群（学部）ごとの目的，人材養成目標等に基づき，入学までに習得しておくべき内容・水準の明示を含めた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確化する。	Ⅲ	・入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）については，平成29年4月1日からの3ポリシー（ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシー，アドミッション・ポリシー）の策定義務化に先立ち，本学では平成27年度に新たなアドミッション・ポリシーを検討し，明確化した。 ・平成31年度（令和元年度）の認証評価受審に向けて全学的に実施した自己点検・評価の結果，大学の理念が改定されることとなったため，連動してアドミッション・ポリシーの文言も修正した。	
	2	(ﾛ)　オープンキャンパスや県内を中心とした高等学校訪問など積極的かつ効果的な広報活動により，アドミッション・ポリシーや大学の教育研究成果について幅広く周知する。	Ⅲ	・オープンキャンパスの開催を通じて，高校生，保護者，高校教員等に対して本学の教育研究内容や入試制度を紹介した。平成29年度まではアドミッションセンター主導による入試広報としての位置付けが強かったが，平成30年度からは新たに立ち上がった広報委員会が主体となり，全学広報の一環としてより戦略性を持って実施する体制に改めた。 ・東北地方を中心に本学への出願が期待される高校を個別に訪問したほか，高校教員向け入試説明会の開催や民間企業が主催する入試関連イベントへの参加等を通じて，本学の教育研究内容や入試制度を幅広く周知した。 ・入試広報については，これまで効果の検証が十分になされていなかったが，今後は全学広報としてのPDCAサイクルをより強く意識し，事業実施による成果や課題の把握に努めるとともに，それらを次期事業での改善につなげていく必要がある。このため，平成31年度（令和元年度）から導入予定の新たな学務基幹システムの運用開始に向けて「入学前リクルーティング」データ管理について詳細設計を進めた。	
	3	(ﾊ)　入学者に関する基本的なデータベースの整備や入学後の追跡調査，高等学校との意見交換等によりデータを収集し，それをきめ細かく分析することによって，入学者選抜の改善に役立てる。	Ⅲ	・平成31年度（令和元年度）からの新学務基幹システム稼働開始に向けて，入試関係のシステムやデータの整理を行ったほか，平成30年度からインターネット出願を導入し，業務の効率化を図った。 ・情報システム高度化推進基本計画に基づき，次年度から稼働予定の新学務基幹システムの運用開始に向けて，これまでは業務ごとに分断されていた入学前から卒業後までのデータを一元管理するため，新入試システムの詳細設計を進めた。 ・高校訪問や高校教員との意見交換等を通じて，AO入試をはじめとする本学の各入試区分に対する高校側の意見や評価を聴取し，入試制度の改善につなげた。 ・令和3年度入学者選抜試験の制度見直しについては，アドミッションセンターが中心となって，出願動向や入学後のプレースメントテストの結果等も踏まえて検討し，具体的な改正案をまとめたほか，文部科学省が定めるルールに沿って適切に予告を行った。 ・なお，入学者選抜のあり方については，中期計画番号3ではなく，中期計画番号4において対応すべき事項であるため，平成31年度（令和元年度）計画からは中期計画番号4に統合する。	

第１　教育研究の質の向上	【重点目標】
１　教育に関する目標	県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ，高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに，教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより，豊かな知性や感性，自立した人間として必要な総合力を身につけ，グローバルな視点も備えた人材を育成し，地域社会に輩出する。

中期目標	中期計画		法人の自己評価		評価委員会による評価	
			評定	判断理由（中期計画の実施状況等）	評定	意　　見
積極的かつ効果的な広報活動により，大学の理念や学部ごとの教育目標等に基づいた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）や大学の教育研究成果を広く受験生などに周知し，学力及び意欲が高く，適性に優れた学生を幅広く確保する。また，入学者選抜に関するデータを分析・活用するほか，高等学校など社会のニーズを踏まえた適切な入学選抜方法を整備する。	4	(ニ)　社会のニーズや国における高大接続に関する議論を踏まえ，受験生の能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価する入学者選抜の在り方について検討し，必要な改善を行う。	Ⅲ	・入試科目の見直しやAO入試の導入などを通じて，知識や技能だけでなく，思考力，判断力，表現力等を備えた学生の獲得に努めた。 ・平成28年度にアドミッションセンターが立ち上げられ，学内の入試実施体制が強化された一方，同年度以降は毎年度入試ミスが発生していることから，今後，作題・査読体制の強化や実施マニュアルの見直しなどを進めていく必要がある。 ・令和3年度入学者選抜試験の制度見直しについては，アドミッションセンターが中心となって，出願動向や入学後のプレースメントテストの結果等も踏まえて検討し，具体的な改正案をまとめたほか，文部科学省が定めるルールに沿って適切に予告を行った。 ・平成28年度から一般選抜試験の学外試験場として大宮会場を開設し，関東地方等からの出願者増及び食産業学群の出願者確保を図ってきたが，3年間の実施結果を検証したところ，期待どおりの費用対効果が得られなかったため，平成31年度（令和元年度）からは外部試験場として大宮会場は設置しないこととなった。 ・中期目標のうち「学力及び意欲が高く，適性に優れた学生を幅広く確保する」（＝適切な試験運営）に該当する中期計画が存在しないため，中期計画番号4で対応している。		
	5	(ホ)　優秀な外国人留学生を受け入れるため，アドミッション・ポリシーや大学の教育研究成果，受入体制等を外国語で情報発信するほか，入学者選抜の在り方について検討し，必要な改善を行う。	Ⅲ	・ウェブサイトの一部を英語と中国語で表記しているが，対応するコンテンツが限定的で，情報の更新もされていないことから，海外に向けて効果的な情報発信ができているとは言いがたい。こうした状況を受け，宮城大学広報基本方針において，ニーズの高い英語を優先させ，他大学の例も参考にしながら対応コンテンツを充実させるとともに，情報の更新速度を上げるよう努めていくこととした。 ・優秀な外国人留学生の獲得に向けて，日本語学校等への広報活動や試験科目の見直し等を行った結果，全体としてはいまだ少数ながらも一部出願者数の増加につながった。 ・令和3年度入学者選抜試験の制度見直しにおいて，外国人留学生に関する現状の課題を踏まえ，具体的な改善策を検討した。 ・なお，外国人留学生の受入については，中期目標の「第1の1　教育に関する目標　(1)入学者受入方針・入学者選抜（中期計画№1～11）」ではなく，「第2の2　国際交流等に関する目標（中期計画№90～96）」において対応すべき事項であり，中期計画番号94にも外国人留学生の受入に関する項目があることから，中期計画番号5としての取組及び評価は平成30年度をもって終了することとする。		
	6	(ヘ)　外国人留学生を対象とした特別入学枠については，長期的な目標（30%）を視野に入れ，検討する。	Ⅱ	・外国人留学生の受入については，これまでの取組により一定の成果は得られたものの，全学生に占める割合は中期計画目標の30%に対し，未だ2%程度にとどまっている。 ・なお，外国人留学生の受入については，中期目標の「第1の1　教育に関する目標　(1)入学者受入方針・入学者選抜（中期計画№1～11）」ではなく，「第2の2　国際交流等に関する目標（中期計画№90～96）」において対応すべき事項であり，中期計画番号94にも外国人留学生の受入に関する項目があることから，中期計画番号6としての取組及び評価は平成30年度をもって終了とする。		

第１　教育研究の質の向上	【重点目標】
１　教育に関する目標	県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ，高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに，教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより，豊かな知性や感性，自立した人間として必要な総合力を身につけ，グローバルな視点も備えた人材を育成し，地域社会に輩出する。

中期目標	中期計画		法人の自己評価		評価委員会による評価					
			評定	判断理由（中期計画の実施状況等）	評定	意　見				
ロ　大学院課程						評価委員会による評定実績				
						H27	H28	H29	H30	H31
						A	A	C		
アドミッション・ポリシーに適合し，高度な実践能力及び研究能力の習得を目指す意欲あふれる人材について，積極的かつ効果的な広報活動により，学部卒業生や社会人など多様な分野からの受入れを推進する。 　また，病院・企業など社会のニーズを踏まえた適切な入学選抜方法を整備する。	7	(ｲ)　高度な実践能力及び研究能力の修得を目指す意欲あふれる人材を受け入れるため，大学の理念や研究科ごとの目的，人材養成目標等に基づき，アドミッション・ポリシーを明確化する。	Ⅲ	・入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）については，平成29年4月1日からの３ポリシー（ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシー，アドミッション・ポリシー）の策定義務化に先立ち，本学では平成27年度に新たなアドミッション・ポリシーを検討し，明確化した。 ・各研究科において将来構想の検討が重ねられており，年度をまたいでの継続課題となっていることから，連動してアドミッション・ポリシーの再整備が必要となる。						
	8	(ﾛ)　積極的かつ効果的な広報活動により，アドミッション・ポリシーや大学の研究成果，指導体制，学位取得状況，修了後の活躍状況等について，学部卒業生（見込者を含む。）や社会人等に幅広く周知する。	Ⅲ	・ウェブサイトのほか，サテライトキャンパスでの公開講座や入学・入試相談会の開催等を通じて，研究科の情報を幅広く発信し，出願者数の増加に努めた。 ・平成29年度以降は事業構想学研究科と食産業学研究科で定員を大きく下回る状況が続いている。 ・なお，定員の充足については，中期計画番号8ではなく，中期計画番号11において対応すべき事項であるため，平成30年度実績から中期計画番号11に統合する。						
	9	(ﾊ)　社会の動向を踏まえるとともに，職種転換，スキルアップ，学び直しなど，社会人の多様なニーズにも対応するため，入学者選抜の在り方について検討し，必要な改善を行う。	Ⅲ	・各研究科において入学者選抜のあり方を見直し，英語の外部試験導入や外国人留学生枠の創設などを行った。 ・平成29年度からはアドミッションセンターが研究科についても全学調整を行うこととなり，3研究科ごとに実施されていた入試運営の共通化を図った。 ・定員割れとなっている事業構想学研究科及び食産業研究科において，地方自治体派遣枠を創設し，県内市町村からの職員派遣をしやすい環境を整備した。						
	10	(ﾆ)　優秀な外国人留学生を受け入れるため，アドミッション・ポリシーや大学の研究成果，指導体制，受入体制等を外国語で情報発信するほか，海外の連携大学との関係強化や入学者選抜の在り方について検討し，必要な改善を行う。	Ⅲ	・英語版ウェブサイトやABEイニシアチブ（アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ）プログラム，日本語学校への広報活動等を通じて，優秀な外国人留学生の獲得に努めたが，募集定員を満たすところまでは至っていない。 ・なお，外国人留学生の受入については，中期目標の「第1の1　教育に関する目標　(1)入学者受入方針・入学者選抜（中期計画№1～11）」ではなく，「第２の２　国際交流等に関する目標（中期計画№90～96）」において対応すべき事項であり，中期計画番号94にも外国人留学生の受入に関する項目があることから，中期計画番号10としての取組及び評価は平成30年度をもって終了とする。						
	11	(ﾎ)　適正な定員充足率を維持し，教育の質保証を実現するため，入学定員の在り方を含め，大学院教育全般について不断に見直す。	Ⅱ	・大学院への進学者の増加を図るため，各研究科において大学院教育のあり方について検討を行った。 ・平成29年度からはアドミッションセンターが研究科入試の全学調整を担うこととなり，3研究科の試験運営体制等について実態を整理した。 ・平成29年度以降は事業構想学研究科と食産業学研究科で定員を大きく下回る状況が続いているが，平成30年度から新たに地方自治体派遣枠を創設したところ，富谷市から職員１人が派遣されることとなった。						

第１　教育研究の質の向上	【重点目標】
１　教育に関する目標	県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ，高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに，教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより，豊かな知性や感性，自立した人間として必要な総合力を身につけ，グローバルな視点も備えた人材を育成し，地域社会に輩出する。

中期目標	中期計画		法人の自己評価 評定	法人の自己評価 判断理由（中期計画の実施状況等）	評価委員会による評価 評定	評価委員会による評価 意見
(2) 教育の内容等に関する目標						
イ　学士課程						評価委員会による評定実績 H27 A H28 A H29 A H30 H31
「高度な実学を身につけた実践的人材の養成」という教育理念のもと，教育内容や教育環境のグローバル化を進めながら，豊かな人間性の形成及び基礎的な科学力の向上を図るための基盤的な教育を行う「共通教育」と，各学群（学部）の学生に専門知識・技術を授け実践的な能力を培う「専門教育」によって，人間性豊かでグローバルな視点も備えた，地域社会に貢献できる人材を養成する。 共通教育においては，英語力，情報処理能力及びコミュニケーション能力の向上を図るための教育課程を編成するとともに，グローバル社会において必要な素養を幅広く涵養し，自立した人間として必要な総合力形成の基礎となる教養教育を充実する。また，専門教育においては，共通教育との連携を重視した上で，地域社会のニーズに対応し，かつ，各学群（学部）の教育目標や特色を生かした教育課程を編成する。 教育の実施においては，グローバルな視野を持ちつつ地域貢献の視点も踏まえた，より実践的な教育や少人数教育によるきめ細かな教育を行うなど，学生の勉学意欲や理解度の向上につながる，最も効果的な教育方法を工夫するとともに，公平で透明性のある評価基準により，それぞれの学生の学修到達度を測定し，厳正な成績評価を行う。	(ｲ) 教育課程編成の基本方針					
	12	①　大学の理念や学群（学部）ごとの目的，人材養成目標等に基づき，教育の実施や卒業認定・学位授与に関する基本的な方針（カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシー）を明確化する。ディプロマ・ポリシーにおいては，課程修了に当たって修得しておくべき学修成果を明確に定める。	Ⅲ	・平成25年度の大学認証評価において本学のカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに関する問題の指摘を受けて，大学の理念・学部の目的，人材養成目標との一貫性を重視してカリキュラムポリシー・ディプロマポリシーの見直しを行い，平成27年度から運用を開始し，履修ガイドへの掲載及び学外ウェブサイトでの公開を行っている。 ・また，ディプロマ・ポリシーの改正においては，課程修了にあたって修了すべき学修成果を明確に記載した。 ・平成29年度からの学群制への移行時においても，各学群の両ポリシーについても，理念・目的・人材養成目標との一貫性を確保するとともに，全学横断で，知識・技術，思考力・判断力，表現，主体性，協働性を軸としたポリシーの制定を行っている。 ・今後は，自己点検評価結果を受けて，全学カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー及び各学群ポリシーの見直しを実施するとともに，卒業時の学修成果測定の取組みを進める。		
	13	②　生涯にわたり学び続け，主体的に考える力を持ち，人間性豊かでグローバルな視点を備え，地域社会に貢献できる人材を養成するため，カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに基づき，共通教育（基盤教育）と専門教育から構成される体系的な教育課程を編成する。	Ⅲ	・平成27年度より，平成29年度からの学群制移行のための教育課程作業に着手し，ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに合致した教育課程の構築を行い，平成29年度より施行している。また，ディプロマ・ポリシーに示される5項目と教育課程上の各授業科目との関係を明示したカリキュラムマップを作成し，履修ガイド等による学生に対しての周知を行っている。 ・今後は，令和3年度以降の教育課程改正を目途として，自己点検評価における問題点を改善するとともに，大学理念・目的をより高度に実現するための教育課程の見直し作業に着手する。		
	14	③　全ての授業科目において学生が到達すべき学修成果に関する目標（到達目標）を明確化するとともに，アクティブ・ラーニングを取り入れた授業を展開する。	Ⅲ	・学生に提供する授業科目のシラバスにおいて，到達目標をより明確に示すため，到達目標の記載表現の全学での統一を実施した。また，平成28年度には「シラバス作成ガイド」を作成するとともに，学群制移行に伴う新教育課程の授業科目のシラバスについてチェック体制を強化し，質の高いシラバスを学生に提供することに努めている。 ・各学群（学部）において，体験学習やディスカッション，グループワークの導入を進めている。平成29年度からの新教育課程では，1年次の基盤教育科目として「スタートアップ・セミナー」「アカデミックセミナー」「地域フィールドワーク」等のアクティブ・ラーニング科目の積極的な導入を実施した。 ・また，学生のオンラインでの学修環境向上を図るため，事業構想学部で先行して導入・利用を進めてきたオンライン学修管理システム（Moodle，別称Moca）について，平成29年度からは基盤教育群で，平成30年度から全学群での試行的な運用を開始するとともに，各学群において利用のための研修等を実施している。 ・さらに，学生の学内での学修環境向上を図るため，平成29年度に「大和キャンパス等再編整備基本計画」を策定し，それに基づいた施設整備を進め，平成30年度からスチューデントコモンズ，グローバルコモンズ，ディスカバリーコモンズ及びデータ＆メディアコモンズの運用を開始し，太白キャンパスについても同様の施設整備計画の策定を進めている。 ・今後も引き続き，シラバスの質の確保に努めるとともに，アクティブ・ラーニングの推進を進めていく。		
	15	④　地域の課題解決型の学修やフィールドワークなどを積極的に導入し，地域社会に貢献できる人材養成に資する。また，入学時から自らの将来像を展望できるよう，適切なキャリア形成科目を設定する。	Ⅲ	・平成28年度において，兵庫県立大学との連携のもと，地域社会の担い手となる「コミュニティ・プランナー」育成のためのコミュニティ・プランナー・プログラムが完成した。さらに，平成29年度からの新カリキュラムでの「コミュニティ・プランナー」科目についても，科目内容や運営方法の改善を図りつつ両校連携で教育プログラムの構築を進めている。また，大学院における「コミュニティ・プランナー プログラム」の構築については，大学院改革と歩調を合わせながら検討を進めていく。 ・コミュニティ・プランナー・プログラムの経験をもとに平成29年度から全学必修フレッシュマンコア科目「地域フィールドワーク」を開講した。本科目の目的である「学生の地域への関心の向上」については，平成30年度のアンケート結果で7割を超えるなど，一定の成果が得られた。「地域フィールドワーク」については平成30年度までに10自治体の協力を得て実施しており，コミュニティ・プランナー科目と同様にフィールドとなる自治体等の協力が不可欠であることから，運営面での負担等も考慮しながら，今後とも連携協定を締結している自治体を中心とした連携体制の強化を進め，地域社会に貢献できる人材を養成していく。 ・平成29年度から施行している学群でのカリキュラムにおいて，将来のキャリア形成に対する認識を深めるために，1年次に「キャリアデザインⅠ」を開講し，2年次ではさらに自己理解を深めて意思決定を進めていくことができるよう，各学群のキャリア系専門科目として「キャリアデザインⅡ」，「キャリア開発Ⅰ」，「インターンシップⅠ」を開講した。平成31年度（令和元年度）からは，各学群の特性を活かした入学時からのキャリア教育の集大成として，進路実現のために必要な能力を身に付けることができるよう，「キャリア開発Ⅱ」，「キャリア開発Ⅲ」，「インターンシップⅡ」を新たに新規開講する。		

第１　教育研究の質の向上	【重点目標】
１　教育に関する目標	県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ，高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに，教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより，豊かな知性や感性，自立した人間として必要な総合力を身につけ，グローバルな視点も備えた人材を育成し，地域社会に輩出する。

中期目標	中期計画		法人の自己評価		評価委員会による評価	
			評定	判断理由（中期計画の実施状況等）	評定	意　　見
「高度な実学を身につけた実践的人材の養成」という教育理念のもと，教育内容や教育環境のグローバル化を進めながら，豊かな人間性の形成及び基礎的な科学力の向上を図るための基盤的な教育を行う「共通教育」と，各学群（学部）の学生に専門知識・技術を授け実践的な能力を培う「専門教育」によって，人間性豊かでグローバルな視点も備えた，地域社会に貢献できる人材を養成する。 共通教育においては，英語力，情報処理能力及びコミュニケーション能力の向上を図るための教育課程を編成するとともに，グローバル社会において必要な素養を幅広く涵養し，自立した人間として必要な総合力形成の基礎となる教養教育を充実する。また，専門教育においては，共通教育との連携を重視した上で，地域社会のニーズに対応し，かつ，各学群（学部）の教育目標や特色を生かした教育課程を編成する。 教育の実施においては，グローバルな視野を持ちつつ地域貢献の視点も踏まえた，より実践的な教育や少人数教育によるきめ細かな教育を行うなど，学生の勉学意欲や理解度の向上につながる，最も効果的な教育方法を工夫するとともに，公平で透明性のある評価基準により，それぞれの学生の学修到達度を測定し，厳正な成績評価を行う。	(ｱ) 共通教育（基盤教育）				
	16	①　豊かな人間性の形成と基礎的な科学力の向上を図り，自立した人間として必要な総合力形成の基礎を確立するため，体系的な教育課程を編成する。その際，入学者の状況を的確に把握し，高等学校段階までの学習内容の確認や復習を含む学修機会の提供を適切に行う。	Ⅲ	・平成29年度からの教育課程再編にあたり，豊かな人間性の形成，基礎的な科学力の向上，自立した人間としての総合力形成の基礎を確立することを目的として，フレッシュマンコアを核とした基盤教育の編成方針を策定し，それに基づいた体系的な教育課程編成を実施し，平成29年度から運用を開始している。 ・また，教学IR（Institutional Research）の一環として，入試区分に応じた学生の学力追跡を可能とするシステム構築を進めている。 ・平成29年度から導入したAO入試での合格者については，学生間での基礎学力の差が大きいことから，大学での学びを経験させ学修意欲の維持・向上を図るための合宿研修を実施するとともに，高等学校までの基礎知識を定着させて学習状況の差を解消することを目的として，英語，数学，理数の入学前課題を課す等の学修機会の提供を行っている。また，数学，理科に関する科目については，高校での学習が十分に行われていないことも多いことから，リメディアル科目の履修機会や補講の開講等により，基礎学力の補充を行っている。 ・今後は，令和3年度以降の教育課程改正に向けて，現行基盤教育科目の履修状況や授業評価等に関する点検を進めて課題を明らかにし，基盤教育の課程再編における方針策定を進める。		
	17	②　大学での主体的な学びや生涯にわたる学びにつながる学修意欲の醸成と学修方法の修得を目的とした導入教育の充実を図る。	Ⅲ	・平成29年度の学群制移行に伴う教育課程改正において，フレッシュマンコア科目として，「スタートアップ・セミナー」，「アカデミック・セミナー」，「大学での学び入門」等を設けて，主体的な学びと生涯学習の意欲の醸成を図っている。また，スタートアップ・アカデミックセミナーについては，授業実施のツールとなる教科書，ガイドブック等の独自教材として作成し，全学で統一した内容・基準に基づき，講義ができる体制を構築した。 ・なお，導入教育の適切性については，授業評価及び平成30年度から導入した学修行動基礎調査をもとに点検評価を実施し，到達目標・授業計画が適切であることを確認するともに，クラス分けの工夫等の必要な改善を進めている。 ・今後は，令和3年度以降の教育課程改正に向けて，フレッシュマンコア科目の導入効果等について点検評価を進め，より効果的なフレッシュマンコアの展開を目指した教育課程再編方針の策定を行う。		
	18	③　学生がグローバル社会に対応し，広い視野を持てるよう，英語能力の向上を図るとともに，日本及び世界の国々の歴史や文化を深く理解するための教育課程を編成する。また，健康の増進や芸術性の涵養など社会人としての基盤となる幅広い知識や能力を養う。	Ⅲ	・平成29年度からのカリキュラム改編に伴い，英語の読解，ライティング，文法，会話，ディスカッション力の向上を図るために，フレッシュマンコアの1年次配当科目として，英語科目を開講した。また，平成30年度にはグローバルコモンズにスピーキングブース，リスニングブース等を設置して開所し，学生の英語4技能の能力向上を図った。令和3年度以降の教育課程改正を目途として，英語科目のカリキュラムの見直しを検討していく。 ・平成29年度から新カリキュラムの基盤教育において，日本及び世界の国々の歴史や文化を深く理解するための科目である「Global　Studies」「世界の歴史と文化」「日本の歴史と文化」などを開講した。また，奈良県立大学との連携により，平成29年度には奈良の歴史，文化及び観光等を学ぶ単位互換プログラムを実施し，平成30年度には宮城の歴史，文化及び震災復興等を学ぶ単位互換プログラムを本学で開講した。 ・平成29年度から新カリキュラムの基盤教育において，健康の増進や芸術性の涵養など幅広い知識や能力を養うことを目的としたアートサイエンス分野8科目を開講した。また，全学共通科目に，企業，団体等との連携により，社会人としての基盤となる幅広い知識や能力を養う科目「産学連携講座Ⅰ・Ⅱ」配置し，平成30年度には東北電力株式会社，株式会社日立ソリューションズ東日本，トヨタ自動車株式会社との連携講座を開講した。		
	19	④　適切な情報処理能力及び的確な状況理解に基づくライティングやプレゼンテーションなど，人間としての自己表現力の向上を図る教育を充実する。	Ⅲ	・従来，「基礎ゼミ」として展開してきた初年次教育を，平成29年度から新規カリキュラムにおいて「スタートアップ・セミナー」および「アカデミック・セミナー」として開講している。その開講にあたり，大学として「適切な情報処理能力及び的確な状況理解に基づくライティングやプレゼンテーションなど，人間としての自己表現力の向上を図る」体系的な教育が行えるよう，平成28年度に教科書の作成にとりかかるための執筆チームが形成され，作成に取り掛かった。1年目の開講までに2科目を講義するためのテキストが完成した。また，2年目の開講に向けて，テキストの改訂を行った。 ・さらに，担当教員がその教授を的確に行えるようにFD・SDを実施した。 ・今後は，情報処理能力及び自己表現力の向上のための科目の充実のために，関連する科目群の内容の検証を行い，それに基づいた教育課程再編の方針策定を進める。		

第１　教育研究の質の向上	【重点目標】
１　教育に関する目標	県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ，高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに，教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより，豊かな知性や感性，自立した人間として必要な総合力を身につけ，グローバルな視点も備えた人材を育成し，地域社会に輩出する。

中期目標	中期計画		法人の自己評価		評価委員会による評価	
			評定	判断理由（中期計画の実施状況等）	評定	意　　見
「高度な実学を身につけた実践的人材の養成」という教育理念のもと，教育内容や教育環境のグローバル化を進めながら，豊かな人間性の形成及び基礎的な科学力の向上を図るための基盤的な教育を行う「共通教育」と，各学群（学部）の学生に専門知識・技術を授け実践的な能力を培う「専門教育」によって，人間性豊かでグローバルな視点も備えた，地域社会に貢献できる人材を養成する。 共通教育においては，英語力，情報処理能力及びコミュニケーション能力の向上を図るための教育課程を編成するとともに，グローバル社会において必要な素養を幅広く涵養し，自立した人間として必要な総合力形成の基礎となる教養教育を充実する。また，専門教育においては，共通教育との連携を重視した上で，地域社会のニーズに対応し，かつ，各学群（学部）の教育目標や特色を生かした教育課程を編成する。 教育の実施においては，グローバルな視野を持ちつつ地域貢献の視点も踏まえた，より実践的な教育や少人数教育によるきめ細かな教育を行うなど，学生の勉学意欲や理解度の向上につながる，最も効果的な教育方法を工夫するとともに，公平で透明性のある評価基準により，それぞれの学生の学修到達度を測定し，厳正な成績評価を行う。	(ハ) 専門教育				
	20	〔看護学群（学部）〕 共通教育（基盤教育）科目，専門基礎科目，及び専門科目の相互関連性に配慮し，特に専門基礎科目と専門科目の各科目の教育内容を精選するとともに，実習等を含め，保健医療福祉の変化や地域社会のニーズに対応し，かつ，グローバルな視野を養う科目の新設を図るなどのカリキュラム改革を実施する。	Ⅲ	・カリキュラムマップ，科目関連図を作成し，共通教育（基盤教育）科目，専門基礎科目，及び専門科目の相互関連性を明確にした。今後は，看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーや，看護学教育モデル・コア・カリキュラム等を踏まえて，シラバスの内容等を充実するとともに，看護学群学生の４年間の成長を評価する“学びの振り返り”がより活用性の高いものとなるよう内容と活用方法を再検討する必要がある。 ・「災害看護プログラム」では，授業科目で得た知識を発展させる主体的学習の取り組みを支援した。また，「災害看護プログラム」の充実を図るため東日本大震災発生後の本学および看護学部教員・学生等による活動に関わる記録や報告書を精査し，課題の抽出を行った。 ・「国際看護プログラム」では，現地視察により海外演習の協力施設の拡大を検討し，オーストラリアでの学修の準備を進めた。		
	21	〔事業構想学群（学部）〕 地域社会の活性化，震災からの創造的復興，事業のイノベーションなど，新たな価値の創造を担う人材の育成に向け，体系的なカリキュラム改革を実施する。	Ⅲ	〔事業構想学群（学部）〕 ・コミュニティ・プランナー育成プログラム開発（文科省大学間連携事業）の成果をもとに，地域創生学類の設置，地域連携型教育（コミュニティ・プランナープログラム）のカリキュラム化を行い，地域貢献人材育成の体系化を進めた。 ・復興人材育成プログラム（学都仙台コンソーシアム復興人材育成教育コース科目）を専門関連科目として6科目12単位配置，他大学と連携して復興人材育成教育を実施した。（平成28年度まで） ・事業構想学群（学部）が主に使用する412教室，413教室，グループ演習室などを，フレキシブルなアクティブラーニングに対応可能な教室に改修し，グループワークやプレゼンテーションなどの主体的な学びを実施しやすい環境整備を行った。 ・平成29年度新カリキュラム開始にあたり，シラバスの精緻化，授業評価アンケート結果に基づく授業改善計画といったPDCAサイクルを回すとともに，学群FDにおいてルーブリックに関する研修を行うなど，成績評価の厳正化を進めた。		
	22	〔食産業学群（学部）〕 食材の生産，食品の製造・流通・消費及びリサイクル等幅広い「食産業」の実態に的確に対応できる能力を養うため，体系的なカリキュラム改革を実施する。	Ⅲ	・新カリキュラムにおいては，共通教育の中にフレッシュマンコア，グローバルコミュニケーション，ソーシャルサイエンス，ナチュラルサイエンス，アートサイエンスの科目群をそれぞれ設け，英語力，情報処理能力，コミュニケーション能力の向上を図るとともに，グローバル社会を生き抜く総合力形成の礎となるよう教養教育の必要単位を強化し充実させた。また，専門基礎科目を学類共通で配置してどちらの学類を選択しても後に続く専門教育がスムーズに行われるように工夫した。 ・食材の生産，食品の製造・流通・消費及びリサイクル等に至る「食産業」における地域社会のニーズを考慮すると，特に，環境（農業土木，IoT）分野，水産分野，農業経営経済分野などへの対応が十分ではない可能性が明らかとなり，これらについては，将来構想に盛り込んだ近未来案を策定し，「教員組織の編成方針」や「教員配置（採用）計画」をたたき台として取りまとめた。 ・附属坪沼農場では，生産物の一部について大学としては3校目となるグローバルGAP認証を取得し，食材の栽培に関するグローバルスタンダードについても実践的な教育を先駆けてできるようにした。 ・教育の実施において教員がより広く最新のグローバル的視野をもつためには，教員の短期・中期の海外留学制度も必要であり，ロイヤルメルボルン工科大とはこれを含む学部間協定を締結した。今後はこのための制度の整備が必要である。 ・食産業学において，より実践的かつ主体的教育を強化するために，学内及び地域に食サービスを提供できるようなスモールスケールの「食産業実践ラボ」施設の整備に向けて検討を開始した。 ・少人数教育は，ディプロマ・ポリシーに基づく質の保証を担保するために重要であり，これを進めるためには将来構想に合わせた教員の充実に向けて取り組む。 ・高度な実学による教育に対応した実験機器の整備及び施設の改修工事が大学改革予算に沿って進められてはいるものの，最先端技術の進歩は加速度的であり，次年度，見直す必要がある。さらに，学部（群）開設後13年を経過し，実験・実習用の機器・機材の陳腐化および老朽化が目立ち，これらの更新時期を迎えている。これらは食産業の先端的教育や研究を進める上で非常に重要であり，修繕費の確保並びに更新スケジュールを作成し，中期計画等での予算化を図る。 ・次年度以降は，新たな将来構想や方針に基づき，中期目標の達成に向けて必要な取組を進める。		

第１　教育研究の質の向上	【重点目標】
１　教育に関する目標	県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ，高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに，教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより，豊かな知性や感性，自立した人間として必要な総合力を身につけ，グローバルな視点も備えた人材を育成し，地域社会に輩出する。

中期目標	中期計画		法人の自己評価		評価委員会による評価	
			評定	判断理由（中期計画の実施状況等）	評定	意　　見
「高度な実学を身につけた実践的人材の養成」という教育理念のもと，教育内容や教育環境のグローバル化を進めながら，豊かな人間性の形成及び基礎的な科学力の向上を図るための基盤的な教育を行う「共通教育」と，各学群（学部）の学生に専門知識・技術を授け実践的な能力を培う「専門教育」によって，人間性豊かでグローバルな視点も備えた，地域社会に貢献できる人材を養成する。 共通教育においては，英語力，情報処理能力及びコミュニケーション能力の向上を図るための教育課程を編成するとともに，グローバル社会において必要な素養を幅広く涵養し，自立した人間として必要な総合力形成の基礎となる教養教育を充実する。また，専門教育においては，共通教育との連携を重視した上で，地域社会のニーズに対応し，かつ，各学群（学部）の教育目標や特色を生かした教育課程を編成する。 教育の実施においては，グローバルな視野を持ちつつ地域貢献の視点も踏まえた，より実践的な教育や少人数教育によるきめ細かな教育を行うなど，学生の勉学意欲や理解度の向上につながる，最も効果的な教育方法を工夫するとともに，公平で透明性のある評価基準により，それぞれの学生の学修到達度を測定し，厳正な成績評価を行う。	(ニ) 教育方法と成績評価				
	23	①　学ぶ意義を理解し学修意欲が向上するよう，アクティブ・ラーニングを積極的に取り入れるとともに，少人数指導の実施やティーチング・アシスタント（TA），ICT(Information and Communication Technology)の活用などによるきめ細かな教育によって学生の理解度向上を図る。	Ⅲ	・アクティブラーニングを進めるためのICTの導入が進み，複数の講義においてICT活用によるアクティブラーニングが展開された。 ・初年次教育において担任制という枠も設け，スタートアップ・セミナーやアカデミック・セミナーを始めとする科目で細やかなアカデミック対応を実施した。 ・ティーチング・アシスタント（TA）を活用し，大人数講義での細かな対応についても取り組んだ。 ・学生の主体的な学びを促進するための環境整備として大和キャンパスに4種類のコモンズを構築した。 ・今後は，アクティブ・ラーニングを講義に十分に取り込むため，ICTなどシステム面での整備を図るとともに，大人数クラス，少人数クラスそれぞれに必要となるTAのあり方を検討し，TAの活用を進める。		
	24	②　到達目標と成績評価基準を明確にし，GPA(Grade Point Average)による成績管理を適切に運用することにより，厳正で公正な成績評価を行うとともに，学生が自ら到達度を点検・自己評価できる仕組み（学修ポートフォリオ）を整える。	Ⅲ	・平成28年度に「シラバス作成ガイド」を作成し，到達目標及び成績評価基準の記載方法の全学での統一を図るとともに，シラバスのチェック体制を充実させて，シラバス上で適切な情報が提供されるような工夫を図っている。 ・GPAに関しては，平成25年度に「GPA制度の取扱いに関する要綱」を定め，学年進行に従って運用範囲が拡大し，現時点は全学生に対してGPA制度が適用されている。平成31年度（令和元年度）からの学修状況可視化システムの導入により，より精度の高いGPA制度の見直しを実施し，平成31年度（令和元年度）から新制度の運用を行う。 ・厳正で公正な成績評価を行うために，平成28年度末までに「成績評価ガイドライン」を策定し，これに基づいた評価が行われているかを点検する仕組みを構築するとともに，評価方法としてルーブリックの導入を推奨することを「シラバス作成ガイド」上で示すとともに，利用促進のために「ルーブリック作成マニュアル」の作成及びFDを実施した。 ・学生が自ら到達度を点検・自己評価できる仕組みとして，看護学群（学部）では「学びの振り返り」の継続的な実施を行っている。全学的には，平成27年度に導入した学務管理システムにおいて，学修ポートフォリオ機能を整備したが，十分に活用されていないことから，平成31年度から導入予定の新学務基幹システム導入に合わせて，さらに利用促進を図る。		

ロ　大学院課程

評価委員会による評定実績				
H27	H28	H29	H30	H31
A	A	A		

地域の高度人材養成機関として，先端的な専門知識・技術を備え，研究的視点を持った高度専門職業人及び自立的・独創的な研究能力を持つ研究者を養成する。 学士課程における教育を基礎とし，当該教育との関係に配慮しながら，地域社会のニーズに対応した高度専門職業人の養成はもとより，職種転換やスキルアップ，学び直しなど，社会人の多様なニーズにも対応した教育の機会の充実が図れるよう，各研究科の教育目標等に適合した教育課程を編成する。 教育の実施においては，高度専門職業人を目指すコースや研究者を目指すコース，社会人のキャリアアップコースなど，それぞれに応じた教育・研究指導の体制を整備の上，地域貢献の視点を踏まえて，効果的な教育方法を工夫するとともに，公平で透明性のある評価基準による厳正な成績評価及び透明性・客観性のある学位論文等審査を行う。	(イ) 教育課程編成の基本方針					
	25	①　大学の理念や研究科ごとの目的，人材養成目標等に基づき，カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを明確化する。ディプロマ・ポリシーにおいては，課程修了に当たって修得しておくべき学修成果を明確に定める。	Ⅲ	〔看護学研究科〕 ・大学の理念や大学院の高度看護実践家および研究・教育者を育成する目標に基づきカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを検討し，カリキュラムの改正を行ってきた。今後は，研究科のディプロマポリシーにおいて修得すべき学修成果をより具体的にする。 〔事業構想学研究科〕 ・学士課程の平成29年度改訂カリキュラムによる履修者の進学に対応し，事業構想学研究科の将来構想を検討した。カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーと整合性のある研究科における教育体系の更なる検討を行う。 〔食産業学研究科〕 ・学士課程の平成29年度改訂カリキュラムによる履修者の進学に対応し，食産業学研究科のあるべき姿についてのプランが検討されたところである。今後は，学士課程の改訂カリキュラムによる学修成果を踏まえつつ，食産業学研究科のあるべき姿に向けてのプランを基盤として，カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを策定し，研究科の教育体系をより具体的にすることとする。		

第１　教育研究の質の向上	【重点目標】
１　教育に関する目標	県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ，高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに，教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより，豊かな知性や感性，自立した人間として必要な総合力を身につけ，グローバルな視点も備えた人材を育成し，地域社会に輩出する。

中期目標	中期計画		法人の自己評価		評価委員会による評価	
			評定	判断理由（中期計画の実施状況等）	評定	意　　見
地域の高度人材養成機関として，先端的な専門知識・技術を備え，研究的視点を持った高度専門職業人及び自立的・独創的な研究能力を持つ研究者を養成する。 学士課程における教育を基礎とし，当該教育との関係に配慮しながら，地域社会のニーズに対応した高度専門職業人の養成はもとより，職種転換やスキルアップ，学び直しなど，社会人の多様なニーズにも対応した教育の機会の充実が図れるよう，各研究科の教育目標等に適合した教育課程を編成する。 教育の実施においては，高度専門職業人を目指すコースや研究者を目指すコース，社会人のキャリアアップコースなど，それぞれに応じた教育・研究指導の体制を整備の上，地域貢献の視点を踏まえて，効果的な教育方法を工夫するとともに，公平で透明性のある評価基準による厳正な成績評価及び透明性・客観性のある学位論文等審査を行う。	26	②　カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに基づき，学士課程における教育を基礎とし，それとの関係にも配慮しつつ，地域社会のニーズに対応した高度専門職業人養成及び研究者養成のための教育課程を編成する。	Ⅲ	〔看護学研究科〕 ・高度専門職業人の専門看護師養成コースである「老年看護」と「がん看護」について，26単位から38単位教育課程申請を行い，認定された。また，新たに地域包括ケアの将来像に対応した「在宅看護専門看護師教育課程」を開設する方向性を検討した。今後は，「在宅看護専門看護師教育課程」を申請する準備を行う。 〔事業構想学研究科〕 ・学士課程改革や産業界および地域社会のニーズに対応した高度専門職業人及び研究者養成など，次期カリキュラム・ポリシーについて検討した。今後は，これらを具体的に実現すべく，カリキュラム・ポリシーに基づき大学院教育の具体化を図るよう検討を行う。 〔食産業学研究科〕 ・食産業学研究科のあるべき姿についての検討を行い，その中で学士課程改革や産業界及び地域社会のニーズに対応した高度専門職業人及び研究者養成など，次期カリキュラム・ポリシーについて検討を行った。今後は，これらを具体的に実現すべく，カリキュラム・ポリシーに基づき大学院教育の具体化を図るよう検討を行う。		
	27	③　問題設定能力，調査分析能力及び問題解決能力を向上させるための教育を重視し，専門的課題に関する自立的研究能力を高める。	Ⅲ	〔看護学研究科〕 ・FDによって院生の現状分析や指導方策を教員間で共有し，ＦＤで作成した「看護学研究科前期課程主な年間スケジュールと修士論文作成までの道のり」を活用して，院生の問題設定能力，調査分析能力及び問題解決能力を向上させるための教育を行い，専門的課題に関する自立的研究能力を高めている。今後は，FDを通して，院生の自立的な研究遂行能力に関する成果についての評価を行う。 〔事業構想学研究科〕 ・研究科前期課程では，事業構想基礎講座を必修科目とし，研究を進めるに当たって必要な技能や倫理に関する基礎教育プログラムを実施するとともに，その内容の充実を進めてきた。また，前期・後期課程とも複数指導教員体制により，研究計画発表会，中間発表会等の機会を活用して，問題設定能力，調査分析能力及び問題解決能力の向上に向けた研究指導を行っている。 ・今後は高度職業人教育をさらに充実させて，調査研究能力を向上させる。また，学内の中間発表，学外の学会発表等を通じて，自立的研究能力を高め，意識の向上を促す科目配置や複数教員による指導体制を更に強化する。 〔食産業学研究科〕 ・専門的な問題のみではなく，　地域社会や産業界のニーズに触れさせることで，その研究の意識を高め，自律的に研究することで問題設定能力や調査分析能力が向上できるよう指導を行ってきたところである。大学院生の，こうした能力の向上を図れるよう，不断に科目や教育方法の検討を行っていく。		
	28	④　博士後期課程では，専門分野において新規性のある知見を体系化する能力を養い，地域社会や産業界とも連携して，社会を牽引する人材を養成する。	Ⅲ	〔看護学研究科〕 ・後期課程では，「生涯健康支援看護学」を実践し探求する高度専門職業人として，「高度看護実践指導者」と「看護教育研究者」の履修モデルを示し，その内容が充実するようシラバスの精緻化を図っている。今後は，専門分野において新規性のある知見を体系化する能力を養えるよう，研究指導体制や研究指導方法について検討する。 〔事業構想学研究科〕 ・研究内容に応じてより広い範囲での知見を得ることができるように，領域や系を横断して履修が可能となる仕組みを導入するとともに，先端的な知見に触れることができるように新規分野の教員を採用するなど教育体制の充実を図った。 ・今後は，将来構想に基づいた多様な教育実践方法を試行し，効果的な教育研究方法を検証する。外部人材活用等も行い，教育の充実を検討する。 〔食産業学研究科〕 ・既存の枠組みの中で，新規性のある知見を取り入れて，産業界および地域社会に貢献できる研究者養成のための教育プログラムの改訂を行ってきた。また，それとともに，研究科博士後期課程についても，あるべき姿に向けてのプランを検討する中で，既存の枠を超えて検討している。今後は，この具体策を合わせて検討していくこととする。		

第１　教育研究の質の向上	【重点目標】
１　教育に関する目標	県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ，高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに，教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより，豊かな知性や感性，自立した人間として必要な総合力を身につけ，グローバルな視点も備えた人材を育成し，地域社会に輩出する。

中期目標	中期計画		法人の自己評価		評価委員会による評価	
			評定	判断理由（中期計画の実施状況等）	評定	意　　見
地域の高度人材養成機関として，先端的な専門知識・技術を備え，研究的視点を持った高度専門職業人及び自立的・独創的な研究能力を持つ研究者を養成する。 学士課程における教育を基礎とし，当該教育との関係に配慮しながら，地域社会のニーズに対応した高度専門職業人の養成はもとより，職種転換やスキルアップ，学び直しなど，社会人の多様なニーズにも対応した教育の機会の充実が図れるよう，各研究科の教育目標等に適合した教育課程を編成する。 教育の実施においては，高度専門職業人を目指すコースや研究者を目指すコース，社会人のキャリアアップコースなど，それぞれに応じた教育・研究指導の体制を整備の上，地域貢献の視点を踏まえて，効果的な教育方法を工夫するとともに，公平で透明性のある評価基準による厳正な成績評価及び透明性・客観性のある学位論文等審査を行う。	(ﾛ) 各研究科				
	29	〔看護学研究科〕 学生が計画的な研究活動により課程の修了ができるように研究指導を強化する。指導方針を共有し，個別指導・小集団指導・大集団指導による教育・指導体制を一層強化する。 ① 博士前期課程 地域社会のニーズや保健医療福祉現場のニーズに対応した教育内容の充実を図る。 ② 博士後期課程 看護学分野において自立的な研究能力を養成するため，個々の学生の研究活動・論文作成の能力に応じた教育・研究指導体制の充実を図る。	Ⅲ	・院生が計画的な科目履修及び研究活動により課程の修了ができるように，教員の資質向上のためのFDと院生への成果還元を一体的に行い，研究指導を強化している。また，指導方針を共有し，個別指導・小集団指導・大集団指導を連動して運営し教育・指導体制の充実を図っている。 ① 博士前期課程：平成29年度26単位共通科目の継続申請に続き，平成30年度は「老年看護」「がん看護」の38単位新規申請を行い，地域社会のニーズや保健医療福祉現場のニーズに対応した教育内容の充実を図った。また，教員FDとその成果還元のサイクルが円滑に回っている。 ②博士後期課程：看護学分野において自立的な研究能力を高めるため，1年次の小集団指導・大集団指導及び，２年次以降の定期的な研究発表会の充実を図っている。しかし，研究年限を超えた履修者が増えていることから，2年次以降の指導体制の検討及び後期課程修了時の研究能力到達目標の検討が必要である。		
	30	〔事業構想学研究科〕 事業構想学は学際的な研究であることから，早期の複数指導体制を確立する。 ① 博士前期課程 事業構想に関する専門的な知識や技術を修得した高度専門職業人や研究能力を持つ者を養成する。 ② 博士後期課程 事業構想に関する高度な研究能力を持って専門的な業務に従事する者や自立的研究能力を持つ研究者を養成する。	Ⅲ	①博士前期課程 ・入学後，早期からの複数指導教員による体制を整備し，検証する段階まで到達している。今後は，大学院生による学生評価票を活用して，更に改善を行う。 ②博士後期課程 ・入学後，早期からの複数指導教員による体制を整備し，検証する段階まで到達している。今後は，大学院生による学生評価票を活用して，更に改善を行う。		
	31	〔食産業学研究科〕 教育内容を定期的に見直し，教育課程上の課題を明確化することにより，必要な科目整備などを迅速に行うとともに，地域の公設試験研究機関との連携により，食産業学研究の活性化を図る。 ① 博士前期課程 高度で専門的な経営力，技術力，安全管理力，環境管理力，情報力等を備えた課題解決型の「イノベーション力」の修得を図る。 また，留学生募集を強化し，一部科目の英語による講義を開始する。 ② 博士後期課程 高度な研究能力を持って専門的な業務に従事する者や自立的研究能力を持つ研究者・大学教員を養成する。	Ⅲ	・博士課程前期については，開設から101名の入学者を受け入れ，内社会人は21名，他大学・留学生は15名となっており，地域貢献につながる課題解決型の研究テーマの設定にも取り組んできた。 ・しかしながら，ABEイニシアティブによる留学生の受け入れについては1名と少数であることから，改善策を検討する必要がある。 ・また，公設研究機関からの受け入れについても少数であることから，県職員等の大学院受入れの制度化や入学金・授業料での優遇措置などの検討を継続する必要がある。 ・学部（群）は改組を実施しており，大学院との接続性について見直す時期に差し掛かっている。現在，将来構想の案を策定して改革に取り組む予定である。 ・自立的研究能力を持つ研究者・大学教員を要請するための最新の機器・設備が不足しており，挿導入を検討する必要がある。		

第１　教育研究の質の向上	【重点目標】
１　教育に関する目標	県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ，高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに，教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより，豊かな知性や感性，自立した人間として必要な総合力を身につけ，グローバルな視点も備えた人材を育成し，地域社会に輩出する。

中期目標	中期計画		法人の自己評価		評価委員会による評価	
			評定	判断理由（中期計画の実施状況等）	評定	意　　見
	(ハ) 教育方法と成績評価					
	32	①　各研究科の人材養成目標を踏まえ，学士課程からの進学や社会人入学など学生の学修履歴も勘案して，適切に研究指導等を行う。	Ⅲ	〔看護学研究科〕 ・看護学研究科の人材養成目標を踏まえ，社会人入学による学生の学修履歴も勘案して，集団指導及び学生同士のピュアレビューを取り入れ適切に研究指導等を行っている。引き続き，研究計画発表会や集団指導を通して，院生同士がピアレビューを行う機会となるよう活用を図る。 〔事業構想学研究科〕 ・事業構想学研究科の人材養成目標を踏まえ，学士課程からの進学や社会人入学など学生の学修履歴も勘案して，適切に研究指導等を行っている。自治体枠の募集による入学者についても，プロジェクト研究や特定研究課題について，効果的な学修を検討していく。 〔食産業学研究科〕 ・研究科で学ぶ大学院生の個々の学修履歴に応じた，テーラーメイド型教育指導の実践を行えるよう，たとえば，社会人には，修士論文に代えてプロジェクト研究などの準備が行われた。今後は，日程を含め柔軟な講義時間の検討や講義方法などについての検討を行い，より個々人のニーズに合わせた教育実践ができるよう検討をしていく。		
	33	②　日本語及び英語をはじめとする外国語でのコミュニケーション能力や表現力を向上させ，論文執筆能力に加え，学会発表やディベートを行う能力を培う。	Ⅲ	〔看護学研究科〕 ・研究計画発表会やゼミのプレゼンテーションを通して，日本語での表現力・コミュニケーション能力の向上を図っている。各領域においては英文文献の抄読等により外国語での表現力を高める機会を設けているものの，研究科としての教育方法は未検討である。 〔事業構想学研究科〕 ・前期課程においては，必修科目である事業構想基礎講座において，表現力の向上や論文執筆能力の向上，研究倫理の理解のためのプログラムを継続して実施した。 ・外国語のコミュニケーション能力や表現力の向上に向けて英語科目を設けるとともに，アフリカからの留学生を交えた講義，研究発表会等を英語で行い，英語コミュニケーション能力向上の機会とした。 ・今後も引き続き，表現力向上や論文執筆能力の向上を目指した教育プログラムの継続と講義・演習科目の充実を図る。 〔食産業学研究科〕 ・英語によるコミュニケーション能力の向上については講義などの教育科目を活用し，　特にABEイニシアティブによる留学生への対応を通じて８科目で英語による講義が行われた。学生の発表及び質疑などの能力は，前期課程の中間発表会の発表時間を10分から15分へと長くするとともに，研究科内で食産業学セミナー等の研究発表会を開催することで，その能力の向上を図ってきた。また，論文執筆については，学会発表への支援を通じて，論文執筆の機会を増やした。今後もこうした機会を積極的に利用しつつ，外国語によるコミュニケーション能力や，学会発表やディベートを行う能力，論文執筆の能力の向上を図っていく。		
	34	③　成績評価基準を明確にし，公平で透明性のある評価を行うとともに，論文審査基準の明確化や外部委員の導入などにより，透明性・客観性のある厳正な学位審査を行う。	Ⅲ	〔看護学研究科〕 ・シラバスの記載内容について到達目標や成績評価基準を明確にし運用している。論文審査基準の明確化および周知により，透明性・客観性のある厳正な学位審査を行っている。また，学位論文審査に外部審査員を入れる必要性については，論文ごとに検討した。 ・今後は，これまでの取り組みをさらに充実させ，厳正な成績評価および学位審査に関する取り組みを進めていく。 〔事業構想学研究科〕 ・シラバスにおける成績評価項目への評価基準記載を充実させるとともに，成績評価のバランスについて教授会等で確認を行うなど公平で透明性のある評価を行う取り組みを進めている。 ・学位論文審査においては，学位論文審査基準に沿ったルーブリック形式での評価の取り組みを実施するとともに，必要に応じて外部審査員の任用し，審査の厳正化に図っている。 ・今後は，これまでの取り組みをさらに充実させ，厳正な成績評価および学位審査に関する取り組みを進めていく。 〔食産業学研究科〕 ・審査手順やスケジュール等を明記した「宮城大学大学院食産業学研究科学位論文提出までの手引き博士前期課程（修士）」を整備した。また，論文博士の審査に内規を整備したことにより，厳正で的確な審査が行えるようになったとともに，博士課程の学生や論文博士の取得希望者にとっても明瞭な目的をもつことになり，「学位」の質がより確かに保証されることとなった。今後は，こうした審査を厳正に行うとともに，問題点等があれば適宜修正し，改善する。		

第１　教育研究の質の向上	【重点目標】
１　教育に関する目標	県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ，高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに，教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより，豊かな知性や感性，自立した人間として必要な総合力を身につけ，グローバルな視点も備えた人材を育成し，地域社会に輩出する。

中期目標	中期計画		法人の自己評価		評価委員会による評価	
			評定	判断理由（中期計画の実施状況等）	評定	意　見
(3) 教育の実施体制等に関する目標						
イ　適正な教員配置					評価委員会による評定実績 H27 A H28 A H29 A H30 H31	
全学共通教育，各学群（学部）及び各研究科の教育課程や学生数に対応した教員組織を編成する。 また，模擬授業の導入など教員選考方法や教員資格審査手続を見直し，授業科目の内容に応じた教育研究業績，実務経験等を有する優れた教員を，年齢構成のバランスや男女比にも配慮しながら幅広く募り，採用・配置する。さらに，教育の支援や産学連携活動の強化のため，国際交流・留学生センター及び地域連携センターに専任教員等を引き続き配置する。	35	(ｲ)　カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーに基づき，学生にとって魅力のある教育課程を編成し，社会や時代が求める教育や産学連携ニーズに柔軟かつ機動的に対応できるよう，より効率的な教員組織への再編と弾力的な教員配置の在り方を検討し，必要な改善を行う。	Ⅲ	・これまで大学改革を進める中で，新たなカリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーに基づいて教育課程を編成し，全学共通の基盤教育科目群「フレッシュマンコア」の開設及び学群コアカリキュラムの再編成やディプロマ・ポリシーと講義科目との関連を示すカリキュラムマップの作成等に取り組んできたほか，平成29年度から学系制へ移行するなど教員組織の改善も図ってきた。 ・しかしながら，本学の理念・目的に基づいた教員組織の編成方針等が明確に定められていなかったことから，中期計画のPDCAサイクルを踏まえて課題を整理し，平成30年度に学系の再構築に取り組むとともに，各学群・研究科で「将来構想（次期教育研究体制スキーム）」が策定され，その中で「教員組織の編成方針」や「教員配置計画」が示された。 ・平成31年度（令和元年度）以降はこれらの新たな構想や方針に基づき，中期目標の達成に向けて必要な取組を進めていく。 ・なお，教育課程編成については，中期目標の「第１の１　教育に関する目標　(3) 教育の実施体制等に関する目標（中期計画番号35～45）」ではなく，「第１の１　教育に関する目標　(2) 教育の内容等に関する目標（中期計画番号12～34）」において対応すべき課題であり，中期計画番号13及び26にも教育課程の編成に関する項目があることから，中期計画番号35としての取組及び評価は平成30年度をもって終了とする。		
	36	(ﾛ)　様々な業績や経歴を有する優秀な人材を年齢や性別，国籍などのバランスに留意して幅広く確保するため，教員の選考は引き続き公募制を原則とし，選考基準や選考結果を公表する。	Ⅲ	・これまで，教員の採用に当たっては，公募により様々な業績や経歴を有する優秀な人材を年齢や性別，国際性等のバランスに留意して確保することに努めてきたが，年齢構成が50代前半に偏りがみられる結果となっている。 ・公募制によって，応募があった教員の中から採用するという手法では，性別，国籍などのバランスを確保するのは困難であるが，引き続き，公募制を原則としながらも，平成30年度に策定した「将来構想（次期教育研究体制スキーム）」に掲げられた教育・研究の方向性を踏まえ，必要な人材を明らかにした上で選考を行っていく。 ・中期目標においては，国際交流・留学生センター及び地域連携センターの専任教員配置について記載があるが，中期計画には掲げられていない。本学では，平成29年度から学群・学類制移行に伴う基盤教育強化の一環として，英語教員等を基盤教育群に配置したことにより，国際交流・留学生センターへの専任教員の配置を取り止めたところである。また，平成30年度から，産学連携強化の一環として，新たに企業・自治体と教員とのマッチングを行うため，地域連携センターに専任教員を配置したところであ。		
	37	(ﾊ)　教員の採用及び昇任の選考において，対象者の教育力，研究力，地域貢献，学内運営への取組姿勢等を審査するため，模擬授業，研究成果のプレゼンテーション，面接などの審査の在り方を検討し，必要な改善を行う。	Ⅲ	・教授，准教授，講師の採用に当たっての模擬授業，研究成果プレゼンテーション，面接の手法については，選考方法として有効であると考えられることから，引き続き実施していくこととする。助教については，面接のみで運用がなされてきたが，本学の研究力向上，若手研究者育成の観点から，教授等と同様の手法で採用することを検討する必要がある。 ・公募する職位については，各学群の「将来構想（次期教育研究体制スキーム）」における教員配置計画を踏まえ，求める人材像を明らかにした上で決定する必要がある。 ・昇任審査については，引き続き職務能力向上計画書の提出を求め，今後の教育研究等の目標を確認して適切に行う。		
	38	(ﾆ)　新たに大学院を担当する教員については，授業科目の内容に応じた教育研究業績や実務経験等を有する優れた教員を配置するための資格審査手続きを検討し，必要な改善を行う。	Ⅲ	・現在の教員資格審査の仕組みが有効に機能していることから，引き続き実施をして行く。 ・学系の役割として，研究業績の評価を位置づけたことから，教員資格審査手続きに学系が関与する仕組みを導入する必要がある。		

第１　教育研究の質の向上	【重点目標】
１　教育に関する目標	県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ，高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに，教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより，豊かな知性や感性，自立した人間として必要な総合力を身につけ，グローバルな視点も備えた人材を育成し，地域社会に輩出する。

中期目標	中期計画		法人の自己評価		評価委員会による評価					
			評定	判断理由（中期計画の実施状況等）	評定	意　見				
ロ　教育及び教員の質の向上						評価委員会による評定実績				
						H27	H28	H29	H30	H31
						A	A	A		
教育活動の質の向上を図るため，これまでの実績を踏まえ，教員評価に係る評価項目や評価方法等の見直しを行い，教員評価の精度及び公平性を向上させる。また，学生による授業評価を全学で実施し，その結果を授業内容の改善等に反映させる。さらに，教員の教育能力向上のため，FD（教員の集団教育研修）の見直し等により，研修制度を充実させる。	(ｲ) 教員評価									
	39	公平性・信頼性の高い教員評価を実現するため，評価実績を検証して教員評価に係る評価項目や評価方法等の見直しを行う。また，評価結果を処遇等に反映するとともに，被評価者への適切なフィードバックにより改善の取組につなげるための仕組みを構築する。	Ⅲ	・教員評価については，評価項目等の見直しを行いながら，教員人事委員会（平成29年度までは評価委員会）に教員評価専門委員会を設け，教育・研究・社会貢献・運営の4つの活動領域について3:3:2:2のウェイトで，客観的な評価項目及び配点に基づく一次評価と，一次評価の評価項目では評価しきれない活動内容，自己アピールなどを参考に管理者の裁量で加算する二次評価の合計を総合評価としてきた。総合評価は，上位30%をA，次の60%をB，下位10%をCとして評価を行い，評価結果は，勤勉手当の成績率や昇給考課，研究費の配分に反映させていた。しかし，評価の目的が抽象的であるほか，全学的組織への貢献度など教員の努力が真に反映されていないという不満が多く，評価点の対象となる活動が重視されるという傾向を助長していた。 ・このため，平成30年6月から制度検討委員会を立ち上げ，教員の本来のあるべき姿（評価のために働くのではなく，その社会的な尊厳と高い倫理観の下で，自発的に役割を果たすこと）を踏まえ，評価の目的を改めて定義した上で，目的に沿った評価制度の抜本的再構築を図ることとした。 ・具体的には，評価の目的を「専任教員の教育，研究，地域・社会貢献及び大学運営の各活動の目標設定を支援し，その成果を多面的に点検・評価することによって活動の改善と自己研鑽を促すとともに，大学全体の機能の改善と高度化に資する。」と再定義した上で，評価の方法についても，基礎評価と活動計画を基にした学群長等の合議による評価（一次評価），学長・副学長の合議による評価（二次評価）に再構成し，評価結果は勤勉手当の成績率のみに活用するなどの見直しを行った。						
	(ﾛ) 授業評価									
	40	学生による授業評価を全学で実施し，その結果を学生にフィードバックするとともに，それを踏まえて，授業内容等を改善する。また，効果的な改善が図られるよう，授業評価の方法を不断に見直す。	Ⅲ	・授業評価については，従前より継続的に全学で実施しているが，平成27年度には評価項目を改訂するなど，学生の回答負担等を考慮した改善を実施している。また，平成28年度からWeb上への移行により回答率が低下したことから，回答率向上のための学生への周知等を図るとともに，平成31年度（令和元年度）からは新しい授業評価システムを導入し，さらに授業評価プロセスの変更を予定している。 ・授業評価結果に関しては，教員に開示し，教員が改善計画を記載して学生に公開する仕組みを採用している。さらに学群制への移行に伴い，授業評価結果のフィードバックとして教員による授業改善計画の作成を義務付けるとともに，学群長による学群単位での教育改善計画の提出を義務付けて，科目及び課程全体でのPDCAの仕組みを構築している。 ・今後は，学群及び研究科において新しい授業評価システムについての点検を行い，必要な改善を進めていく。また，教員・学群のフィードバックとしての授業改善計画・教育改善計画についての点検を実施するとともに，必要な改善を実施する。						
	(ﾊ) 教員研修									
	41	①　教員自ら教育の内容や方法の改善に向けて自己研鑽に努めるとともに，アクティブ・ラーニングを進めるための技法などについて全学的・継続的にファカルティ・ディベロプメント（FD）（教員の集団教育研修）を実施する。	Ⅲ	・教育の内容や方法の改善に向けて，アクティブ・ラーニングや教育の質保証等に関するファカルティ・ディベロップメント（FD）（教員の集団教育研修）を毎年開催できた。平成29年度からは，FD・SDについて階層化した枠組みを整理し，FD・SDの計画・実施・評価を促進する体制が整った。今後，整備された体制を活用し，全学的・継続的にFDの内容の充実と活性化を図る。						
	42	②　各学群（学部）・研究科は，教員研修等の機会を設けるなど，それぞれの専門教育を教授する教員の能力・資質の維持向上を図るための措置を講ずる。	Ⅲ	〔看護学群（学部）〕 ・新カリキュラムにおける大学改革の評価や，教育の質保証の理解を深めるため，関連するテーマでFDを継続して実施した。平成30年度は，実習指導に携わる臨地実習指導者の参加も得て，看護実習教育の充実を図った。 ・専門教育を教授する教員の能力・資質の維持向上を図るため，外部の教員研修等に参加する機会を計画的に設けた。 ・テーマに応じた代表者が日本看護系大学協議会，公立大学協会等の研修会等に参加し，看護学教育の改善および質向上のための情報把握を継続して行った。研究会の内容は，報告の機会を設け学内教員に周知し，共有した。 〔看護学研究科〕 ・院生が計画的な科目履修及び研究活動により課程の修了ができるように，教員の資質向上のためのFDと院生への成果還元を一体的に行い，研究指導を強化した。また，指導方針を共有し，個別指導・小集団指導・大集団指導を連動して運営し教育・指導体制の充実を図った。 ・研究科教員FDでは，看護学部との合同FDで学士課程から連動したカリキュラム構成を検討した。また「博士前期課程学生の『研究遂行能力』獲得を支援するための方策」をテーマに具体的な研究指導方法を討議し「修士論文作成までの道のり」を作成した。さらに「修士論文作成における指導方策について」をテーマにして教員間で現状と指導方策を検討するなど，継続して教員の能力・資質の向上に努めている。 〔事業構想学群（学部）・事業構想学研究科〕 ・研究科担当教員によるFD・SDを実施し，ルーブリックを取り入れる等の教育方法等の工夫を行ってきた。学位論文についても，入学後すぐに副指導教員を定めて，研究計画発表会を公開で行う等，大学院生による研究の質の向上に一定の効果が見られた。 〔食産業学群（学部）・食産業学研究科〕 食産業学群（学部）では，効果的なFD・研修の在り方を議論することから始め，より実際的な議論に結び付けることができた。アクティブラーニングの技法，成績評価の見直し，新カリの検証などが進みつつある。また，食産業学研究科では，他大学の取り組みを学びながら，学生のニーズに応える魅力的なカリキュラム作りや研究環境の整備につながる議論が進められた。						

第１　教育研究の質の向上	【重点目標】
１　教育に関する目標	県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ，高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに，教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより，豊かな知性や感性，自立した人間として必要な総合力を身につけ，グローバルな視点も備えた人材を育成し，地域社会に輩出する。

中期目標	中期計画		法人の自己評価		評価委員会による評価					
			評定	判断理由（中期計画の実施状況等）	評定	意　見				
ハ　教育環境の整備						評価委員会による評定実績				
						H27	H28	H29	H30	H31
						A	A	A		
学生の能力向上や教員の教育研究活動を促進するため，専門図書の充実，図書の電子化，学内情報ネットワークの高速化等の整備を図るとともに，学生の語学修得等のための環境を整備する。	43	(ｲ)　施設設備の更新・改修を計画的に実施し，学生のアメニティ向上に配慮した教育環境の向上を図る。	Ⅳ	・「施設設備の更新・改修を計画的に実施し，学生のアメニティ向上に配慮した教育環境の向上を図る」という中期計画に沿って，平成27年度は「学生生活実態調査」「学生満足度調査」の実施により，各施設の利用頻度や利用時間を把握した。 ・平成28年度には障がい学生の受け入れを施設面から支援するため，大和キャンパス本部棟を中心にバリアフリー化を促進した。 ・平成29年度には，大学改革に併せて大和キャンパスの再編整備基本計画案ならびにコモンズについての基本計画案を策定し，平成30年度には大和キャンパスにおいて各コモンズが稼働を開始した。 ・平成30年度には，大和キャンパスの講義室の音響設備やプロジェクター設備の交換がなされ，学内情報ネットワークの更新も行われた。 ・平成31年度（令和元年度）には，太白キャンパスにおいて「ディスカバリーコモンズ」と「グローバルコモンズ」が整備され，稼働を開始する予定である。						
	44	(ﾛ)　図書館の館内環境の整備，部局特性を踏まえた多様かつ特徴的な蔵書・コレクション，電子化等による適切な情報保管・流通の効率性・機動性の向上，情報ネットワークの整備・安定稼働等を進めることにより，効果的な学術情報・教育環境基盤を提供する。	Ⅲ	・図書館の館内環境の整備については，平成29年度に策定した「学術情報高度化およびディスカバリーコモンズ（図書館）整備基本計画」に沿って，平成30年度に図書館改修工事を行い，閲覧室においてはPC，資料，ノート等を並べられる横長の閲覧空間（ハイブリッド閲覧）を実現し，防音を施してグループ学習を可能にしたメディアテークやディスカッションスペース，加えてイベント開催に適した空間と設備を館内に整備した。コモンズ（図書館）の運営に学生が参画する仕組みを構築しつつあり，地域に開かれたイベント「六限の図書館」は，利用者に届けるべき重要な「資料」と位置づけて回を重ね，平成27～30年度の4年間で12回開催した。 ・部局特性を踏まえた多様かつ特徴的な蔵書・コレクション及び電子化等による適切な情報保管・流通の効率性・機動性の向上については，平成29年度に策定した「宮城大学図書館の資料整備および運営に関する方針」をもとに「蔵書方針」とそれに基づく「資料選定基準」を学内周知すべく準備を進めており，公立大学として保存（ストック）に意義があると考えられる資料を除き，利用者に必要な資料を効率的・効果的に届けること（フロー）を重視して，電子化された資料をメインに整備・提供する方針を明確にした。 ・職員や外部講師による電子ジャーナル・データベースの学生向け講習を毎年継続しているほか，平成27年度から学術機関リポジトリの運用を開始し，目下オープンアクセス化への取組を加速しつつある。 ・学内情報ネットワーク整備については，通信速度の高速化・安定化やセキュリティにおける安全性・機能性の向上等に配慮し，必要に応じて改修を行ってきた。またリース期間満了を機に「宮城大学情報ネットワーク基盤システム更新業務」について平成30年8月に更新を完了し，ユーザーマニュアル等の整備を行った。						
	45	(ﾊ)　ｅーラーニングによる英語の自学自習システムの運用を継続するとともに，国際交流・留学生センターにおいて，視聴覚教材，書籍，ＴＯＥＦＬ等の試験用教材などを充実させるほか，海外留学に関する相談窓口の設置，留学プログラムの紹介など，英語を中心とする語学力の向上や学生の留学支援のための環境を整備する。	Ⅲ	・語学力の向上と学生の留学支援のため，平成29年度に大和キャンパスにおいてグローバルコモンズを整備し，TOEIC等資格関係，ペーパーバックなどの書籍のほか，学生のニーズに応じてDVD等も充実させ，学生が英語に親しみやすい環境を整備した。 ・また，グローバルコモンズのアウタースペースにおいては，常時CNNを放映し，英語に気軽に触れる機会を与えた。 ・海外留学に関する相談窓口の設置については，グローバルコモンズ内にこれまで留学経験があり，かつ学生とのコミュニケーション能力も高い者を国際交流・留学生センターアシスタントとして採用し，留学プログラムの紹介など学生に分かりやすく説明できる体制を整備した。 ・海外留学経験者による留学成果報告会や相談会を実施し，全学の学生に対する情報提供・個別支援を継続的に行った。また，全学の各教員の潜在的なリソースとして個人的に保持している海外ネットワークの発掘を行い，個別の研究や出張で来日する海外の研究者に対し，海外事情や留学の意識を向上させるためのミニ・レクチャーを実施した。 ・このことから，ｅーラーニングによる英語の自学自習システムの整備，視聴覚教材，書籍，TOEFL等の試験用教材などを充実化，海外留学に関する相談窓口の設置，留学プログラムの紹介など，英語を中心とする語学力の向上や学生の留学支援のための環境を整備することについては，問題なく実施することができた。						

第１　教育研究の質の向上	【重点目標】
１　教育に関する目標	県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ，高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに，教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより，豊かな知性や感性，自立した人間として必要な総合力を身につけ，グローバルな視点も備えた人材を育成し，地域社会に輩出する。

中期目標		中期計画	法人の自己評価 評定	法人の自己評価 判断理由（中期計画の実施状況等）	評価委員会による評価 評定	評価委員会による評価 意見
(4) 学生への支援に関する目標						
イ　学修支援						評価委員会による評定実績 H27 A H28 A H29 A H30 H31
学生の勉学意欲向上及び主体的な学びを重視した学修方法を身につけさせるため，学生への学修指導，履修相談，進路相談等の支援体制を強化・拡充する。また，履修モデルや基礎学力の底上げを図る科目を充実させるなど，学生の進路や達成目標に沿った履修が十分かつ円滑に行える環境づくりを行う。	46	(ｲ)　チュートリアルシステムの導入など，特に1，2年次の学生が身近に学修相談できる体制を整備する。また，オフィスアワー制度の運用を見直し，学生が直接質問できるようにする。	Ⅲ	・平成28年度までは，各学部の基礎ゼミ担当教員を中心に１年次学生への学修相談体制を整備してきたが，平成29年度以降は大学改革に伴って導入されたスタートアップセミナーのクラス担任教員がスチューデントサービスセンターの教職員と連携して相談に当たる体制に変更し，1年次学生への学修支援体制を整備した。 ・平成30年度は，クラス担任を中心にした学修支援体制に加えて，各コモンズを活用した基盤教育群の教員を中心にした学修支援活動体制が整備された。 ・オフィスアワーに替わる教員との相談体制については，まだ十分に周知されている状況にはないため，より学生が利用しやすいよう，学生と教職員両者への周知を図る必要がある。		
	47	(ﾛ)　スチューデントサービスセンター，各学群（学部）・研究科の学生委員会，健康支援センター（保健室，学生相談室），キャリア開発センター等，学生の相談に当たる部署が連携し，長期欠席者など履修上に課題のある学生に対する相談体制を強化する。 【数値目標・各学群（学部）・毎年度】 ★休学率(年人数／収容定員）2%以下 ★退学率(年人数／収容定員）1%以下	Ⅲ	・各学群のスチューデントサービスワーキンググループを中心に健康支援室と連携して，健康上や心理的な悩みなどにより長期欠席などの履修上に課題のある学生に対する支援体制が整備された。 ・休学率や退学率については，おおむね目標値を達成している。 ・平成29年度末に「スチューデントサービスセンター運営方針」ならびに「学生健康支援基本方針及び健康支援室運営方針」が策定され，平成30年度からはこれらの方針に沿って学生への支援が実施されている。		
	48	(ﾊ)　学生が自らの学修成果を点検・自己評価することで自律的・主体的に学修習慣を改善し，また，教員が情報を把握してきめ細かな教育・指導を行うため，学修ポートフォリオを適切に運用すること等により，大学教育の質的転換を進める。	Ⅲ	・紙媒体ポートフォリオ「MAP（Miyagi University Academic Portfolio）」の導入により学生が自らを自己点検することが可能となった。 ・「学修ポートフォリオ」について，各学群ごとに学生が自己点検する学修成果を明確化する必要がある。		
	49	(ﾆ)　教育課程を編成する上で必要があれば履修モデルを設定する。また，その効果を検証し，継続的に見直しを行う。	Ⅲ	・従前より各学部・研究科において履修モデルを設定し，履修ガイドで学生に周知している。学群制への移行と合わせて，カリキュラムマップの作成とともに再編成作業を行い，学生の進路に応じたモデルを表記することとして全学的な統一を図った。また，各学群において，毎年度の履修ガイド作成段階でカリキュラムマップ及び履修モデルについての検証を行い，継続的に見直しを実施している。 ・平成30年度には，科目体系を明確にするため，科目のナンバリング表を作成した。 ・今後は各学群・研究科の履修モデルの適切性について点検評価を行い，必要があれば見直し・追加を行う。		

第１　教育研究の質の向上	【重点目標】
１　教育に関する目標	県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ，高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに，教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより，豊かな知性や感性，自立した人間として必要な総合力を身につけ，グローバルな視点も備えた人材を育成し，地域社会に輩出する。

中期目標		中期計画	法人の自己評価 評定	法人の自己評価 判断理由（中期計画の実施状況等）	評価委員会による評価 評定	評価委員会による評価 意見
ロ　生活支援						評価委員会による評定実績 H27 H28 H29 H30 H31 B A A
健康で快適な学生生活を実現するため，環境を整備するとともに，健全な心身と豊かな人間性を育成するため，学生の自主的な課外活動を支援する。 また，高い学修意欲をもって充実した学生生活を送ることができるよう，学生に対する相談体制を強化するとともに，学生との意思疎通を密にしながら，学生一人ひとりの実情に応じた生活支援や心身の健康管理を組織的に行う。 さらに，経済的に安定した環境で学修できるよう，各種奨学金制度の活用について情報提供を行うとともに，大学独自の支援策を実施する。	50	(ｲ)　学生の心身の健康を守るため，専門家による相談体制を充実させるとともに，スチューデントサービスセンター，各学群（学部）・研究科の学生委員会，健康支援センター（保健室，学生相談室），キャリア開発センター等が密接な連携を保ち，かつ，キャンパス間の連携にも配慮して，適切な学生対応を行う。 また，キャンパス内禁煙の移行期間を終了して完全実施するため，喫煙者への禁煙教育を進めるほか，近隣に影響を及ぼさないよう体制を整備する。 【目標年度】 ★キャンパス内完全禁煙の実施（平成32年度）	Ⅲ	・平成29年度末に「学生健康支援基本方針及び健康支援室運営方針」を策定し，平成30年度よりこの方針に沿って学生への対応を行っている。 ・スチューデントサービスセンター，各学群のスチューデントサービスセンターワーキンググループ，健康支援室が連携して，心身の健康に問題を有する学生へ支援を行う体制は整備されている。 ・令和2年度からのキャンパス内完全禁煙の実施に向けて，喫煙者への禁煙指導と未成年学生が喫煙者にならないよう指導を行うとともに，喫煙ハウスを設置し学内の分煙体制を整備した。 ・外国人留学生の対応については国際交流・留学生センターと必要に応じて連携をとっていく。また，就職活動への躓きが心身の問題へと発展することもあり，キャリア・インターンシップセンターとも必要に応じて連携をとっていく。		
	51	(ﾛ)　外国人留学生，社会人学生，障害のある学生など，特別な支援を必要とする学生に対し適切な対応を行うため，対象となる学生のニーズ等の把握に努めるとともに，当該学生に対する支援が適切に行われているか等を分析し，不十分なものについては改善を行う。	Ⅲ	・障がい学生に対しては，支援ニーズの把握を行い，適切な支援が行われている。 ・障がい学生に対しての学生による支援は現状では積極的なニーズがないため，学生団体の立ち上げにはいたっていない。 ・社会人学生に対しての支援は，学生の申し出に沿って適宜行われているが，外国人留学生への支援は国際交流・留学生センターが中心になって行っている。		
	52	(ﾊ)　経済基準及び学業成績基準により，引き続き授業料の減免措置を講ずるほか，各種奨学資金情報を収集し，学生への周知をきめ細やかに行う。	Ⅲ	・経済基準及び成績基準により，必要な学生に対する授業料の減免措置を講じた。 ・授業料の納付状況や奨学金の貸与状況，各種奨学資金についての情報を収集し，学生への周知・指導を細やかに行った。 ・令和2年度から実施される国の高等教育負担軽減制度に合わせて，授業料減免制度を見直す必要があるので，授業料減免制度の見直しを明記する必要がある。 ・経済的に困難をかかえた学生が過度にアルバイトをするなどの問題点があり，アルバイトについての指導も必要であるため，中期計画に明記することが望まれる。		

第１　教育研究の質の向上	【重点目標】
１　教育に関する目標	県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ，高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに，教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより，豊かな知性や感性，自立した人間として必要な総合力を身につけ，グローバルな視点も備えた人材を育成し，地域社会に輩出する。

中期目標	中期計画		法人の自己評価		評価委員会による評価					
			評定	判断理由（中期計画の実施状況等）	評定	意　見				
ハ　就職支援						評価委員会による評定実績				
						H27	H28	H29	H30	H31
						A	A	A		
学生へのきめ細かな就職支援を行うため，企業・医療機関と連携した説明会を行うなど，進路指導を強化・拡充する。 また，大学が広く認知され，企業等から学生が望まれるよう，教育研究成果等について積極的に情報発信する。	53	(ｲ)　キャリア開発センターの活動を強化し，企業等の協力を得て大学主催の業界・医療機関に関する研究セミナーやガイダンスを開催することにより，学年進行に対応した指導を充実する。	Ⅲ	・学生に対するキャリア科目による教育，インターンシップ，キャリア支援（就職支援，企業との連携強化を含む）を体系的かつ効率的に実施するため，全学組織としてキャリア・インターンシップセンター（CIC）を設立（平成30年4月）し，その中にキャリア開発室（既設）とインターンシップ開発室（新設）を設置。「キャリア・インターンシップセンター設置に係る運営方針及び運営体制」を策定（平成30年3月）。CICにおいて，キャリア開発やインターンシップの業務を通じて収集された情報や大学に関係する企業情報を一元化し，同センターの広報パンフの制作のほか採用やインターンシップ，他部局との有機的な連携を実現した。 ・大和キャンパスのキャリア開発室を交流棟の2階に移動し，スペースの拡充を図ることにより，学生にとっての利便性を高めた。 ・学生に企業や業界の生の情報を提供するため，企業等の協力のもと企業説明会や業界研究セミナーを開催し，平成27年度から30年度までの合計で以下の実績があった。また，学生のニーズ，地元企業との連携を踏まえた，セミナー招致企業の見直しを実施した。 　医療機関研究セミナー：延べ167機関，学生743人参加 　合同業界研究セミナー：延べ360社，学生1,641人参加（2日間累計） 　太白業界研究セミナー：延べ67社，学生482人参加 ・1年次後期から3年次後期にわたって配置したキャリア科目（必修）について，単なる就活目的ではなく，自らのキャリア形成について入学時からじっくりと考えていく内容とし，学年進行に対応した指導を行った。 ・これらにより，平成30年3月卒業生においては，全学群及び研究科において，就職率100％を達成することができた。 ・中期目標にある教育研究成果等についての情報発信は，広報委員会を中心に全学で取り組んでおり，キャリア・インターンシップセンターは，その業務活動を通じて情報発信に貢献している。従って，中期計画の達成度はキャリア・インターンシップを通じた情報発信について評価するものとする。					
	54	(ﾛ)　日常的な学修を通じて企業や社会から求められる人材を育成する教育プログラムや研究成果の社会還元の実績などを積極的にアピールし，「就活のいらない大学」の実現を目指す。	Ⅲ	・キャリア関係の広報の強化を図り，平成30年度に，全学広報の実施に合わせて，本学のキャリア形成プログラム，就職実績などを分かりやすくホームページに掲載し，広く高校，企業などに訴求した。 ・平成30年度に学外研修「インターンシップ・アドバンストコース」を新設し，これまで本学学生に特化したプログラムを７社と構築し，32人の学生が参加したほか，賛同企業の増加や学生に関心を持たせることを目的に同事業の広報用DVDを制作した。 ・1年次後期から3年次前期にわたってキャリア科目（必修）を配置し，単なる就活目的ではなく，自らのキャリア形成について入学時からじっくりと考えていく内容とし，学年進行に対応した指導を行うことで「就活のいらない大学」の実現を目指した。 ・これらにより，平成30年3月卒業生においては，全学群及び研究科において，就職率100％を達成することができた。 ・中期目標にある教育研究成果等についての情報発信は，広報委員会を中心に全学で取り組んでおり，キャリア・インターンシップセンターは，その業務活動を通じて情報発信に貢献している。従って，中期計画の達成度はキャリア・インターンシップを通じた情報発信について評価するものとする。 ・中期計画にある「研究成果の社会還元など」の積極的アピールは，中期計画番号62～64，67に包含されるため，当該箇所をキャリア・インターンシップに関連する「企業との連携活動」の置換えて評価することとする。					
	55	(ﾊ)　就職関連のデータベースや人的ネットワークを学内で共有し，後援会やOB・OGとの連携による就職支援，社会で活躍する卒業生との交流機会の提供など，学生の多様な進路選択を可能にするための支援に取り組む。	Ⅲ	・これまで企業との連携状況については，キャリア，インターンシップ，地域連携等でそれぞれ別々に管理していたことから，新学務基幹システムに統合し，有機的な連携が図られるよう実装のための基盤を整備し，平成31年度（令和元年度）からの稼働に向けた具体的な設計を実施した。 ・継続的に地元企業への訪問活動を実施し，情報の収集に努めるとともに関係強化を図った。 ・平成29年度に実施・報告を行った「宮城大学卒業生の就労状況に関するアンケート結果報告書」を精査し，今後の就職対応の観点から論点を整理するとともに，学生の多様な進路選択を可能にするための具体的な支援策並びに「望まない離職」を低減させるためのキャリア指導の検討を行った。 ・後援会やOB・OGとの連携による就職支援，社会で活躍する卒業生との交流機会の創出については，各学群において，卒業生を招聘した交流会を開催するなどして，現役学生に対して有益な情報を提供するとともに，後援会からの助成金によりキャリア対策事業を実施した。 ・中期目標にある教育研究成果等についての情報発信は，広報委員会を中心に全学で取り組んでおり，キャリア・インターンシップセンターは，その業務活動を通じて情報発信に貢献している。従って，中期計画の達成度はキャリア・インターンシップを通じた情報発信について評価するものとする。					

第１　教育研究の質の向上	【重点目標】
１　教育に関する目標	県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ，高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに，教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより，豊かな知性や感性，自立した人間として必要な総合力を身につけ，グローバルな視点も備えた人材を育成し，地域社会に輩出する。

中期目標		中期計画	法人の自己評価 評定	法人の自己評価 判断理由（中期計画の実施状況等）	評価委員会による評価 評定	評価委員会による評価 意見
学生へのきめ細かな就職支援を行うため，企業・医療機関と連携した説明会を行うなど，進路指導を強化・拡充する。 また，大学が広く認知され，企業等から学生が望まれるよう，教育研究成果等について積極的に情報発信する。	56	(ﾆ)　就職先における卒業生の評価を人事担当者からのヒアリング等により把握し，その結果を踏まえ，教育指導や就職支援の在り方の改善につなげる。 【数値目標･毎年度】 ★看護師国家試験新卒合格率　100% ★保健師国家試験新卒合格率　100% ★就職率(文部科学省基準，各4月1日) ・看護学群（学部）　100% ・事業構想学群（学部）　100% ・食産業学群（学部）　100%	Ⅲ	・これまで企業等へのヒアリングを実施してきたほか，平成29年度に実施・報告を行った「宮城大学卒業生の就労状況に関するアンケート結果報告書」によって，本学学生は「真面目であること」「理解力があること」「社会人としての基本的なマナーが身に付いていること」などで高い評価を得ている半面，「主体性」や「実行力」「人を巻き込む力」などにおいては更なる改善の余地を残していることが分かったことから，1年次後期から3年次後期にわたってキャリア科目（必修）を配置し，このようなジェネリックスキルの重要性についても教授した。 ・キャリア科目や教職員，進路指導員による丁寧な就職支援等により，直近の平成30年度においては，以下を達成した。 ★看護師国家試験新卒合格率　98.9%　★保健師国家試験新卒合格率　97.5% ★就職率(文部科学省基準，各平成31年4月1日現在) ・看護学部100%　・事業構想学部100%　・食産業学部99.2%※ ※未内定者については，4月以降，教職員，進路指導員による支援を継続。4月中の採用・就労が決定し，就職率100%（令和元年5月1日現在）となった。 ・中期目標にある教育研究成果等についての情報発信は，広報委員会を中心に全学で取り組んでおり，キャリア・インターンシップセンターは，その業務活動を通じて情報発信に貢献している。従って，中期計画の達成度はキャリア・インターンシップを通じた情報発信について評価するものとする。		
	57	(ﾎ)　大学院研究科においては，キャリア開発担当及び指導教員が，新規就職や職場復帰について，能力・資格に応じた適切な進路指導・就職支援を行う。	Ⅲ	・大学院研究科においては，学部卒業生とは就職マーケットが大きく異なっていることから，より専門性を生かした就職先が確保できるよう指導教員を中心とした丁寧なキャリア支援を実施した。 ・特に，就職活動に悩みを抱えている学生に対しては，保健室やカウンセラーとの連携の下，指導教員とともに前向きに活動できるように指導した。 ・事業構想及び食産業研究科においては定員割れが発生しており，大学院への入学者数の確保が喫緊の課題となっていることから，大学院の魅力を向上させるためにも，指導教員と連携し，本人の希望や適性に合った就職先を確保するための支援策を検討した。 ・中期目標にある教育研究成果等についての情報発信は，広報委員会を中心に全学で取り組んでおり，キャリア・インターンシップセンターは，その業務活動を通じて情報発信に貢献している，従って，中期計画の達成度はキャリア・インターンシップを通じた情報発信について評価するものとする。		

ニ　社会人・留学生への支援

評価委員会による評定実績				
H27	H28	H29	H30	H31
S	S	A		

中期目標		中期計画	法人の自己評価 評定	法人の自己評価 判断理由（中期計画の実施状況等）	評価委員会による評価 評定	評価委員会による評価 意見
職種転換やスキルアップ，学び直しなど，社会人の多様なニーズにも対応した教育機会の充実や，大学のグローバル化が図られるよう，地域や産業界とも連携しながら，社会人・留学生等の多様な学力・進路に対応した教育プログラムを用意するなど，学びやすい環境と支援体制を整備する。	58	(ｲ)　社会人学生の多様な生涯学習ニーズに応えるため，休日・夜間における開講，他の教育機関や産業界との連携等により教育環境を整備し，社会人の「学び直し」の機会を拡充する。	Ⅲ	〔看護学研究科〕 社会人学生の多様な生涯学習ニーズに応えるため，院生と相談の上，休日・夜間における開講，サテライトキャンパスの活用，他の教育機関との連携等により教育環境を整備しており，社会人の「学び直し」の機会を拡充している。 〔事業構想学研究科〕 ・夜間のサテライトキャンパスおける事業プランニング特別講義と事業マネジメント特別講義を，公開講座を兼ねて実施した。これによって，社会人にも大学院の授業に参加の機会を増やすことができた。今後は，一般の講義の夜間開講や土曜日開講についても検討していく。 〔食産業学研究科〕 社会人学生のニーズに対応するため，一部科目においては，夏季・冬季休業期間における集中講義や平日の夜間・土日開講等を活用してきた。これにより，社会人学生の継続的な入学と学修が大きく改善された。その一方，サテライトキャンパス等の外部施設を活用した授業・研究指導はまだ行われていないことと，こうした内容を潜在的な入学希望者に対し十分に周知しているかという広報面での課題が明らかになりつつある。		
	59	(ﾛ)　外国人留学生の勉学意欲を高め，留学生受入れの一層の推進を図るため，教員宿舎の貸与や独自の奨学制度を検討するとともに，国費留学生等の積極的な受入れを行う。	Ⅲ	・平成27年度からこれまでの間，ABEイニシアティブ特別プログラムについては，長期受入大学院留学生7人を受け入れ，事業構想学研究科において，ビックデータのマイニング，健康情報システムの開発，ソーシャルネットワークと政治の関係についてなどの研究を行った。 ・同様に，「アフリカ母子保健実施管理コース」において，アフリカからの研修生60人を受け入れ，看護学群において，研修生の自国におけるケアに役立てる為，本学での講義や医療機関の見学を通し，日本の母子保健の実態を学んだ。 ・以上のことから，政府等が行う研修プログラム等を活用し，海外からの留学生を積極的に受け入れてきたことから，本中期計画についてはおおむね良好に達成できているものと判断できる。		

第１　教育研究の質の向上 １　教育に関する目標	【重点目標】 県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ，高度な実学による教育を行うことにより，豊かな知性・感性・実践力を身につけた人材を育成し，地域社会に輩出する。

教育研究の質の向上（教育に関する目標）に関する特記事項

【法人記載欄】

１ 特筆すべき優れた実績･成果を上げた取組

- 教育環境の整備について，平成29年度には，大学改革に併せて大和キャンパスの再編整備基本計画案ならびにコモンズについての基本計画案を策定した。平成30年度には大和キャンパスにおいて各コモンズが稼働を開始し，平成31年度（令和元年度）には，太白キャンパスにおいて「ディスカバリーコモンズ」と「グローバルコモンズ」が整備され，稼働を開始する予定である。

２ 特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組

- 学生に提供する授業科目のシラバスにおいて，到達目標をより明確に示すため，到達目標の記載表現の全学での統一を実施した。また，平成28年度には「シラバス作成ガイド」を作成するとともに，学群制移行に伴う新教育課程の授業科目のシラバスについてチェック体制を強化し，質の高いシラバスを学生に提供することに努めている。平成29年度からの新教育課程では，1年次の基盤教育科目としてアクティブ・ラーニング科目の積極的な導入を実施した。加えて，学生のオンラインでの学修環境向上を図るため，オンライン学修管理システムについて，平成30年度から全学群での試行的な運用を開始するとともに，各学群において利用のための研修等を実施している。さらに，学生の学修環境向上を図るため，平成29年度に「大和キャンパス等再編整備基本計画」を策定し，それに基づいた施設整備を進め，平成30年度からスチューデントコモンズ，グローバルコモンズ，ディスカバリーコモンズ及びデータ＆メディアコモンズの運用を開始し，太白キャンパスについても同様の施設整備計画の策定を進めている。今後も引き続き，シラバスの質の確保に努めるとともに，アクティブ・ラーニングの推進を図る。

- 平成29年度からの教育課程再編にあたり，豊かな人間性の形成，基礎的な科学力の向上，自立した人間としての総合力形成の基礎を確立することを目的として，フレッシュマンコアを核とした基盤教育の編成方針を策定し，それに基づいた体系的な教育課程編成を実施して平成29年度から運用を開始している。平成29年度から導入したAO入試での合格者については，大学での学びを経験させ学修意欲の維持・向上を図るための合宿研修を実施するとともに，高等学校までの基礎知識を定着させて学習状況の差を解消することを目的として，英語，数学，理科の入学前課題を課す等の学修機会の提供を行っている。また，数学，理科に関する科目についてはリメディアル科目の履修機会や補講の開講等により，基礎学力の補充を行っている。今後は，令和3年度以降の教育課程改正に向けて，現行基盤教育科目の履修状況や授業評価等に関する点検を進めて課題を明らかにし，基盤教育の課程再編における方針策定を進める。

- これまで大学改革を進める中で，新たなカリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーに基づいて教育課程を編成し，全学共通の基盤教育科目群「フレッシュマンコア」の開設及び学群コアカリキュラムの再編成やディプロマ・ポリシーと講義科目との関連を示すカリキュラムマップの作成等に取り組んできたほか，平成29年度から学系制へ移行するなど教員組織の改善も図ってきた。しかしながら，本学の理念・目的に基づいた教員組織の編成方針等が明確に定められていなかったことから，中期計画のPDCAサイクルを踏まえて課題を整理し，平成30年度に学系の再構築に取り組むとともに，各学群・研究科で「将来構想（次期教育研究体制スキーム）」が策定され，その中で「教員組織の編成方針」や「教員配置計画」が示された。平成31年度（令和元年度）以降はこれらの新たな構想や方針に基づき，中期目標の達成に向けて必要な取組を進めていく。
- 授業評価結果に関しては，教員に開示し，教員が改善計画を記載し，学生に公開する仕組みを採用している。さらに学群制への移行に伴い，授業評価結果のフィードバックとして，教員による授業改善計画の作成を義務付けるとともに，学群長による学群単位での教育改善計画の提出を義務付けて，科目及び課程全体でのPDCAの仕組みを構築している。今後は，学群及び研究科において新しい授業評価システムについての点検を行い，必要な改善を進めていく。

３ 過年度との数値による実績対比が可能な事項

【就職率等実績（各年度4月1日現在）】

各種実績／年度		H30	H29	H28	H27
看護師国家試験新卒合格率		98.9%	98.9%	96.9%	95.8%
保健師国家試験新卒合格率		97.5%	92.9%	98.4%	97.3%
就職率	看護学部	100%	100%	100%	100%
	事業構想学部	100%	100%	98.9%	97.4%
	食産業学部	99.2%※	100%	99.2%	100%

※未内定者については，平成31年4月以降も教職員による支援を継続し，4月中に採用・就労が決定した。5月1日現在の就職率100%となっている。

４ 遅滞が生じている事項とその理由

- 外国人留学生の受入については，これまでの取組により一定の成果は得られたものの，全学生に占める割合は中期計画目標の30%に対し，未だ2%程度にとどまっている。本学全体のグローバル化に関する方針を平成29年度に策定したが，具体の取組みは緒についたばかりであり，今後成果に結びつけていく必要がある。
- 平成29年度以降は事業構想学研究科と食産業学研究科で定員を大きく下回る状況が続いている。各研究科において将来構想の検討が重ねられており，年度をまたいでの継続課題となっていることから，入学者受け入れのあり方を検討するとともに，学士課程改革や地域社会のニーズに対応した高度専門職業人及び研究者養成，次期カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを含む将来構想についての検討も引き続き行う必要がある。

５ その他，法人が積極的に実施した取組

- 令和3年度入学者選抜試験の制度見直しについては，アドミッションセンターが中心となって，出願動向や入学後のプレースメントテストの結果等も踏まえて検討し，具体的な改正案をまとめたほか，文部科学省が定めるルールに沿って適切に予告を行った。また，高校訪問や高校教員との意見交換等を通じて，AO入試をはじめとする本学の各入試区分に対する高校側の意見や評価を聴取し，入試制度の改善につなげた。
- 教育の内容や方法の改善に向けて，アクティブ・ラーニングや教育の質保証等に関するファカルティ・ディベロップメント（FD）（教員の集団教育研修）を毎年開催できた。平成29年度からは，FD・SDについて階層化した枠組みを整理し，FD・SDの計画・実施・評価を促進する体制が整った。今後，整備された体制を活用し，全学的・継続的にFDの内容の充実と活性化を図る。
- 平成29年度末に「学生健康支援基本方針及び健康支援室運営方針」を策定し，平成30年度よりこの方針に沿って学生への対応を行っている。スチューデントサービスセンター，各学群のスチューデントサービスセンターワーキンググループ，健康支援室が連携して，心身の健康に問題を有する学生へ支援を行う体制は整備されている。
- 平成30年度に学生に対するキャリア科目による教育，インターンシップ，キャリア支援を体系的かつ効率的に実施するため，全学組織としてキャリア・インターンシップセンターを設立し，その中にキャリア開発室（既設）とインターンシップ開発室（新設）を設置するとともに，その運営方針を策定してキャリア支援体制を強化した。
- 社会人学生と調整を図った上で，利便性の高いサテライトキャンパスの活用や，夜間・土曜日の授業開講により,学修・指導時間の確保等に配慮を行った。
- 平成27年度から，ABEイニシアティブ特別プログラムについて，長期受入大学院留学生7人を受入れたほか，異文化理解交流促進プログラムを毎年度実施し，異文化に対する理解の深化や日本人学生との相互理解の場を提供した。

【評価委員会による意見記載欄】

第１　教育研究の質の向上	【重点目標】
２　研究に関する目標	地域の産業界・試験研究機関・自治体・医療機関等との連携を推進し，被災地を含めた地域社会の課題やニーズに対応した研究を積極的に行い，その成果を教育に反映させるとともに地域社会に還元する。

中期目標	中期計画		法人の自己評価		評価委員会による評価	
			評定	判断理由（中期計画の実施状況等）	評定	意　見
(1) 研究水準及び研究成果に関する目標						
イ　研究の方向性					評価委員会による評定実績 H27 A H28 A H29 A H30 H31	
社会や時代の要請を的確に把握しながら，地域に役立つ大学として，地域社会のニーズに対応した実学の研究を推進し，その発展に寄与する。 また，被災地の実情や課題に即した研究も積極的に行い，震災からの早期復旧・創造的復興にも貢献する。	60	(ｲ)　地域社会のニーズに対応した研究テーマを設定し，実践的かつ課題解決型の研究を推進する。	Ⅲ	・指定研究費の公募にあたっては，研究方針に合致する研究費の種目を設け，研究費審査会の審査に基づき競争的に配分することで，地域社会の発展に資する研究を推進した。 ・また，研究シーズの産業化促進を目的とした産業化プロジェクトに研究費を配分し，実践的かつ課題解決型の研究を推進した。 ・今後は，研究の実施方針に基づき，県や市町村の政策課題への取り組みを支援する研究や新商品開発など実践的かつ課題解決型の研究を推進する。		
	61	(ﾛ)　大学の研究力を生かし，東日本大震災からの創造的復興に貢献するため，被災地の実態やニーズ，県及び市町村の震災復興計画等に即応した研究を積極的に推進する。	Ⅲ	・被災地の実態やニーズに対応するため平成28年度より公募を行ってきた「震災復興特別研究」には，4年間で合計29件を採択し，創造的復興に貢献した。 ・今後は研究の実施方針に基づき，復興の総仕上げに向けたさらなる研究への取組が必要であることから，震災復興特別研究については，平成31年度（令和元年度）より震災復興（発展）特別研究と名称を変更し，復興計画期間終了後を見据えた，地域社会の持続的な発展につながる研究への支援を推進する。		
	62	(ﾊ)　学群（学部）・研究科内の研究にとどまらず，本学の異なる専門分野の連携と融合による宮城大学ならではの優位性・独自性を有する研究成果を創出する。	Ⅲ	・学群横断的な研究の促進のため，研究費審査会による審議を経てのべ15件の研究課題に指定研究費を配分したほか，平成28年度からは本学ならではの優位性・独自性を有する研究の創出に向けた新たな指定研究費の種目「特別推進研究」を設けて複数年度の研究課題を採択し，戦略的な研究費の配分を実施している。また，平成27年度より本格実施している研究交流フォーラムは，事後アンケートの結果を踏まえて開催内容等の改善を行い，異なる専門分野の連携と融合による研究促進を図っている。 ・今後は，研究の実施方針に基づき，分野横断的な研究や独創性・将来性のある研究を推進する。		
	63	(ﾆ)　企業や自治体と連携して，地域産業の活性化や住民の生活の向上に資する研究に取り組み，地域社会の発展に寄与する。 【数値目標・目標年度】 ★共同研究・奨学寄附金・受託研究数 52件(平成25年度)→70件(平成32年度)	Ⅲ	・企業や自治体から申し込みのあった共同研究・受託研究・奨学寄附金については，学内のリソースを生かした研究による成果を着実に出し，地域社会に還元している。 ・共同研究・奨学寄附金・受託研究の数値目標について，目標設定時は，津波で被災した農地の復旧に係る研究など，東日本大震災後3年間の復旧期に特有の課題を解決するための共同研究等14件を含む件数を基に設定されたものである。復旧・復興の進捗による地域のニーズの変化を鑑み，目標件数については見直しを行った上で，被災地の実情に即した研究により地域社会の発展に貢献する。 ・今後は，研究の実施方針に基づき，企業等が参画する受託・共同研究等の成果を製品やサービス，社会システムとして事業化するなどの社会実装を目指す。		
ロ　研究水準の向上					評価委員会による評定実績 H27 A H28 A H29 A H30 H31	
教員の研究者としての能力を高めることにより，これまで以上に社会的に評価される研究水準の達成を図る。 また，研究水準の向上のため，研究業績を適正に評価することができるよう，評価システムの改善に努める。	64	(ｲ)　学術誌（レフリード・ジャーナル）への論文掲載や学会発表などの実績を積み上げ，本学教員の研究に対する社会的評価を確立するとともに，研究発表会及びインターネット上のリポジトリなどにおいて研究成果を発表し，研究活動の活性化を図る。	Ⅲ	・国際ジャーナルや論文誌への論文の掲載数，学術専門図書刊行数については，概ね年度計画値を達成できているが，食産業学群・研究科においては平成29年度から未達となっている。 ・平成27年度より本格実施している研究交流フォーラムについて，平成30年度からは地域住民等への周知を強化し，学内における研究成果の共有だけでなく，学外公表も促進した。 ・今後は，研究の実施方針に基づき，研究成果の学内共有や学外への公表を促進する。		
	65	(ﾛ)　教育力及び社会貢献力の源泉である研究水準を向上させるため，合理的で信頼性のある研究評価の在り方を検討する。	Ⅲ	・指定研究費の審査方法の改善や募集する研究内容の改訂のほか，研究交流フォーラムの開催等を通じ研究水準の向上に努めた。 ・今後は研究の実施方針に基づき，研究期間終了時に成果を検証できるシステムを導入する。		

第１　教育研究の質の向上	【重点目標】
２　研究に関する目標	地域の産業界・試験研究機関・自治体・医療機関等との連携を推進し，被災地を含めた地域社会の課題やニーズに対応した研究を積極的に行い，その成果を教育に反映させるとともに地域社会に還元する。

中期目標	中期計画		法人の自己評価		評価委員会による評価	
			評定	判断理由（中期計画の実施状況等）	評定	意　見
ハ　研究成果の地域社会への還元						評価委員会による評定実績 H27 S H28 A H29 A H30 H31
研究成果について，シンポジウムや公開講座の開催などにより広く情報発信するとともに，産学官連携の推進や自治体への政策提案などにより，地域社会に積極的に還元する。 また，企業や試験研究機関等との共同研究を積極的に進め，その研究成果の知的財産化と技術移転を目指す。	66	(ｲ)　地域連携センターの企画・調整機能を高め，各部局における産学官連携ネットワーク及び知的財産も活用して大学と産業界との交流・連携を促進する。	Ⅲ	・平成30年度において，地域連携センターに専任の教職員７名（うち専任のコーディネーター4名）を配置するとともに，地域連携センターにおいて各部局の産学官連携ネットワークを活用できるよう，副センター長（連携担当）及び学群コーディネーターを兼任で配置し，各部局間との連携を図るなど，地域連携センターの企画・調整機能を強化した。 ・日本政策金融公庫，七十七銀行，仙台商工会議所，宮城県食品産業協議会と連携協定を締結し，産業界と新たなネットワークを構築した。 ・自治体職員向けや企業・専門職向けのセミナー，本学の教育・研究成果の展示会の開催や出展等，大学と産業界との交流・連携を促進させる取組みを行い，産学官連携を推進した。 ・地域連携センターの企画・調整機能を高め，大学と産業界との交流・連携を促進することについては順調に進捗た。 ・中期計画における地域連携センターの企画・調整機能を高め，大学と産業界との交流・連携を促進することは，地域連携センターの研究支援体制を強化することを指しており，中期目標の「第1の2　研究に関する目標　(1) 研究水準及び研究成果に関する目標」ではなく，「第1の2　研究に関する目標　(2) 研究の実施体制等に関する目標」において対応すべき課題であり，中期計画番号69に研究支援体制に関する項目がある。また，研究成果を地域社会に還元するという中期目標については，中期計画番号67，68における中期目標において対応することから，中期計画番号66としての取組み及び評価は平成30年度をもって終了とする。		
	67	(ﾛ)　地域社会に開かれた大学として，その有する研究成果をウェブサイトにより情報発信するほか，自治体や企業との共同研究，シンポジウム・セミナー等を通じて地域に還元する。	Ⅲ	・ウェブサイトにおいて，本学の研究成果を逐次情報発信するとともに，教員の専門分野を情報発信するため，平成29年度までは教員紹介冊子を作成・発行した。 ・平成30年度からは専門分野だけではなく，教員の研究成果をわかりやすく効果的に情報発信するため「宮城大学シーズ集2018」を作成・発行し，広く教員の研究成果の公開を行った。 ・平成30年度において，宮城県内の自治体等が抱える課題を解決するとともに，自治体の職員の人材育成に資するため，自治体職員を大学院生として受け入れる制度及び体制をつくった。 ・研究成果を還元する新たな取組みとして，教員の持つノウハウを技術相談等として提供するため「学術指導契約」を平成29年度から試験的に実施し，延べ4件の実績を得た。 ・地域住民向けの公開講座，近隣住民への防災セミナー，自治体職員向けや企業向けのセミナー，地域の医療・看護の質の向上に資する取組みとして看護職者向け専門研修の開講，本学の教育・研究成果の展示会の開催や出展など，大学が有する知を地域へ還元する活動を積極的に推進・展開した。 ・平成31年度（令和元年度）以降においても引き続きこれらの活動を継続するとともに，現在試験的に行っている「学術指導契約」やこれまで行ってきた「受託事業」等，大学の有する知を地域へ還元する新たな取組みの検討を行う。		
	68	(ﾊ)　地域連携センターを中心として，自治体や企業との共同研究等を推進し，技術移転や社会貢献につながる研究成果の知的財産化を促進する。	Ⅲ	・平成27年度より自治体や企業との共同研究等を推進するため，「KCみやぎ産学共同研究会企画運営業務等委託事業」への応募を支援し，平成30年度まで延べ9件の事業をKCみやぎより教員が受託し，企業や試験研究機関等との共同研究にむけた活動を行った。 ・宮城県内の企業・団体等と共同し，地域の特産品（イチゴ，ほや，赤貝，タコ，笹かま，日本酒等）を活用した新製品の開発やブランディング等の取組みを行った。 ・地域連携センターによる自治体や企業との共同研究等の推進は，平成29年度までは事務職員により対応してきたが，平成30年度に地域連携センターに専任のコーディネーターを4名を配置し，自治体や企業との共同研究等を推進するための支援体制を整えた。 ・平成30年度に地域連携センターに配置した専任のコーディネーターによる企業・自治体等からの相談対応及び企業・自治体等の訪問により，そこから得られたニーズと本学の持つシーズのマッチングによる具体的なプロジェクト化・事業化を企画し，技術移転や社会貢献につながる研究成果の知的財産化を促進させた。		

第１　教育研究の質の向上	【重点目標】
２　研究に関する目標	地域の産業界・試験研究機関・自治体・医療機関等との連携を推進し，被災地を含めた地域社会の課題やニーズに対応した研究を積極的に行い，その成果を教育に反映させるとともに地域社会に還元する。

中期目標	中期計画		法人の自己評価		評価委員会による評価
			評定	判断理由（中期計画の実施状況等）	評定　意　見
(2) 研究の実施体制等に関する目標 イ　研究の実施体制					評価委員会による評定実績 H27 H28 H29 H30 H31 A A A
教員の研究活動の活性化と効率化を図るため，ソフト及びハード両面における研究環境や研究成果が地域に還元される研究支援体制の整備に努める。	69	(ｲ)　研究委員会及び地域連携センターを中心として，民間企業や試験研究機関との連携や外部資金の獲得等を推進するためのコーディネートなど，研究業務の支援機能を向上させる。	Ⅲ	・平成29年度まで自治体・企業等と教員のマッチングは担当の職員によって行われ，自治体等における各種委員会の委員及びアドバイザーの就任，教員による技術相談や事業の受託等の成果を得ていたが，教員の研究活動の支援機能を向上させることまでには至っていなかった。平成30年度においては，この教員の研究活動の支援機能を向上させるため，地域連携センターに専任のコーディネーターを配置し，教員の研究活動を支援する体制を作った。 ・平成30年度から地域連携センターにおいて，研究活動を活発化させることを目的の一つとし，基礎的な調査・研究を支援する取組みとしてFS（事業化可能性調査）事業を新たに事業化，平成30年度において5件の研究プロジェクトを採択し，その支援を行った。 ・一方，地域の重要な課題は複数の専門分野にまたがる問題であることが一般的であり，学内の分野・部局を横断した体制が組めないと十分な対応ができないことが少なくない。地域連携センターにおいて，部局を横断した形で事業化・プロジェクト化に至った事例はごく少数である。今後，様々な自治体・企業等と連携や外部資金の獲得等を推進するためには，部局を横断して教員が参画するためのコーディネート及び教員の参加を促すインセンティブも必要である。 ・地域連携センターによる提案から共同研究等に発展が見込まれる案件も出てきていることから，地域連携センターにおいて，さらに契約に至るまでの研究支援を行う必要がある。 ・今後は，研究の実施方針に基づき，自治体，商工団体，地域企業，金融機関等と連携し受託・共同研究等を推進する。	
	70	(ﾛ)　「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」や「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にのっとり，教職員及び学生一人ひとりが法令を遵守し，高い倫理観を持って行動するよう，コンプライアンス教育の強化など不正の事前防止に向けた取組を促進するとともに，不正行為に対し迅速・的確に対応するために必要な規程や体制の整備を進め，組織的な内部統制機能を確立する。	Ⅲ	・不正行為に対し迅速・的確に対応するために必要な規程や体制の整備及び組織的な内部統制機能については必要な整備が完了し，不正防止のための適切な運用がなされている。「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」や「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づいた，教職員及び学生に対するコンプライアンス教育については，教職員に対し年１回の研修を実施し，全員が受講できるよう日程調整の上，複数回の追加開催も行っている。更に，平成30年度には教職員及び学生が受講するｅ－ラーニングによる研究倫理教育プログラムを試験的に導入し，コンプライアンス教育の充実を図った。 ・今後は，研究の実施方針に基づき，内部監査や研究倫理に関する研修会，ｅ－ラーニングをより一層充実させる。	
	71	(ﾊ)　施設や備品を計画的・効率的に維持管理するとともに，外部資金による機器等の整備を進める。	Ⅲ	・研究備品の使用状況については，台帳により管理と現状の確認を行い，施設や備品の維持管理を適切に行った。また，外部資金を活用して研究機器等の整備を行い，研究環境の改善を行った。 ・平成29年度には，学生の教育研究環境の改善のため，「大和キャンパス等再編整備基本計画」を策定した。同計画の整備方針を基に，より良い研究環境の確保のため，更なる環境の整備を進める。	

第１　教育研究の質の向上	【重点目標】
２　研究に関する目標	地域の産業界・試験研究機関・自治体・医療機関等との連携を推進し，被災地を含めた地域社会の課題やニーズに対応した研究を積極的に行い，その成果を教育に反映させるとともに地域社会に還元する。

中期目標	中期計画		法人の自己評価		評価委員会による評価	
			評定	判断理由（中期計画の実施状況等）	評定	意　見
ロ　研究費の配分						評価委員会による評定実績 H27 H28 H29 H30 H31 A A A
研究活動を促進し，研究水準の向上を図るため，公正で透明性の高い方法により研究費を配分することができるよう研究費配分システムの充実に努める。	72	(ｲ)　一般研究費は，研究内容や研究成果を審査するほか，教育活動や学内外の各種業務への取組状況なども総合的に評価し，傾斜配分額に反映させるなど，より競争的かつ公平に配分する制度を構築する。	Ⅲ	・研究の実施方針に基づき，一般研究費を基礎的研究費と改め，各研究分野の共通的経費を賄う基礎的配分と外部資金獲得状況に応じた上乗せ配分とで構成することとし，平成31年度から導入することとするなど，より公平かつ競争的に配分できるよう改善を図っている。		
	73	(ﾛ)　海外研究費及び指定研究費は，研究費審査会の審査に基づき，研究実績や外部資金の獲得状況なども考慮して配分する。	Ⅲ	・海外研究費及び指定研究費については，研究費審査会による審査に基づき配分に加え，平成28年度からは，学長及び研究費審査会によるヒアリングを実施し，審査を行う特別推進研究（学長裁量経費）についても公募と配分を行っている。その結果，平成30年度審査の件数は平成27年度に比して申請件数は約3.5倍，採択件数は約3倍となり，研究意欲や実績に応じ研究費を配分する方針が学内に浸透した。 ・研究の実施方針に基づき，特別研究等の申請に当たっては，研究意図や目標とする研究成果を明記し，研究期間終了時に評価を受けることにより，研究上のPDCAサイクルを確立し，研究費の配分効果を検証可能なものとする。評価システムは平成31年度（令和元年度）から導入することとするなど，より公平かつ競争的に配分できるよう改善を図っている。		
	74	(ﾊ)　国際学会等発表旅費は，国際学会発表のプライオリティを基準に，より多くの教員が配分の機会を得られるよう配慮して対象者を決定する。	Ⅲ	・国際学校等発表旅費の配分は，研究委員会において審議を行い，より多くの教員が配分の機会を得られるよう配慮して実施している。平成30年度には，申請時期等のルールの見直しを行い，より偏りなく公平な配分が出来るよう改善を行った。 ・今後は，研究の実施方針に基づき，申請に当たっては，得られる成果を明記し，研究期間終了時に評価を受けることにより，研究上のPDCAサイクルを確立し，配分効果を検証可能なものとする。評価システムは平成31年度から導入することとするなど，より公平かつ競争的に配分できるよう改善を図っている。		
	75	(ﾆ)　被災地の創造的復興に向けて，本学の研究力を発揮する研究活動に対し特別研究枠を設け，重点的に研究費を配分する。	Ⅲ	・東日本大震災からの創造的復興に貢献する研究活動として「震災復興特別研究」を設定し，平成30年度までに学内公募に申請のあった37件のうち29件を採択し，地域の産業振興や被災者の生活やコミュニティの再生に資する研究に研究費を配分した。 ・今後は研究の実施方針に基づき，復興の総仕上げに向けたさらなる研究への取組が必要であることから，震災復興特別研究については，平成31年度（令和元年度）より震災復興（発展）研究と名称を変更し，復興計画期間終了後を見据えた，地域社会の持続的な発展につながる研究への支援を推進する。 ・平成29年度からは，IPPO IPPO NIPPON寄付金を活用し被災地の産業振興に資する研究6件に対し研究費を配分している。		
	76	(ﾎ)　海外研究費及び指定研究費による研究については，成果発表会を開催する。一般研究費による研究については，研究委員会で成果を点検する。	Ⅲ	・海外研究費及び指定研究費による研究については，成果発表会を確実に実施し，実施方法の見直しと改善を行っている。 ・研究の実施方針に基づき，一般研究費を基礎的研究費と改め，各研究分野の共通的経費を賄う基礎的配分と外部資金獲得状況に応じた上乗せ配分とで構成することとし，平成31年度（令和元年度）から導入することとするなど，より公平かつ競争的に配分できるよう改善を図っている。		
ハ　研究者の配置						評価委員会による評定実績 H27 H28 H29 H30 H31 A A A
研究水準の向上及び研究成果の活用促進を図るため，研究力の高い教員の配置に努める。	77	研究業績の厳密な審査や研究成果に係るプレゼンテーションを実施するなど，教員の選考方法を改善し，より研究力の高い教員を配置するとともに，若手教員の指導体制の強化，国内外の研究機関・企業・地域との協働などを通じ，研究者の鍛錬と質の向上に取り組む。	Ⅲ	・教員の採用に当たり研究成果のプレゼンテーションや面接を実施するなど，教員の選考方法の改善に関する取り組みは実施済みである。 ・また，企業・地域との協働については，地域連携センターの機能の見直しとコーディネータの配置により，従来よりも幅広い業種，分野でマッチングを行うことが出来る体制を整えた。 ・今後は，研究の実施方針に基づき，若手教員の指導体制の強化と研究力の向上について取り組む。また，宮城大学学術リポジトリや研究交流フォーラムを活用し研究成果発表の支援を行うとともに，学系での研究成果等の共有や査読等への支援を検討し，研究者の鍛錬と研究力の向上に努める。		

第１　教育研究の質の向上	【重点目標】
２　研究に関する目標	地域の産業界・試験研究機関・自治体・医療機関等との連携を推進し，地域社会の課題やニーズに対応した研究を積極的に行い，その成果を教育に反映させるとともに地域社会に還元する。

教育研究の質の向上（研究に関する目標）に関する特記事項

【法人記載欄】

１ 特筆すべき優れた実績･成果を上げた取組

・　特になし。

２ 特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組

・　被災地の実態やニーズに対応するため平成28年度より公募を行ってきた「震災復興特別研究」には，4年間で合計29件を採択し，創造的復興に貢献した。今後は研究の実施方針に基づき，復興の総仕上げに向けたさらなる研究への取組が必要であることから，震災復興特別研究については，平成31年度（令和元年度）より震災復興（発展）特別研究と名称を変更し，復興計画期間終了後を見据えた地域社会の持続的な発展につながる研究への支援を推進する。

・　平成27年度より自治体や企業との共同研究等を推進するため，「KCみやぎ産学共同研究会企画運営業務等委託事業」への応募を支援し，平成30年度まで延べ9件の事業をKCみやぎより教員が受託し，企業や試験研究機関等との共同研究にむけた活動を行ったほか，宮城県内の企業・団体等と共同し，地域の特産品（イチゴ，ほや，赤貝，タコ，笹かま，日本酒等）を活用した新製品の開発やブランディング等の取組みを行った。また，平成30年度において，地域連携センターに専任の教職員７名（うち専任のコーディネーター4名）を配置するとともに，地域連携センターにおいて各部局の産学官連携ネットワークを活用できるよう，副センター長（連携担当）及び学群コーディネーターを兼任で配置して各部局間との連携を図るなど，地域連携センターの企画・調整機能を強化し，技術移転や社会貢献につながる研究成果の知的財産化を促進させた。

・　平成30年度において，宮城県内の自治体等が抱える課題を解決するとともに，自治体の職員の人材育成に資するため，自治体職員を大学院生として受け入れる制度及び体制をつくった。

３ 過年度との数値による実績対比が可能な事項

各種実績＼学群・年度	看護学群				事業構想学群				食産業学群				基盤教育群		全　学			
	H30	H29	H28	H27	H30	H29	H28	H27	H30	H29	H28	H27	H30	H29	H30	H29	H28	H27
国際ジャーナル論文数	7	7	3	5	10	5	5	4	17	21	33	28	1	0	35	33	41	37
全国論文誌論文数	22	15	14	9	17	18	15	11	25	30	30	35	1	2	65	65	59	55
専門図書刊行数	17	12	10	6	5	9	9	10	6	20	11	10	3	2	31	43	30	26

４ 遅滞が生じている事項とその理由

・　特になし。

５ その他，法人が積極的に実施した取組

・　指定研究費の審査方法の改善や募集する研究内容の改訂のほか，研究交流フォーラムの開催等を通じ研究水準の向上に努めた。また，研究の実施方針に基づき，特別研究等の申請に当たっては，研究意図や目標とする研究成果を明記して研究期間終了時に評価を受けることにより，研究上のPDCAサイクルを確立し，研究費の配分効果を検証可能なものとすることとした。評価システムは平成31年度（令和元年度）から導入を予定しており，より公平かつ競争的に配分できるよう改善し，研究水準の向上を図る。

・　ウェブサイトにおいて，本学の研究成果を逐次情報発信するとともに，教員の専門分野を情報発信するため，平成29年度までは教員紹介冊子を作成・発行した。平成30年度からは専門分野だけではなく，教員の研究成果をわかりやすく効果的に情報発信するため「宮城大学シーズ集2018」を作成・発行し，広く教員の研究成果の公開を行った。

・　不正行為に対し迅速・的確に対応するために必要な規程や体制の整備及び組織的な内部統制機能については必要な整備が完了し，不正防止のための適切な運用がなされている。「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」や「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づいた，教職員及び学生に対するコンプライアンス教育については，教職員に対し年１回の研修を実施し，全員が受講できるよう日程調整の上，複数回の追加開催も行っている。更に，平成30年度には教職員及び学生が受講するｅーラーニングによる研究倫理教育プログラムを試験的に導入し，コンプライアンス教育の充実を図った。今後は，研究の実施方針に基づき，内部監査や研究倫理に関する研修会，ｅーラーニングをより一層充実させる。

・　教員の採用に当たり研究成果のプレゼンテーションや面接を実施するなど，教員の選考方法の改善に関する取り組みを実施してきた。今後は，研究の実施方針に基づき，若手教員の指導体制の強化と研究力の向上について取り組む。また，宮城大学学術リポジトリや研究交流フォーラムを活用し研究成果発表の支援を行うとともに，学系での研究成果等の共有や査読等への支援を検討し，研究者の鍛錬と研究力の向上に努める。

【評価委員会による意見記載欄】

第２　地域貢献等	【重点目標】 グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材の育成や生涯を通じた学びの場の提供，産学官連携の推進による地域の課題やニーズに対応した取組などを行うことにより，地域社会への貢献を果たすとともに，大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し，震災からの復旧・復興に向けた支援を積極的に行う。

中期目標	中期計画		法人の自己評価		評価委員会による評価	
			評定	判断理由（中期計画の実施状況等）	評定	意　　見
1　地域貢献に関する目標 (1) 地域社会への貢献					評価委員会による評定実績 H27 A H28 A H29 A H30 H31	
「県民の高等教育機関」としての役割を果たすため，質の高い教育機会を提供し，県内への優れた人材の供給に努めるとともに，社会人の多様なニーズにも対応した教育の機会を充実し，生涯を通じた学びの場としての機能を強化する。 また，大学の教育研究の成果を地域に生かす社会活動拠点として地域連携センターを中心に，学生の実践力を育みながら，地域課題の解決や地域の活性化などに積極的に取り組むとともに，大学施設を地域に開放する。	78	イ　オープンキャンパスや県内を中心とした高等学校訪問など積極的かつ効果的な広報活動により，アドミッション・ポリシーや大学の教育研究成果について幅広く周知する。（中期計画番号2再掲）	Ⅲ	・オープンキャンパスの開催を通じて，高校生，保護者，高校教員等に対して本学の教育研究内容や入試制度を紹介した。平成29年度まではアドミッションセンター主導による入試広報としての位置付けが強かったが，平成30年度からは新たに立ち上がった広報委員会が主体となり，全学広報の一環としてより戦略性を持って実施する体制に改めた。 ・東北地方を中心に本学への出願が期待される高校を個別に訪問したほか，高校教員向け入試説明会の開催や民間企業が主催する入試関連イベントへの参加等を通じて，本学の教育研究内容や入試制度を幅広く周知した。 ・入試広報については，これまで効果の検証が十分になされていなかったが，今後は全学広報としてのPDCAサイクルをより強く意識し，事業実施による成果や課題の把握に努めるとともに，それらを次期事業での改善につなげていく必要がある。このため，平成31年度（令和元年度）から導入予定の新学務基幹システムの運用開始に向けて「入学前リクルーティング」データ管理について詳細設計を進めた。 （中期計画番号2再掲） ・中期計画番号78は中期計画番号2の再掲であり，今後は，アドミッション・ポリシーの周知等は中期目標「第2の1　(1) 地域社会への貢献」ではなく，中期計画番号2での対応とする。	
	79	ロ　推薦入試では，県内の高等学校等には県外の場合より多くの推薦人数を認めるなど，引き続き地元の人材育成に配慮するとともに，今後の入試制度改革の動向に留意して地域社会への教育機会の提供の在り方を検討し，必要な改善を行う。	Ⅲ	・本中期計画は中期目標で掲げる「県内への優れた人材の供給」「入試制度改革の動向に留意して地域社会への教育機会の提供の在り方を検討し，必要な改善を行う」ことを達成するためのものである。推薦入試については継続して県内校は県外校の２倍の出願枠としており，また，国の入試制度改革を踏まえた形で平成29年度からは新たにAO入試の枠組みを設け，知識偏重ではなく主体的で意欲のある学生の受入に努めている。また，これらの取組の過程において，県内高等学校への訪問や高等学校との意見交換・課題共有，ニーズの確認を実施することが大学にとっても有益であることを再認識し「高大連携事業調整会議」を平成28年度から継続して実施している。高等学校との対話の中で新たな教育的な連携が生まれ，従前から実施しているアカデミック・インターンシップについても宮城大学を目指す県内の生徒に対する教育機会の提供に結びついている。 ・以上のことから本中期計画についてはおおむね良好に達成できているものと判断し，平成31年度（令和元年度）以降については入学者の受入に関することは中期計画の第1の１の（1）「入学者受入方針・入学者選抜に関する目標を達成するための措置（中期計画番号4)」に，高等学校との連携については中期計画の第2の１の（3）「大学間および高等学校との連携（中期計画番号89）」において包含して検討することでより効果的に中期目標の実現に寄与できるものと判断する。	
	80	ハ　県内の病院や企業などにおける実習，インターンシップを行うとともに，フィールドワークや県内全域における体験・体感型学修などを積極的に導入し，地域社会に貢献できる人材育成に資する。	Ⅲ	・実習を中心とした教育において，宮城県の特徴や地域住民の理解を深めるために，積極的に地域の実習施設の拡大と調整を図ってきた。また，IPEプロジェクト（専門職連携教育）により，協力病院及び薬学生との連携を通した体験学習を行うことができ，他職種協働に対する学生の意識が高められた。 ・平成29年度に開講した全学必修フレッシュマンコア科目「地域フィールドワーク」は，連携協定を締結している自治体を中心に10自治体の協力を得て実施しており，これまでに企業等35箇所，公的機関33箇所，NPO・住民団体等17箇所への視察・ヒアリングを実施した。今後は，更に各自治体にある企業や各種団体との協力体制の拡充を進め，学生の地元企業・団体に対する興味関心を高める。	

第２　地域貢献等	【重点目標】 グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材の育成や生涯を通じた学びの場の提供，産学官連携の推進による地域の課題やニーズに対応した取組などを行うことにより，地域社会への貢献を果たすとともに，大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し，震災からの復旧・復興に向けた支援を積極的に行う。

中期目標	中期計画		法人の自己評価		評価委員会による評価	
			評定	判断理由（中期計画の実施状況等）	評定	意　　見
「県民の高等教育機関」としての役割を果たすため，質の高い教育機会を提供し，県内への優れた人材の供給に努めるとともに，社会人の多様なニーズにも対応した教育の機会を充実し，生涯を通じた学びの場としての機能を強化する。 また，大学の教育研究の成果を地域に生かす社会活動拠点として地域連携センターを中心に，学生の実践力を育みながら，地域課題の解決や地域の活性化などに積極的に取り組むとともに，大学施設を地域に開放する。	81	ニ　地域の卓越した教育研究拠点として，生涯を通じた学びに貢献するため，大学院への社会人の受入れ等を積極的に進める。	Ⅲ	〔看護学研究科〕 ・現在大学院に入学する学生は博士前期課程，博士後期課程共に9割強が社会人入学生であり，社会人の大学院進学を積極的に受け入れてきた。しかし，説明会への参加人数が減少していることから，大学院に関する情報発信の方法を検討する必要がある。 〔事業構想学研究科・食産業学研究科〕 ・事業プランニング特別講義と事業マネジメント特別講義等の公開講座等の機会を利用し，大学院教育に関するPRを行った。加えて地域連携センター等と協力し，自治体等からの派遣職員向けの受け入れ枠を新たに新設し，受入を行った。		
	82	ホ　大学の連携・協働の窓口としての地域連携センターの機能を充実強化し，公開講座やシンポジウムの開催，共同研究・地域課題に対する技術指導・情報提供など，大学の教育研究資源を活用した地域貢献を行う。 【数値目標・目標年度】 ★公開講座・シンポジウム等の開催数 （学都仙台コンソーシアムサテライトキャンパス公開講座も含む。） 46回（平成25年度）→ 50回（平成32年度）	Ⅲ	・平成29年度に地域連携センター専任の事務職員を配置し，平成30年度においては専任のコーディネーター4名を配置するなど，地域連携センターが本学の連携・協働の窓口として機能するために必要な人員の配置を行った。 ・本学の教員の教育研究成果を地域に還元するため，公開講座やシンポジウムを開催し，当初中期計画で目標としていた50件の開催については，平成27年度から平成30年度まで続けて達成している。 ・公開講座やシンポジウムについては，地域のニーズを意識した企画を行い，近隣住民を対象とした防災セミナー，自治体職員向けや企業向けのセミナー，地域の医療・看護の質の向上に資する取組みとして看護職者向け専門研修の開講等，大学の教育研究資源を活用した地域貢献として開催した。 ・連携協定を締結している大崎市からの依頼により，宮城大学移動開放講座（全6回）を毎年開催した。 ・地域課題に対する技術指導・情報提供などを行うため，「学術指導契約」を平成29年度から試験的に行い，延べ4件の実績を得た。 ・平成30年度において，自治体・企業等からの相談案件等を共同研究や受託事業へ進展させる仕組みとして，FS（事業化可能性調査）事業を新たに地域連携センター事業として予算化し，5件の事業を採択，次年度以降の共同研究や受託事業への進展を促した。 ・自治体・企業等と大学の連携・協働の活動においては，学内の一部の教員に負荷が集中するケースが多く見られるため，負荷の平準化及び対応する教員へのインセンティブが必要である。 ・地域連携センターとしては，産学官連携のため，これまで主として行っていた一般向け公開講座から，自治体・企業・機関等向けの専門講座に注力することも考慮していく。		
	83	へ　図書館の利用時間の延長や大学施設の地域への開放など，サービスの拡大を図る。	Ⅲ	・図書館サービスの拡大については，利用時間こそ９時から19時までとし，それ以上の延長は行っていないものの，学外者への施設開放は学生の試験期間などを除き常時行っており，地域に開かれた施設となっている。 ・大学と地域の連携を深めるため，大学の取組や研究を広く地域に発信する機能として，学術機関リポジトリの設置・整備を行い，平成27年度から公開と運用を開始した。 ・平成29年度から，学外からもアクセス可能な図書館ポータルサイトの運用を開始し，平成30年度には，よく利用されているページの更新をより簡便に行えるように，管理機能の改修を行った。 ・地域に開かれたイベント「六限の図書館」は，平成27～30年度の4年間で12回の開催を数え，大和図書館改修後の平成30年10月には，大和・太白両キャンパス図書館内（大和はコモンズ・イベントスペース）それぞれに，大西暢夫写真展（各キャンパス別テーマ）を3週にわたり開催し，トークイベントや上映会も実施，学外・地域の方々からも好評を得た。		

第２　地域貢献等	【重点目標】 グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材の育成や生涯を通じた学びの場の提供，産学官連携の推進による地域の課題やニーズに対応した取組などを行うことにより，地域社会への貢献を果たすとともに，大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し，震災からの復旧・復興に向けた支援を積極的に行う。

中期目標	中期計画		法人の自己評価		評価委員会による評価	
			評定	判断理由（中期計画の実施状況等）	評定	意　　見
(2) 産学官の連携						評価委員会による評定実績 H27 A H28 A H29 A H30 H31
大学が持つ教育・研究資源や成果をイノベーションや新産業の創出，起業家の育成支援等を通じ地域社会に還元するため，産学官連携の推進を大学の重要な社会的役割と位置付け，県内の産業界をはじめとした有機的なネットワークの充実に努めるとともに，地域のシンクタンクとしての役割も担うよう，県内市町村等との連携を積極的に進める。	84	イ　宮城県をはじめ，既に協定を締結している宮城県中小企業団体中央会などの民間企業・団体や自治体等との連携を充実強化するとともに，他の民間企業・団体や自治体等との連携を積極的に進める。 【数値目標・目標年度】 ★市町村等との連携協定数 15件（平成25年度）→ 20件（平成32年度）	Ⅲ	・宮城県との協定の見直しを行い，若者の地元定着等の地域課題の解決につながる具体的な事業を実施する体制を整えた。 ・既に協定を締結している民間企業・団体や自治体等が抱える課題をテーマとした講座を開催したほか，連携団体等に所属している企業・連携金融機関の取引先企業からの相談を受け付け，そのニーズと本学の持つシーズとのマッチングを推進することで連携の充実強化を図った。 ・民間企業・団体や自治体等との連携を積極的に進め，連携協定数15件（平成25年度）から27件（平成30年度現在）まで増大させた。 ・専任のコーディネーターによる地域からの相談受付，企業・自治体等への訪問により，地域ニーズと本学の教員が持つシーズのマッチングを進め，本学による地域課題解決活動を推進させた。 ・一方で，連携協定締結後の関係性に濃淡があるため，関係性の薄い連携先と共同した事業等の開催を進めていく必要がある。		
	85	ロ　地域連携センターの地域振興事業部において，自治体，企業等を対象にした受託調査研究事業や各種補助事業等を行う。 【数値目標・目標年度】 ★地域振興事業部調査研究の受託(補助)件数 7件（平成25年度）→ 10件（平成32年度）	Ⅲ	・これまで地域連携センター地域振興事業部において，自治体，企業等を対象にした受託調査研究事業や各種補助事業等を多数行ってきたが，その多くは震災関連の事業であった。震災後5年が経過し，その需要も落ち着いてきたことから，平成29年度において，地域連携センターの活動に包含することとし，地域振興事業部の発展的解消を行った。 ・これまで専任の調査研究員が行ってきた受託調査研究事業は，地域連携センターが大学全体の資源を生かして行うこととした。 ・地域振興事業部が発展的解消したため，中期計画番号85については，「第2の1　地域貢献に関する目標（2）産学官の連携」（中期計画番号84）において対応することとし，中期計画番号85としての取組み及び評価は平成30年度をもって終了とする。		
	86	ハ　宮城県基盤技術高度化支援センター（KCみやぎ）のメンバーとしての活動を通じて，共同研究や受託研究を進める。	Ⅲ	・「KCみやぎ産学共同研究会企画運営業務等委託事業」への応募を支援し，平成30年度まで延べ9件の事業をKCみやぎより教員が受託し，企業や試験研究機関等との共同研究や受託研究に向けた活動を行った。 ・KCみやぎのメンバーとしての活動だけではなく，新たに連携協定を結んだ団体に所属している企業や連携金融機関の取引先企業からの相談に対し，大学が持つ教育・研究資源や成果による提案を行い，共同研究や受託研究への支援を行った。		

第２　地域貢献等	【重点目標】 グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材の育成や生涯を通じた学びの場の提供，産学官連携の推進による地域の課題やニーズに対応した取組などを行うことにより，地域社会への貢献を果たすとともに，大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し，震災からの復旧・復興に向けた支援を積極的に行う。

中期目標	中期計画		法人の自己評価		評価委員会による評価	
			評定	判断理由（中期計画の実施状況等）	評定	意　　見
(3) 大学間及び高等学校との連携						評価委員会による評定実績 H27 A H28 A H29 S H30 H31
大学に対する社会の期待や多様なニーズに対応するため，学都仙台コンソーシアムへの参画をはじめ，他の大学等との有機的な連携を強化する。 また，次代を担う世代の育成及び優れた学生の確保を図るため，高等学校との連携を推進する。	87	イ　学都仙台コンソーシアムへの参画による単位互換の実施などにより，大学間の連携を強化する。	Ⅲ	・学都仙台コンソーシアムの事業である単位互換やサテライトキャンパス公開講座等に積極的に参画し，毎年本学から他大学等の科目を10人前後が履修し，サテライトキャンパス公開講座に10企画前後出講してきた。ただし，学都仙台コンソーシアムの単位互換は地域貢献というより教育の充実を目的としたものであることから，平成31年度（令和元年度）からは学都仙台コンソーシアムのサテライトキャンパス公開講座をはじめ，公開講座や研修会などの開催を主体に進めていく。		
	88	ロ　兵庫県立大学との連携のもと，地域社会の担い手となる「コミュニティ・プランナー」育成のための実践的教育課程を構築する。	Ⅳ	・平成28年度において，兵庫県立大学との連携のもと，地域社会の担い手となる「コミュニティ・プランナー」育成のためのコミュニティ・プランナー・プログラムが完成した。さらに，平成29年度からの新カリキュラムでの「コミュニティ・プランナー」科目についても，兵庫県立大学との連携・調整のもと，科目内容や運営方法の改善を図りつつ，教育プログラムの構築を進めている。今後の展望として，両大学における講義プログラムの更なる改善や，教員・学生間の交流等の有機的な連携強化を進めていく。また，大学院における「コミュニティ・プランナー プログラム」の構築については，兵庫県立大学との議論を継続しつつ，大学院改革と歩調を合わせながら検討を進めていく。 ・コミュニティ・プランナー・プログラムの経験をもとに平成29年度から全学必修フレッシュマンコア科目「地域フィールドワーク」を開講した。本科目の目的である「学生の地域への関心の向上」については，平成30年度の学生への自己評価アンケート結果では地域社会に関心を持つ学生が7割を超えるなど，一定の成果が得られた。「地域フィールドワーク」については平成30年度までに10自治体の協力を得て実施しており，コミュニティ・プランナー科目と同様にフィールドとなる自治体等の協力が不可欠であることから，運営面での負担等も考慮しながら，今後とも連携協定を締結している自治体を中心とした連携体制の強化を進める。		
	89	ハ　高等学校との意見交換などにより，次代を担う世代の育成に向けた有効な高大連携方策を検討する。	Ⅲ	・本中期計画は中期目標で掲げる「次代を担う世代の育成及び優れた学生の確保を図るため，高等学校との連携を推進する」ことを達成するためのものである。従前より高等学校の生徒を対象とした大学講義体験の場として「アカデミック・インターンシップ」を実施してきているが，年を追うごとにその目的や狙いを精緻化してきている。平成30年度は高校生に「より深い学び」を意識してもらう機会として運営を行い，本学に関心のある質の高い生徒の参加に結びついている。 ・また，高等学校との意見交換については平成28年度から「高大連携事業調整会議」を開催しているが，高等学校におけるニーズや教育上の課題を共有することにより，新たな課題が見えてきている。学習指導要領の改訂に伴う「総合的な探究の時間」への対応のため，今後より一層高等学校と大学とが手を携えることで相互の教育内容の改善，より優秀な学生の確保に努めていく必要がある。 ・以上を踏まえ，学生募集及び高校と大学の接続の改善を図るとともに，宮城県教育委員会をはじめとした地域社会との自由かつ緊密な交流及び連携を推進することを狙った「高大連携推進室（仮称）」の設置について検討を進めていく。		

第２　地域貢献等	【重点目標】 グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材の育成や生涯を通じた学びの場の提供，産学官連携の推進による地域の課題やニーズに対応した取組などを行うことにより，地域社会への貢献を果たすとともに，大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し，震災からの復旧・復興に向けた支援を積極的に行う。

中期目標	中期計画		法人の自己評価		評価委員会による評価	
			評定	判断理由（中期計画の実施状況等）	評定	意　　見
2　国際交流等に関する目標						評価委員会による評定実績 H27 S H28 A H29 A H30 H31
(1) グローバル化を推進するための教育環境整備						
世界に開かれた大学として，教育研究の充実強化を図るため，外国人教員の配置などグローバル化に対応した教育環境づくりを進めながら，学生や教職員の国際交流を積極的に推進するとともに，海外大学等との連携による教育研究活動を通して国際社会への貢献を図る。 また，グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材を育成する。	90	イ　外国人教員の配置など，国際交流・留学生センターの組織体制を強化するとともに，グローバルな視点を加味した教育・研修プログラムの充実に努め，地域社会の活性化を担うグローバル人材を育成する。	Ⅲ	・国際交流・留学生センターの業務について，これまでの課題を整理し，今後の方針を定めた「多文化共生時代における多様な環境に対応できる人材育成およびグローバルコモンズの整備に関する基本計画」を平成29年度に策定し，グローバルコモンズの供用開始に合わせて，同センターの業務及び組織体制を強化した。 ・協定校へ長期交換留学については，平成27年度からの累計で15人の学生を派遣したほか，海外留学支援制度トビタテ留学JAPANについては13人が利用し，留学するなどグローバルな視点を加味した教育・研修プログラムの充実に努め，地域社会の活性化を担うグローバル人材を育成することができた。 ・東南アジアについては，「リアル・アジア」事業において，平成27年度からの累計で96人の学生が参加したほか，学生のニーズに合わせてタイ，マレーシア，シンガポール，インドネシアの大学との連携を模索した。 ・付属の英語教育機関を有する海外大学との連携については，平成30年度にオーストラリアにおける大学との提携が実現したことから，北米を中心とした大学との連携を模索した。 ・海外派遣，留学に適用する金銭的な学修支援について，財源も含めた持続可能な制度のあり方について検討した。 ・以上のことから本中期計画についてはおおむね良好に達成できているものと判断できる。		
	91	ロ　主催事業を積極的に開催し，ウェブサイト等を活用した情報発信に努めるとともに，海外大学の情報収集や国際交流推進に係る競争的資金について積極的に情報収集・獲得すること等により，学生・教職員の国際交流の推進を図る。	Ⅲ	・平成30年度に全学広報体制が整備されたことにより，学外ウェブサイトがリニューアルされたことから，国際交流・留学生センター所管分サイトについても，充実化を図った。 ・平成27年度からこれまで「宮城大学海外交換留学プログラム」について，日本学生支援機構（JASSO）海外留学奨学金の申請をし，10人が受給した。また，「リアル・アジア」についても，60人が受給した。トビタテ留学JAPANについては，13人が採択されるなど，奨学金制度を十分に活用することができた。 ・学内独自の金銭的な学修支援として，平成30年度に実施した「リアル・オーストラリア」において，6人が受給した。 ・「日本･アジア青少年サイエンス交流計画」（「さくらサイエンスプラン」）をはじめ国際に関する競争的資金の獲得に向けた取組を実施・調査するなど外部資金の調達手法を研究した。 ・以上のことから本中期計画についてはおおむね良好に達成できているものと判断できる。		
(2) 海外大学等との連携						
(1)に同じ	92	イ　交換学生の授業料免除，単位認定や共同研究，本県企業と海外大学との共同研究への支援など，実効性を重視した大学間協定締結を推進する。	Ⅲ	・本学との協定校については，これまでのトゥルク応用科学大学，タンペレ応用科学大学（以上フィンランド），ロンドン・メトロポリタン大学（イギリス），キングモンクット工科大学（タイ），フエ外国語大学，アンザン大学，ドンタップ大学（以上ベトナム），アーカンソー大学フォートスミス校（アメリカ）に加え，平成30年度にロイヤルメルボルン工科大学，サザンクロス大学（以上オーストラリア）とMOUを締結するなど学生のニーズを踏まえ着実に提携校数を増やしている。 ・海外からの留学生受入れ支援の体制整備の一環として，大学院での英語による指導の増強，留学帰国生などによる日本語チューターの導入及び民間学生寮との連携強化を目標としてきたが，ほとんど進捗は見られない。 ・以上のことから本中期計画については，課題は見られるものの，海外提携校数等については着実に増えていることから，おおむね良好に達成できているものと判断できる。		
	93	ロ　協定校等との連携による教育研究活動を通じた取組及び成果等を情報発信するため，国際シンポジウム等を開催する。	Ⅲ	・大規模な国際シンポジウムについて，本学主催による開催を模索したものの，先端的あるいは社会的意義のある研究を中心とした交流のウエイトが本学においては，低かったこと等により開催できておらず，今後においても，観客動員が見込めるような国際シンポジウムを開催できる見込みはないことから，身の丈に合った情報発信として，協定校留学経験者によるポスター掲示や短期海外研修プログラムの説明会時に経験者の取り組みや成果を学生に報告するなどして，協定校等との連携による教育研究活動の共有を行った。 ・具体的には，毎年度留学セミナーを開催し，長期交換留学生による留学報告会や個別相談を行った。 ・また，リアル・アジア派遣者募集説明会と併せて，毎年度派遣者によるリアル・アジア派遣報告会を実施した。 ・以上のことから，国際シンポジウムの開催はできなかったものの，本学経験者による協定校等との連携による教育研究活動を通じた取組及び成果等の情報発信は実施することができたことから，本中期計画についてはおおむね良好に達成できているものと判断できる。		

第２　地域貢献等	【重点目標】 グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材の育成や生涯を通じた学びの場の提供，産学官連携の推進による地域の課題やニーズに対応した取組などを行うことにより，地域社会への貢献を果たすとともに，大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し，震災からの復旧・復興に向けた支援を積極的に行う。

中期目標	中期計画		法人の自己評価		評価委員会による評価	
			評定	判断理由（中期計画の実施状況等）	評定	意　　見
(3) 留学・留学生支援						
(1)に同じ	94	イ　外国人留学生を対象とした特別入学枠の長期的な目標（30%）を視野に入れ，受入体制の改善を検討する。	Ⅲ	・外国人留学生のリクルートのため，毎年度，日本語学校で日本語を学ぶ外国人留学生を対象としたキャンパスバスツアーを実施し，本学のPRに努めた。 ・同様に，異文化理解交流促進プログラムを毎年度実施し，東北地方の大学，文化施設，企業，自治体等を本学の留学生と日本人学生が訪問し，広く東北固有の文化に触れるとともに，東北地方で活躍する企業等を視察，研究することで，東北全般に係る理解を促進させつつ，留学生と日本人学生が相互に理解を深め，互いに協働しながら，国際交流，異文化に対する理解を深化させる事業を実施した。 ・以上のことから，外国人留学生を対象とした特別入学枠の長期的な目標である30%には及ばず，直近で外国人留学生率は約2%であったものの，一定程度の外国人留学生は確保し，日本人学生との交流の場も提供することができたことから，本中期計画についてはおおむね良好に達成できているものと判断できる。		
	95	ロ　外国人留学生の勉学意欲を高め，留学生受入れの 一層の推進を図るため，教員宿舎の貸与や独自の奨学制度を検討するとともに，国費留学生等の積極的な受入れを行う。（中期計画番号59再掲）	Ⅲ	・平成27年度からこれまでの間，ABEイニシアティブ特別プログラムについては，長期受入大学院留学生7人を受入れ，事業構想学研究科において，ビックデータのマイニング，健康情報システムの開発，ソーシャルネットワークと政治の関係についてなどの研究を行った。 ・同様に，「アフリカ母子保健実施管理コース」において，アフリカからの研修生60人を受入れ，看護学群において，研修生の自国におけるケアに役立てる為，本学での講義や医療機関の見学を通し，日本の母子保健の実態を学んだ。 ・以上のことから，政府等が行う研修プログラム等を活用し，海外からの留学生を積極的に受け入れてきたことから，本中期計画についてはおおむね良好に達成できているものと判断できる。		
	96	ハ　ｅーラーニングによる英語の自学自習システムの運用を継続するとともに，国際交流・留学生センターにおいて，視聴覚教材，書籍，TOEFL等の試験用教材などを充実させるほか，海外留学に関する相談窓口の設置，留学プログラムの紹介など，英語を中心とする語学力の向上や学生の留学支援のための環境を整備する。（中期計画番号45再掲）	Ⅲ	・平成29年度に供用開始したグローバルコモンズについては，個別ブースにおいて視聴覚教材が使用できる環境を整備するなど，より使い勝手が良い形でｅーラーニングによる英語の自学自習システムの運用を継続した。 ・グローバルコモンズの視聴覚教材，書籍等については，これまでの教員等の過去資料の寄付に加え，学生のニーズを踏まえて新たに準備し，海外人気映画やドラマのDVD，英字新聞，雑誌等をタイムリーに購入し，学生が英語に触れるきっかけづくりを行った。 ・国際交流・留学生センターのアシスタントとして，海外留学の経験があり，かつ学生とのコミュニケーション能力の高い職員を雇用することで，グローバルコモンズにおいて，学生が気軽に留学に関する相談等をしやすい環境を整備した。 ・各種の留学，短期研修プログラムの事前説明会においては，経験者による体験談のコーナーを設置するなどして，学生に関心を持ってもらうよう配慮した。 ・以上のことから本中期計画についてはおおむね良好に達成できているものと判断できる。		

第２　地域貢献等	【重点目標】 グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材の育成や生涯を通じた学びの場の提供，産学官連携の推進による地域の課題やニーズに対応した取組などを行うことにより，地域社会への貢献を果たすとともに，大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し，震災からの復旧・復興に向けた支援を積極的に行う。

中期目標	中期計画		法人の自己評価		評価委員会による評価					
			評定	判断理由（中期計画の実施状況等）	評定	意　見				
3　東日本大震災からの復旧・復興支援に関する目標						評価委員会による評定実績				
						H27	H28	H29	H30	H31
						A	A	A		
被災地にある大学として，教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に活用し，震災からの早期復旧と創造的復興に向けた支援を積極的に進めるとともに，全国的なモデルとなるよう教育研究成果を広く情報発信する。	97	(1) 国，民間企業等からの補助金・寄附金を活用し，関係自治体との連携を密にとりながら，まちづくりや生活不活発病予防の取組等を積極的に展開することにより，被災地の早期復旧・創造的復興を支援する。	Ⅲ	・文部科学省からの補助金（大学等における地域振興のためのセンター的機能整備事業）において，平成23年度から平成27年度まで南三陸町におけるコミュニティ復興支援のためのプロジェクトを展開し，まちづくりや生活不活発病予防の取組み等を行い，被災地の早期復旧・創造的復興の支援を行うとともに，受託事業による復興支援として山元町コミュニティ再生支援事業を行った。 ・経済同友会「IPPO IPPO NIPPONプロジェクト」の寄附金の活用においては，まちづくりや生活不活発病予防の取組み等だけではなく，本学において復興に資する研究を行っている教員に対する研究費や，これまでの活動をまとめ，今後の復旧・復興における教材となるような書籍の製作にも活用した。 ・平成31年度（令和元年度）以降においても，経済同友会「IPPO IPPO NIPPONプロジェクト」の寄附金の残金を活用し，被災地の早期復旧・創造的復興を支援する研究や活動を行っていく。						
	98	(2) 被災地の創造的復興に向けて，本学の研究力を発揮する研究活動に対し特別研究枠を設け，重点的に研究費を配分する。（中期計画番号75再掲）	Ⅲ	・東日本大震災からの創造的復興に貢献する研究活動として「震災復興特別研究」を設定し，平成27年度から平成30年度までに学内公募に申請のあった37件のうち29件を採択し，地域の産業振興や被災者の生活やコミュニティの再生に資する研究に研究費を配分した。 ・今後は研究の実施方針に基づき，復興の総仕上げに向けたさらなる研究への取組が必要であることから，震災復興特別研究については，平成31年度（令和元年度）より震災復興（発展）研究と名称を変更し，復興計画期間終了後を見据えた，地域社会の持続的な発展につながる研究への支援を推進する。 ・平成29年度からは，IPPO IPPO NIPPON寄付金を活用し被災地の産業振興に資する研究6件に対し研究費を配分している。 （中期計画番号75再掲）						
	99	(3) 震災後，内容充実及び新規導入を行った災害対応の各種プログラムについて，教育内容・方法の検証を重ね，更なる充実及び実践力の向上を図る。	Ⅲ	〔看護学群（学部）〕災害看護プログラムを継続し，1～4年次各科目の担当教員により内容の充実を図ってきた。また，平成29年度からポートフォリオを導入したことで，目標を明確にし，将来像をイメージしながら災害看護プログラムにおける自主活動を計画し，取り組むようになった。 〔事業構想学群（学部）〕 平成21年度のカリキュラム改正にあわせて事業構想学部では「産業集積人材養成プログラム（地域産業集積論・自動車産業論・IT産業論）」を設置しており，これを，震災復興への貢献として，平成23年度におけるカリキュラム改正の際，「復興人材育成プログラム（地域産業論・復興の地域経営）」に改編，プログラムを新設した。このプログラムは，復興大学と連携しており，復興大学における認定科目から6単位＋復興の地域経営の単位取得により，「復興人材養成プログラム」を修了認定とした。平成27年度に「復興の地域経営（3年次選択）」を開講し，フィールドワーク先として山元町・亘理町・岩沼市・仙台市・塩竈市・東松島市の協力を得ながら，科目を運営した。本プログラムは平成30年度で終了となる。科目運営のノウハウは，地域フィールドワークやコミュニティプランナー科目を運営する「復興人材育成プログラム推進室（平成29年設置）」に引き継がれている。また，平成31年度（令和元年度）より地域創生学類において開講する「災害の科学（水）」，「災害の科学（土）」および令和2年度開講「防災計画」の科目整備を進め，復興対応を進めている。						
	100	(4) 被災した学生に対する授業料の減免について，地方交付税措置を背景として継続するとともに，今後の災害への備えとして，教職員・学生に対し安否確認システムの活用徹底を図る。	Ⅲ	・被災した学生に対する授業料の減免について，継続して提供できた(令和2年度まで継続予定)。 ・教職員・学生に対する安否確認システムの活用といった中期計画に沿って，安否確認訓練を実施した。						

第２　地域貢献等	【重点目標】 グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材の育成や生涯を通じた学びの場の提供，産学官連携の推進による地域の課題やニーズに対応した取組などを行うことにより，地域社会への貢献を果たすとともに，大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し，震災からの復旧・復興に向けた支援を積極的に行う。

地域貢献等に関する特記事項

【法人記載欄】

１ 特筆すべき優れた実績･成果を上げた取組

・　平成28年度において，兵庫県立大学との連携のもと，地域社会の担い手となる「コミュニティ・プランナー」育成のためのコミュニティ・プランナー・プログラムを完成させた。さらに，平成29年度からの新カリキュラムでの「コミュニティ・プランナー」科目についても，兵庫県立大学との連携・調整のもと，科目内容や運営方法の改善を図りつつ，教育プログラムの構築を進めている。今後の展望として，両大学における講義プログラムの更なる改善や，教員・学生間の交流等の有機的な連携強化を進めていく。なお，大学院における「コミュニティ・プランナー プログラム」の構築については，兵庫県立大学との議論を継続しつつ，大学院改革と歩調を合わせながら検討を進めていく。また，コミュニティ・プランナー・プログラムの経験をもとに平成29年度から全学必修フレッシュマンコア科目「地域フィールドワーク」を開講した。本科目の目的である「学生の地域への関心の向上」については，平成30年度の学生への自己評価アンケート結果では地域社会に関心を持つ学生が7割を超えるなど，一定の成果が得られた。「地域フィールドワーク」については平成30年度までに10自治体の協力を得て実施しており，コミュニティ・プランナー科目と同様にフィールドとなる自治体等の協力が不可欠であることから，運営面での負担等も考慮しながら，今後とも連携協定を締結している自治体を中心とした連携体制の強化を進める。

２ 特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組

・　公開講座等を平成27年度から毎年度50件以上開催している。公開講座等については，地域のニーズを意識した企画を行い，近隣住民を対象とした防災セミナー，自治体職員向けや企業向けのセミナー，地域の医療・看護の質の向上に資する取組みとして看護職者向け専門研修の開講等，大学の教育研究資源を活用し，地域への教育研究成果の還元を行っている。

・　従前より高等学校の生徒を対象とした大学講義体験の場として「アカデミック・インターンシップ」を実施してきているが，年を追うごとにその目的や狙いを精緻化してきている。平成30年度は高校生に「より深い学び」を意識してもらう機会として運営を行い，本学に関心のある質の高い生徒の参加に結びついている。また，高等学校との意見交換については平成28年度から「高大連携事業調整会議」を開催しているが，高等学校におけるニーズや教育上の課題を共有することにより，新たな課題が見えてきている。学習指導要領の改訂に伴う「総合的な探究の時間」への対応のため，今後より一層高等学校と大学とが手を携えることで相互の教育内容の改善，より優秀な学生の確保に努めていく必要がある。今後は，学生募集及び高校と大学の接続の改善を図るとともに，宮城県教育委員会をはじめとした地域社会との自由かつ緊密な交流及び連携を推進することを狙った「高大連携推進室（仮称）」の設置について検討を進めていく。

・　国際交流・留学生センターの業務について，これまでの課題を整理し，今後の方針を定めた「多文化共生時代における多様な環境に対応できる人材育成およびグローバルコモンズの整備に関する基本計画」を平成29年度に策定し，グローバルコモンズの供用開始に合わせて，同センターの業務及び組織体制を強化した。また，本学との協定校については，これまでのトゥルク応用科学大学，タンペレ応用科学大学（以上フィンランド），ロンドン・メトロポリタン大学（イギリス），キングモンクット工科大学（タイ），フエ外国語大学，アンザン大学，ドンタップ大学（以上ベトナム），アーカンソー大学フォートスミス校（アメリカ）に加え，平成30年度にロイヤルメルボルン工科大学，サザンクロス大学（以上オーストラリア）とMOUを締結するなど学生のニーズを踏まえ着実に提携校数を増やしている。

３ 過年度との数値による実績対比が可能な事項

・　民間企業・団体や自治体等との連携を積極的に進め，平成25年度に15件であった連携協定を平成30年度には27件まで増やした。

実績＼年度	H30	H29	H28	H27	累計
公開講座・シンポジウム等開催数	61	58	59	55	233
市町村との連携協定数	27	27	26	22	―

４ 遅滞が生じている事項とその理由

・　特になし。

５ その他，法人が積極的に実施した取組

・　学生のニーズを踏まえた視聴覚教材，書籍等の設置によるグローバルコモンズ内のソフトツールの充実に加え，国際交流・留学生センターのアシスタントとして，海外留学の経験があり，かつ学生とのコミュニケーション能力の高い職員を雇用することで，グローバルコモンズにおいて，学生が気軽に留学に関する相談等をしやすい環境を整備した。

・　文部科学省からの補助事業（大学等における地域振興のためのセンター的機能整備事業）において，平成23年度から平成27年度まで南三陸町におけるコミュニティ復興支援のためのプロジェクトを展開し，まちづくりや生活不活発病予防の取組み等を行い，被災地の早期復旧・創造的復興の支援を行うとともに，受託事業による復興支援として山元町コミュニティ再生支援事業を行った。また，東日本大震災からの創造的復興に貢献する研究活動として「震災復興特別研究」を設定し，平成30年度までに29件を採択し，地域の産業振興や被災者の生活やコミュニティの再生に資する研究に研究費を配分した。今後は研究の実施方針に基づき，復興の総仕上げに向けたさらなる研究への取組が必要であることから，震災復興特別研究については，平成31年度（令和元年度）より震災復興（発展）研究と名称を変更し，復興計画期間終了後を見据えた，地域社会の持続的な発展につながる研究への支援を推進する。

【評価委員会による意見記載欄】

第３　業務運営の改善及び効率化	【重点目標】 時代の変化や地域・社会のニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう，必要に応じ法人組織や教育研究組織等を見直すとともに，引き続き業務運営の改善及び効率化を図る。

中期目標	中期計画		法人の自己評価		評価委員会による評価	
			評定	判断理由（中期計画の実施状況等）	評定	意　　見
1　運営体制の改善に関する目標 **(1) 理事長を中心とする運営体制の構築**					評価委員会による評定実績 H27: A H28: A H29: A H30: H31:	
法人が自律性を確保しつつ戦略的かつ機動的に時代の変化に対応できるよう，各部門長の権限や責任を明確にしながら，理事長が全学的なリーダーシップを発揮できる運営体制となるよう適宜見直しを図るとともに，法人の業務運営の適正化及び透明性を確保するため，監査体制の充実に努める。	101	イ　理事長が全学的なリーダーシップを発揮できる組織環境を整備するため，それを支える役員構成，事務部の組織体制等について不断の検証を重ね，必要に応じて見直しを行う。	Ⅲ	・理事長が全学的なリーダーシップを発揮できるよう，平成27年度に学群・学系への移行に向けた「大学改革室」を設置，平成30年度には，基盤教育の充実や教務部門の強化を図るため，平成30年４月１日より事務部を事務局とし，大和キャンパスを3課体制から4課1室体制に再編しており，必要に応じて事務組織体制の見直しを行ってきている。 ・特に平成29年度からの大学改革に伴い，教員組織と事務組織の連携の強化を図るため，平成29年度には，各学群から理事兼副学長を登用したほか，大学改革担当副学長を任命した。また，平成30年度には，基本規則等を改正して役員の所掌事務の見直し，理事長が特に命ずる事項として，大学改革，看護教育改革を担当する理事を任命した。また，副学長については，4人体制を維持して所掌事務を整理し，権限と責任を明確にした。		
	102	ロ　各役員の権限と責任を明確化するとともに，理事会，経営審議会，教育研究審議会の機能，役割分担を明確にした上で，定期的な開催等により連携を密にし，法人としての迅速な意思決定ができる体制を構築する。	Ⅲ	・平成30年度に基本規則を改正し，役員の所掌事務を整理して権限と責任の明確化を図ったほか，理事会，経営審議会及び教育研究審議会の役割を整理し，これらを定期的に開催して迅速かつ的確な意思決定を行う体制の確立等に努めた。また，法人の機動的な運営を図るため，必要に応じ臨時理事会を開催し，重要事項を迅速に決定した。 ・理事長，理事及び副学長で構成されていた理事懇談会（週１回開催）と，学長，副学長及び学群長・群長で構成されていた学長懇談会（月１回開催）を新たに幹部会として統合し，毎週１回開催して情報や課題等の共有化と意思決定の迅速化を図った。 ・今後も法人の起動的な運営を図るため，情報や課題等の共有と迅速な意思決定が行える体制を確立する。		
	103	ハ　教授会の審議事項を精選し，教育研究審議会との役割分担を明確にする。	Ⅲ	・これまで，教授会と教育研究審議会の審議事項については，整理・検討を行い，必要に応じて規程を改正し，それぞれ円滑に運営を行っていたものの，基本規則第31条等に定める「教育研究に関する重要な事項で，学群教授会（又は基盤教育群教授会又は研究科教授会）の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」の内容が定まっていなかったことから，平成30年8月に「学群教授会又は研究科教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項に関する規程」及び「基盤教育群教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項に関する規程」を制定し，教授会での審議事項を定めたことにより，役割分担が明確になった。 ・今後，教授会において教育課程の編成，教員の採用計画の立案，教員の採用等に係る教育研究業績等の審査等を教授会で行い，教育研究審議会で審議・報告を経て，最終的に学長が決定することとなる。		
	104	ニ　内部監査の所管を明確化するとともに，機能充実を図るための監査実施体制を構築する。	Ⅲ	・内部監査責任者（副理事長）を中心に毎年度内部監査計画を策定し，それに基づき編成された内部監査チームが適切に会計監査及び業務監査を実施した。 ・内部監査結果を監査法人や監事と共有し，監査法人と役員とのディスカッション，会計監査報告会を定期的に開催した。 ・大規模修繕や固定資産購入といった重要案件について，監事による書類等の確認を実施するなど監査機能を充実させた。		
	105	ホ　教職員がそれぞれの専門性を発揮するとともに，教員と事務職員との間の連携を強化し，一体となって業務運営の効率化を図る。 　また，大学の運営に当たっては，教育・研究の充実，雇用も含めた教育環境の整備など様々な面から，学内の男女共同参画を推進する。	Ⅲ	・これまで，全学的FD・SDの開催，個別参加型の外部研修への職員派遣を積極的に行い，職員の専門性の向上に努めてきたところであり，平成29年度からは県と協定を締結し，県新規採用職員研修に法人採用職員（新卒者）1人を派遣した。また，平成30年度からは，県職員の階層別研修についても，本学プロパー職員が受講できるようにし，事務職員１名を県に派遣研修（1年間）として派遣したほか，SDの一環として自主企画勉強会の支援制度を構築するなど職員の資質向上に努めてきている。 ・平成30年4月から法人運営組織と教育研究組織を再編・整理を行い，教育運営組織の各委員会，センターには，運営規程で必ず担当する課が事務局として配置するようにして連携が図られるような組織体制とした。 ・理事長，理事及び副学長で週１回開催していた理事懇談会，学長，副学長及び学群長・群長で月１回開催していた学長懇談会を廃止し，幹部会として新たに発足させ，毎週１回開催をして学内の情報や課題等の共有化と意思決定の迅速化を図った。		

第３　業務運営の改善及び効率化	【重点目標】 時代の変化や地域・社会のニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう，必要に応じ法人組織や教育研究組織等を見直すとともに，引き続き業務運営の改善及び効率化を図る。

中期目標		中期計画	法人の自己評価		評価委員会による評価	
			評定	判断理由（中期計画の実施状況等）	評定	意　　見
(2) 戦略的な予算等の配分						評価委員会による評定実績 H27 H28 H29 H30 H31 A A A
法人の経営戦略に基づき，全学的な視点に立った効果的かつ効率的な予算等の配分を行う。	106	地域に貢献するプロジェクトやグローバル化を促進する取組，また，成果に応じた研究費の配分など，戦略的な観点から予算や人員を重点的に配分するシステムを構築する。	Ⅲ	・独創性・将来性・緊急性などの観点から，大学が特に注力すべき研究活動に対する研究費として，学長裁量による特別推進研究費を設けた。 ・大学改革推進のため，改革に係る経費について重点的な配分を行った。 ・一般研究費の追加配分について，研究業績を反映させるため，前年度の外部資金獲得状況に応じた配分へ見直しを行った。 ・指定研究費の配分について，「研究の基本方針」及び「研究の実施方針」をふまえ，本学が推進すべき研究分野へ重点的な配分を行った。 ・毎年度，予算編成方針を策定し，戦略的な予算の配分を行ってきている。 ・平成29年度に大学改革の一環として，各種基本計画・方針を策定する中で，改革を効果的に推進をするための組織体制の検討を行い，平成30年度から新体制で大学運営を進めている。		
(3) 学外の有識者等の登用						評価委員会による評定実績 H27 H28 H29 H30 H31 A A A
役員や審議会委員に優れた知識経験や能力を有する学外者を登用し，地域に開かれた大学運営を推進する。	107	イ　財務，産学連携など，専門性の高い分野を担当する理事等に学外の有識者等を登用する。	Ⅲ	・副理事長(県OB)，理事（総務・人事労務担当（県OB），財務，施設担当（金融機関OB））3人に学外有識者を任命しており，また，大学運営の円滑な遂行を図るため，教員から理事兼副学長を登用している。 ・今後も専門性が高い理事については，学外有識者を適材適所で積極的に登用をする。		
	108	ロ　経営審議会の委員に，経営に関する有識者，民間企業経験者等の学外者を積極的に登用する。	Ⅲ	・学外者の意見を大学運営により反映させるため，平成27年度の経営審議会委員改選において，学内委員と学外委員の人数構成をそれまでの6人：6人から5人：7人に改め，学外委員が過半数となるようにし，以後，当該人数構成を堅持した。 ・学外委員については，本学の教育研究内容や公立大学としての行政との関係性，産学連携の状況等を踏まえ，大学運営への有益な助言が期待できる人材をバランスよく選定した。		
２　教育研究組織の見直しに関する目標						評価委員会による評定実績 H27 H28 H29 H30 H31 A A A
教育研究に対するニーズや社会環境の変化を的確に見極めながら，入学後の学修を通じ得られた学生の主体的な学びや関心の広がりなどにも柔軟に対応できるよう，必要に応じ教育研究組織を見直す。	109	教育研究に関するニーズや社会環境の変化を見据え，常に学群（学部）・研究科・各種センター等の実績・評価結果等を踏まえた改革を検討し，中・長期的な展望に立った教育研究組織の再編を行う。	Ⅲ	・教育研究組織については，平成27年度に「大学改革室」を設置して学群制の導入や教員組織の変更による学系制への移行準備を進め,平成28年度には教学マネジメントの更なる強化のため，教育企画室，アドミッションセンター，カリキュラムセンター，スチューデントサービスセンターからなる教育推進機構を設置した。平成29年度には，学部・学科制から学群・学類制に移行することに伴う見直しを実施し，平成30年度には大学改革をより一層進めるために教育推進機構を廃止し，新たに「教育推進センター等」としてアドミッションセンター，カリキュラムセンター，スチューデントサービスセンター，キャリア・インターンシップセンター及びコモンズ等整備検討委員会の5つの組織を位置づけるとともに，「全学センター」として学術情報センター，情報システムセンター，国際交流・留学生センター及び地域連携センターの4つの組織を位置づけることによって再構築を行い，それぞれ運営方針を策定した。 ・平成29年4月から導入した学系制については，学系が細分化され過ぎており，具体的な運用に至っていなかったことから，平成30年度に再構築について検討，見直しを行い，平成31年度（令和元年度）から再構築した学系で運用をする。		

第３　業務運営の改善及び効率化	【重点目標】 時代の変化や地域・社会のニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう，必要に応じ法人組織や教育研究組織等を見直すとともに，引き続き業務運営の改善及び効率化を図る。

中期目標	中期計画		法人の自己評価		評価委員会による評価	
			評定	判断理由（中期計画の実施状況等）	評定	意　　見
３　人事の適正化に関する目標						評価委員会による評定実績 H27 A / H28 A / H29 A / H30 / H31
優れた人材の確保や組織の活性化を図るため，より適正に評価できる制度の構築を図るとともに，その評価結果を人事，給与等に反映させるなど，教職員にインセンティブが働く人事制度を構築する。 なお，役員や教職員に対する任期制や年俸制の導入について，評価制度の検証や国の動向などを踏まえながら，引き続き検討する。	110	(1)　優れた人材の確保や組織の活性化を図るため，客観的で公平性・信頼性の高い適正な評価制度を確立し，その評価結果を人事や給与に反映させるなど，教職員にインセンティブが働く人事制度を構築する。	Ⅲ	・教員評価については，評価結果を勤勉手当の成績率や昇給考課，研究費の配分に反映させていたが，評価の目的が抽象的であるほか，全学的組織への貢献度など教員の努力が真に反映されていないという不満が多く，評価点の対象となる活動が重視されるという傾向を助長していた。 ・このため，今年度6月から制度検討委員会を立ち上げ，教員の本来のあるべき姿（評価のために働くのではなく，その社会的な尊厳と高い倫理観の下で，自発的に役割を果たすこと）を踏まえ，評価の目的を改めて定義した上で，目的に沿った評価制度の抜本的再構築を図ることとした。 ・具体的には，評価の目的を「専任教員の教育，研究，地域・社会貢献及び大学運営の各活動の目標設定を支援し，その成果を多面的に点検・評価することによって活動の改善と自己研鑽を促すとともに，大学全体の機能の改善と高度化に資する。」と再定義した上で，評価の方法についても，基礎評価と活動計画を基にした学群長等の合議による評価（一次評価），学長・副学長の合議による評価（二次評価）に再構成し，評価結果は勤勉手当の成績率のみに活用するなどの見直しを行った。 ・事務職員については，目標管理制度の着実な運用により，年度目標を立て，実績を評価する仕組みを適正に実施した。 ・今年度よりプロパー職員を幹部（課長職）登用したほか，女性職員2人を含む6人のプロパー職員をグループリーダーに登用した。		
	111	(2)　教員については，大学の諸機能の充実，効率化及び活性化を図る観点から，任期制や特任教員，裁量労働制など，多様な雇用・勤務形態を効果的に活用するとともに，能力等に応じた年俸制への移行を図る。	Ⅲ	・これまで，教員については，専任教員の任期制，裁量労働制の適用，特任教員の活用など，多様な雇用方法や勤務形態を効果的に活用してきた。 ・平成30年度には，深夜・休日労働の適正化，長時間労働を行った場合の産業医面談，勤務状況等報告書の書式の見直しを実施し，教員の勤務の適正化を図り，また，教員評価制度の見直しによって，より適正に評価できる制度を構築した。 ・なお，年棒制については，本学の実情に併せて教員評価制度の見直しをしたところであり，現時点での導入は困難である。引き続き国や他大学の動向について情報収集をすることにする。		
	112	(3)　事務職員については，段階的に法人独自に職員（プロパー職員）を採用し，その割合を事務職員全体の85％まで引き上げるとともに，各種研修の受講促進，キャンパス間人事異動，他大学との人事交流等を通じ，基礎的，専門的な資質向上及び組織の活性化を図る。	Ⅲ	・これまで事務職員の計画的採用及び適正配置について適切に行ってきており，プロパー化率は83％となった（平成31年3月31日現在） ・今年度よりプロパー職員を幹部（課長職）登用したほか，女性初のグループリーダー2人を含む6人のプロパー職員をグループリーダーとした。 ・全学的FD・SDの開催，個別参加型の外部研修への職員派遣を積極的に行い，職員の専門性の向上に努めてきており，平成29年度からは県と協定を締結し，県新規採用職員研修に法人採用職員（新卒者）1人を派遣し，平成30年度からは，県職員の階層別研修の受講，事務職員1名の県への派遣研修（1年間）の実施，自主企画勉強会への支援により職員の資質向上に努めてきている。 ・専門性の高いプロパー職員へのキャリア形成を図るため，人事異動方針を検討，策定した。 ・なお，中期目標と中期計画の整合が図られておらず，本項目は第３の４に整理されるべきものである。		

第３　業務運営の改善及び効率化	【重点目標】 時代の変化や地域・社会のニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう，必要に応じ法人組織や教育研究組織等を見直すとともに，引き続き業務運営の改善及び効率化を図る。

中期目標	中期計画		法人の自己評価		評価委員会による評価					
			評定	判断理由（中期計画の実施状況等）	評定	意　　見				
４　事務等の効率化・合理化に関する目標						評価委員会による評定実績				
						H27	H28	H29	H30	H31
						A	A	A		
事務処理の効率化を図るため，事務組織について，各部門の権限と責任をより明確にするとともに，必要に応じ見直しを行う。また，大学業務に精通した専門性の高い職員の育成を図るほか，事務手続の集約化や簡素化，業務の外部委託等の活用を進める。	113	(1)　事務組織について，各部門の権限と責任を明確化するとともに，あらゆる課題に適切かつ柔軟に対応できる機動性を備えたものとなるよう，必要に応じて見直しを行う。	Ⅲ	・事務組織については，より機動的，一体的に業務が推進できるよう必要に応じて組織改編を行ってきたところであり，平成29年度には教務グループの見直しを行うとともに，大学改革の実現に向けた組織・人事の見直しの方針を策定した。 ・平成30年度からは，大学改革をより一層推進するため，事務部を事務局とし，大和キャンパス3課体制から4課1室への再編を行い，業務所管の明確化，機能強化を図った。また，4課1室の所掌事項をもとに，職員の事務分担を総点検し，事務分担表の再整備を行った。 ・太白事務室長の専決事項を改正して，権限強化を図った。						
	114	(2)　各種事務処理の合理化・効率化を図るため，事務処理マニュアルや各種システムの稼働状況等について不断の検証を重ね，必要に応じて見直しを行う。	Ⅲ	・会計事務処理の合理化・効率化を図るために，財務会計システム，旅費システムを改修してきた。また，会計事務処理，旅費マニュアルの見直しを行ってきた。 ・学生情報が入試，学務，キャリア等のシステム毎とに登録され，また，教員情報も別システムとなっており，一元管理が十分でなかったことや各システムを部署ごとに管理をしていたためにコストが増加していたこと等から，情報の一元管理とコスト削減の観点から，平成29年度に「情報システム高度化推進基本計画」を策定し，各業務システムの統合準備を進めた。 ・学務基幹システムについては，平成31年度（令和元年度）からの運用を予定し，また，教員評価制度の見直しに伴い，統合システムを活用した評価作業の簡素化，効率化について検討をした。 ・平成30年度に教員の勤務状況等報告書の書式の見直し等を実施したことから，「出勤管理の手引き」を改訂して勤務の適正化を図った。 ・業務が属人的になることがあったため，人事異動後も前業務に対応することが多く，本来業務に支障をきたすことから，業務引き継ぎが適正に行われるように周知徹底し，組織的に対応することとした。						

第３　業務運営の改善及び効率化	【重点目標】 時代の変化や地域・社会のニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう，必要に応じ法人組織や教育研究組織等を見直すとともに，引き続き業務運営の改善及び効率化を図る。

業務運営の改善及び効率化に関する特記事項

【法人記載欄】

１ 特筆すべき優れた実績･成果を上げた取組

・　特になし。

２ 特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組

・　理事長が全学的なリーダーシップを発揮できるよう，平成27年度に学群・学系への移行に向けた「大学改革室」を設置，平成30年度には，基盤教育の充実や教務部門の強化を図るため，平成30年4月1日より事務部を事務局とし，大和キャンパスを3課体制から4課1室体制に再編しており，必要に応じて事務組織体制の見直しを行ってきている。特に平成29年度からの大学改革に伴い，教員組織と事務組織の連携の強化を図るため，各学群から理事兼副学長を登用したほか，大学改革担当副学長を任命した。また，平成30年度には，基本規則等を改正して役員の所掌事務の見直し，理事長が特に命ずる事項として，大学改革，看護教育改革を担当する理事を任命した。また，副学長については4人体制を維持し，所掌事務を整理して権限と責任を明確にした。

・　大学改革推進のため，改革に係る経費について重点的な配分を行うとともに，独創性・将来性・緊急性などの観点から，大学が特に注力すべき研究活動に対する研究費として，学長裁量による特別推進研究費を設けたほか，指定研究費の配分について「研究の基本方針」及び「研究の実施方針」をふまえ，本学が推進すべき研究分野へ重点的な配分を行うなど，毎年度，予算編成方針を策定し，戦略的な予算の配分を行ってきている。

・　大学改革の実現に向けて，教育研究組織については，「教育推進センター等」としてアドミッションセンター，カリキュラムセンター，スチューデントサービスセンター，キャリア・インターンシップセンター及びコモンズ等整備検討委員会の5つの組織を位置づけるとともに，「全学センター」として学術情報センター，情報システムセンター，国際交流・留学生センター及び地域連携センターの4つの組織を位置づけることによって再構築を行い，それぞれ運営方針を策定した。

・　平成29年4月から導入した学系制については，学系が細分化され過ぎており，具体的な運用に至っていなかったことから，再構築について検討，見直しを行い，平成31年度から再構築した学系で運用をする。

３ 過年度との数値による実績対比が可能な事項

・　これまで事務職員の計画的採用及び適正配置について適切に行ってきており，今年度よりプロパー職員を幹部（課長職）登用したほか，女性初のグループリーダー2人を含む6人のプロパー職員をグループリーダーとした。事務職員のプロパー化率は，平成30年3月31日現在78%，平成31年3月31日現在83%と推移している。

４ 遅滞が生じている事項とその理由

・　特になし。

５ その他，法人が積極的に実施した取組

内部監査責任者（副理事長）を中心に毎年度内部監査計画を策定し，それに基づき編成された内部監査チームが適切に会計監査及び業務監査を実施したほか，内部監査結果を監査法人や監事と共有し，監査法人と役員とのディスカッション，会計監査報告会を定期的に開催した。

・　副理事長(県OB)，理事（総務・人事労務担当（県OB），財務，施設担当（金融機関OB））3人に学外有識者を任命しており，また，大学運営の円滑な遂行を図るため，教員から理事兼副学長を登用している。今後も専門性が高い理事については，学外有識者を適材適所で積極的に登用をする。

・　学外者の意見を大学運営により反映させるため，平成27年度の経営審議会委員改選において，学外委員が過半数となるようにし，以後，当該人数構成を堅持した。なお，学外委員については，本学の教育研究内容や公立大学としての行政との関係性，産学連携の状況等を踏まえ，大学運営への有益な助言が期待できる人材をバランスよく選定した。

・　教員評価については，評価結果を勤勉手当の成績率や昇給考課，研究費の配分に反映させていたが，評価の目的が抽象的であるほか，全学的組織への貢献度など教員の努力が真に反映されていないという不満が多く，評価点の対象となる活動が重視されるという傾向を助長していた。このため，今年度6月から制度検討委員会を立ち上げ，教員の本来のあるべき姿（評価のために働くのではなく，その社会的な尊厳と高い倫理観の下で，自発的に役割を果たすこと）を踏まえ，評価の目的を改めて定義した上で，目的に沿った評価制度の抜本的再構築を図ることとした。

・　全学的FD・SDの開催，個別参加型の外部研修への職員派遣を積極的に行い，職員の専門性の向上に努めており，平成29年度からは県と協定を締結し，県新規採用職員研修に法人採用職員（新卒者）1人を派遣し，平成30年度からは，県職員の階層別研修の受講，事務職員1名の県への派遣研修（1年間）の実施，自主企画勉強会への支援により職員の資質向上に努めている。

・　事務組織については，より機動的，一体的に業務が推進できるよう必要に応じて組織改編を行ってきたところであり，平成29年度には教務グループの見直しを行うとともに，大学改革の実現に向けた組織・人事の見直しの方針を策定した。平成30年度からは，大学改革をより一層推進するため，事務部を事務局とし，大和キャンパス3課体制から4課1室への再編を行い，業務所管の明確化，機能強化を図った。また，4課1室の所掌事項をもとに，職員の事務分担を総点検し，事務分担表の再整備を行ったほか，業務の合理化・効率化を図るために，財務会計システム，旅費システムの改修，マニュアル整備を行ってきた。

【評価委員会による意見記載欄】

第４　財務内容の改善	【重点目標】 経費の縮減，人件費の抑制，外部資金の積極的な獲得などにより，財務内容の改善を図る。

中期目標		中期計画	法人の自己評価		評価委員会による評価	
			評定	判断理由（中期計画の実施状況等）	評定	意　　見
1　外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標						
(1) 外部資金の獲得					評価委員会による評定実績 H27 C H28 C H29 C H30 H31	
法人の安定的な経営が行えるように自己収入を確保するため，科学研究費補助金をはじめ，受託研究費や奨学寄附金など，外部資金の獲得に組織的に取り組むとともに，収入源の見直しや新たな収入源の拡充を図る。 また，授業料をはじめとする学生納付金については，法人の収入状況及び社会情勢を勘案して適切に設定するとともに，授業料等の減免制度について適宜見直しを行う。	115	イ　科学研究費補助金や受託研究などの外部研究資金の獲得に向けて，公募情報の周知や申請の奨励，教員の研究内容の広報等に努める。 ★外部資金獲得総額 1億8,172万円（平成25年度）→2億5,000万円（平成32年度）	Ⅱ	・科学研究費補助金その他の競争的資金の公募情報については的確な周知を行っており，科研費獲得に向けた支援についても説明会を学群毎に実施する等の取組を継続して行っている。その結果，平成30年度の科研費申請における新規の応募者率は平成26年度より18.5ポイント増と大幅に増加しており，獲得に向けた取組は一定の効果を上げていると考えられる。 ・また，シーズ集の発行や研究フォーラムにおける研究成果の発表などにより本学の研究活動の周知にも確実に取り組んでいる。 ・なお，外部資金獲得総額について，目標設定時は，津波で被災した農地の復旧に係る研究など，東日本大震災後3年間の復旧期に特有の課題を解決するための共同研究等を含む数値を基に設定されたものである。復旧・復興の進捗による地域のニーズの変化を鑑み外部資金獲得総額の目標を見直す必要がある。 ・今後は，研究の実施方針に基づき，高度な実学による地域貢献ではあるものの科学研究費の獲得が不利な研究を支援するとともに，産業界・試験研究機関・自治体・医療機関等と連携し，受託・共同研究を推進する。		
	116	ロ　地域連携センターを中心に収集した国，自治体，財団，民間等の外部研究費等に関する情報を学内で共有し，外部資金の獲得増に努める。	Ⅲ	・地域連携センターが収集した国，自治体，財団，民間等の外部研究費等に関する情報については，研究委員会へ報告し，学内の情報共有を図った。 ・地域連携センター及び研究委員会が共同して，教員への外部研究費に係る説明会等を開催し，学内へ情報共有を図った。 ・地元企業からの技術相談等に組織的に対応し，宮城県の補助金を獲得し，本学教員との共同研究へつなげた。 ・「KCみやぎ産学共同研究会企画運営業務等委託事業」への応募を支援し，平成30年度まで延べ9件の事業をKCみやぎより教員が受託した。 ・平成30年度に配置した地域連携センターの専任コーディネーターが，各種外部資金の説明会等へ参加し，外部研究費等に関する情報を収集するとともに，直接的に教員の外部研究資金獲得の支援を行い，奨学寄附金を獲得するなどの実績を得た。 ・平成31年度（令和元年度）以降についても，地域連携センターによる外部研究費の情報収集を行い，学内で得た情報の共有化を図るとともに，専任のコーディネーターによる直接的な外部研究費等の獲得支援により，外部資金獲得増に努める。		
(2) 自己収入の確保						
(1)に同じ	117	イ　高等学校訪問，オープンキャンパス，各種情報発信等を積極的に行い，数多くの受験生を確保することにより，優秀な学生の獲得及び自己収入の安定的確保を図る。	Ⅲ	・オープンキャンパス，高校訪問，高校教員への説明会等の広報活動を通じて，より多くの受験生の確保に努めた。 ・平成28年度から一般選抜試験において北関東地区等をターゲットに学外試験場（大宮）を設置し，出願者数の拡大を図った。 ・なお，受験生の確保については，中期目標「第4 1（1）自己収入の確保」ではなく，「第1の1（1）入学者受入方針・入学者選抜」において対応すべき課題であり，記載内容も中期計画番号2と重複していることから，中期計画番号117としての取組及び評価は平成30年度をもって終了とする。		
	118	ロ　学生納付金の収納方法の見直しや個別相談を行い，確実な収入確保に努める。	Ⅲ	・授業料口座振替の利用推進や，授業料の納付状況が遅れる学生に対する指導をきめ細やかに行い，確実な収入確保に努めた。		
	119	ハ　社会情勢及び他の国公立大学の動向等を踏まえ，定期的に授業料等各種料金設定の適正化を検証する。	Ⅲ	・公立大学協会の調査データベースを活用して，授業料について他大学の金額設定の情報収集を行い，適正な水準を維持した。		

第４　財務内容の改善	【重点目標】 経費の縮減，人件費の抑制，外部資金の積極的な獲得などにより，財務内容の改善を図る。

中期目標	中期計画		法人の自己評価		評価委員会による評価	
			評定	判断理由（中期計画の実施状況等）	評定	意　　見
２　経費の抑制に関する目標						評価委員会による評定実績 H27 A / H28 A / H29 A / H30 / H31
役職員がコスト意識を持ち，予算の効率的な執行や業務の簡素化・合理化・契約方法の見直しなどにより経費の縮減に努めるとともに，効果的な組織運営や適正な人員配置により，人件費の抑制を図る。	120	(1)　役職員一人ひとりが経費抑制の意識を持って行動し，節水・節電及び電子メールの活用等による管理的経費の削減や消耗品費の節減を周知・徹底する。	Ⅲ	・平成22年度から導入した「コピー費管理方式」を継続し，経費削減に寄与したほか，役職員が経費抑制の意識を持ち，節水・節電等の徹底，消耗品当の節減に努めた。 ・平成30年度に固定電話回線の契約見直しを行い，年額232千円の経費削減につながった。		
	121	(2)　一括発注，複数年度契約などによるコスト削減により費用を抑制する。	Ⅲ	・両キャンパスの共通業務の一括契約など各種契約の見直しを行うとともに，複数年契約を推進し，コスト削減を図った。 ・施設関連業務の複数年契約への移行については，ほぼ対応が完了した。 ・学内の各業務システムについて，データの一元管理やコスト削減といった観点からシステムの集約・統合を検討し，平成31年度（令和元年度）の稼働に向けシステムの構築を行った。		
	122	(3)　委託がより適切な業務は業務委託（アウトソーシング）を積極的に活用する。	Ⅲ	・教職員の給与計算業務のアウトソーシングについては，平成21年度からの常勤教職員に加え，平成24年度から非常勤職員等についても外部委託に移行し，継続している。 ・費用対効果及び人件費抑制の観点から「宮城大学における学部改組に係る支援業務」「宮城大学創立20周年・創基65周年記念事業実施業務」「宮城大学広報支援業務」について外部委託を行った。 ・入試業務においては一部業務を外部委託したほか，インターネット出願システムの導入により業務の効率化が図られた。		
	123	(4)　組織の見直しと職務能率の向上を図り，人件費の縮減に努める。	Ⅲ	・事務組織については，大学改革をより一層の推進をするため，平成30年4月1日より事務部を事務局とし，大和キャンパス3課体制から4課1室の再編を行い，業務所管の明確化，機能強化を図った。 ・時間外縮減に関しては，これまでも各種会議や研修の機会をとらえ，職員に意識付けを行っていたが，平成29年度に労働基準監督署からの指導により，時間外勤務命令と実際の勤務時間に乖離があることが判明したため，各職員のPC使用記録と時間外勤務命令簿との突合により，正確な勤務実態管理のための統一的な仕組みを構築したほか，「時間外における長時間労働に係る非常事態宣言について（通達）」を理事長名で発し，36協定の順守など，再発防止のため管理の徹底を図った。 ・インターネット出願の導入，大学広報及び入試業務の一部を外部委託を実施し，また，システムの統合を検討し，事務の効率化を図り，人件費の縮減を図った。		
３　資産の運用管理の改善に関する目標						評価委員会による評定実績 H27 A / H28 A / H29 A / H30 / H31
適切な資産運用管理を行う体制により，長期的かつ経営的な視点に立った法人資産の効果的・効率的な活用に努める。	124	(1)　定期的な資産の点検を行い，適切に維持管理し，有効活用を図る。	Ⅲ	・保有施設について定期的に点検し，維持管理に努めるとともに，修繕などを計画的に行った。 ・「大和キャンパス等再編整備基本計画」に基づき，低稼働や設備の老朽化が進んだ部屋について用途変更，高機能な設備への更新等，各部屋の利便性を高めた。 ・開学から長期間が経過し，施設の老朽化や長寿命化推進への対応を着実に行うため，「大和・太白キャンパス施設保全計画策定等業務」を施行し，第３期中期計画において必要な経費を積算することとしている。		
	125	(2)　余裕資金の管理運用に当たっては，安全性・確実性に配慮する。	Ⅲ	・余裕資金については，資金繰り等を勘案し，銀行定期預金など安全で確実な金融商品により運用した。		

第４　財務内容の改善	【重点目標】 経費の縮減，人件費の抑制，外部資金の積極的な獲得などにより，財務内容の改善を図る。

財務内容の改善に関する特記事項

【法人記載欄】

１　特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組

・　特になし。

２　特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組

・　地域連携センターが収集した国，自治体，財団，民間等の外部研究費等に関する情報について，研究委員会へ報告し，学内での情報共有を図ったほか，地域連携センター及び研究委員会が共同して教員への外部研究費に係る説明会等を開催した。平成30年度には，専任コーディネーターを地域連携センターに配置し，各種外部資金の説明会等へ参加，外部研究費等に関する情報の収集，直接的な外部研究資金獲得の支援を行い，奨学寄附金を獲得するなどの実績を得た。平成31年度（令和元年度）以降についても，地域連携センターによる外部研究費の情報収集を行い，学内において収集した情報の共有化を図るとともに，専任のコーディネーターによる直接的な外部研究費等の獲得支援により，外部資金獲得増に努める。

・　費用対効果及び人件費抑制の観点から「宮城大学における学部改組に係る支援業務」「宮城大学創立20周年・創基65周年記念事業実施業務」「宮城大学広報支援業務」について外部委託を行った。

３　過年度との数値による実績対比が可能な事項

【外部資金獲得実績】

項目＼年度	H30	H29	H28	H27
計画額（千円）	230,000	220,000	210,000	200,000
実績額（千円）	169,421	122,716	163,250	149,885
計画達成率（%）	74%	56%	78%	75%

４　遅滞が生じている事項とその理由

・　外部資金獲得について，中期計画での設定額に達していない。平成30年度に専任コーディネーターを地域連携センターに配置し，外部研究費等に関する情報の収集，直接的な外部研究資金獲得の支援を行うなど外部資金獲得に向け，体制の見直しを行った。平成31年度（令和元年度）以降も引き続き，外部資金獲得の支援体制を強化し，外部資金獲得増に努める。なお，中期計画での外部資金獲得設定額は，津波で被災した農地の復旧に係る研究など，東日本大震災後3年間の復旧期に特有の課題を解決するための共同研究等を含む数値を基に設定されたものであり，復旧・復興の進捗による地域のニーズの変化を鑑み，今後，設定計画値について，エビデンスに基づく見直しを含めた検討を進める必要がある。

５　その他，法人が積極的に実施した取組

・　両キャンパス共通業務の一括契約など各種契約の見直しを行うとともに，複数年契約を推進し，コスト削減を図った。施設関連業務の複数年契約への移行については，ほぼ対応が完了した。

・　入試業務においては一部業務を外部委託したほか，インターネット出願システムの導入により業務の効率化が図られた。

・　保有施設について定期的に点検し，維持管理に努めるとともに，修繕などを計画的に行った。また，「大和キャンパス等再編整備基本計画」に基づき，低稼働や設備の老朽化が進んだ部屋について用途変更，高機能な設備への更新等，各部屋の利便性を高めた。

・　授業料口座振替の利用推進や，授業料の納付状況が遅れる学生に対する指導をきめ細やかに行い，確実な収入確保に努めた。

【評価委員会による意見記載欄】

第５　教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供

中期目標	中期計画		法人の自己評価		評価委員会による評価	
			評定	判断理由（中期計画の実施状況等）	評定	意　　見
１　自己点検・評価の充実に関する目標						評価委員会による評定実績 H27: A　H28: A　H29: A　H30:　H31:
内部質保証システムに基づき，教育研究及び大学運営について自己点検・評価を行うとともに，認証評価機関による第三者評価を受け，その結果を改善に反映し，大学の質の向上に努める。また，それらについて県民に分かりやすく公表する。	126	(1)　大学運営を自主的・自律的に改善し，向上させるために，組織的かつ厳正な自己点検・評価を継続的に実施する。	Ⅲ	・評価委員会において，中期計画の評価や年度計画の策定を行ったほか，各委員会や教授会等を通じて具体的な業務の改善に努めた。 ・平成27年度から法人評価のあり方を見直し，本学の実態に即した評価を行うとともに，PDCAサイクルをより意識しやすい報告様式に改めた。 ・平成31年度（令和元年度）に実施する予定の中期計画の暫定評価に向けて平成27年度から平成30年度までの4年間の振り返りを行い，その結果を認証評価受審のための自己点検・評価報告書の作成にも反映させた。 ・次期中期計画策定に向けて，法人評価及び認証評価の関係性や作業スケジュールを整理した。		
	127	(2)　認証評価機関による第三者評価に向け，平成30年度に自己点検・評価を実施し，その結果について客観的な評価を行うものとして，平成31年度に第三者評価を受審する。	Ⅲ	・本学では，学校教育法で7年以内ごとの実施が義務付けられている認証評価を，地方独立行政法人法による法人評価の6年サイクルに合わせて実施することとしており，具体的には，地独法に基づき6年ごとに策定される中期計画の4年目に大規模な自己点検・評価を行い，それをもって5年目に認証評価を受審し，その結果を踏まえて6年目に次期中期計画の策定を行っている。 ・平成30年度は現行の第2期中期計画（平成27年度～令和2年度）の4年目に当たることから，はじめに平成31年度（令和元年度）の認証評価依頼先を過去の例にならって大学基準協会とすることを決定し，その上で同協会が定めるルールや様式に沿った形で自己点検・評価を全学的に実施した。		
	128	(3)　自己点検・評価や第三者による評価の結果は，経営審議会及び教育研究審議会や理事会で十分に内容を検討し，改善すべき点については適切な改善策を講ずる。	Ⅲ	・平成25年度に受審した認証評価や県評価委員会を通じて毎年度実施する法人評価の結果について，学内で分析・検討し，業務実施や次期年度計画に適切に反映させた。 ・平成25年度の認証評価で指摘された努力課題について，それぞれ改善に取り組み，平成30年度に改善報告書を認証評価機関へ提出した。 ・平成30年度の法人評価において，本学独自の分析を通じて，これまで顕在化していなかった課題を可視化し，今後目指すべき方向性を定めた。 ・平成31年度（令和元年度）の認証評価受審に向けて，平成30年度に全学的な自己点検・評価を実施し，課題の洗い出しを行うとともに，その改善に努めた。		
	129	(4)　評価の結果及び改善策については，大学の業務運営の向上に役立てるとともに，ウェブサイトなどにより公表する。	Ⅲ	・第2期中期計画（平成27年度～令和2年度）と，同計画に基づく各年度の年度計画，実績報告，実績評価結果を本学ウェブサイト上でその都度公表した。 ・各年度の実績評価結果において抽出された課題を次期年度計画に反映させ，それらのPDCAサイクル全体を公表することで，大学運営の透明性向上を図った。		

第５　教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供

中期目標	中期計画		法人の自己評価		評価委員会による評価	
			評定	判断理由（中期計画の実施状況等）	評定	意　見
２　情報公開の推進等に関する目標						評価委員会による評定実績 H27 A / H28 A / H29 A / H30 / H31
法人の組織運営及び大学の教育研究活動の実績については，積極的に情報を発信し，県民をはじめとする社会への説明責任を果たすとともに，大学の認知度を高める。	130	(1)　法人の活動情報を積極的に発信し，県民への説明責任を果たすとともに，大学の認知度の向上に向けた戦略的な広報活動を展開する。	Ⅳ	・大学が社会からの信頼や支持を得て存続しつづけるための重要なコミュニケーション手段である大学広報について，民間事業者の専門的なノウハウを導入し，ターゲット別に正確，迅速かつ安定的な情報発信を行うなど戦略的な広報を展開するための「宮城大学広報基本方針」を平成30年度に策定した。 ・広報業務に関して全学的な方向付けを行う意思決定機関と，そこに至るまでの具体的な検討や企画立案等を行う作業チームを学内に立ち上げ，適切な情報の収集・編集・発信に向けた体制を平成30年度に整備した。 ・「宮城大学広報基本方針」に基づき，広報グラフィック基本コンセプトを策定し，大学広報の核であるウェブサイトについて，閲覧者のアクセシビリティや情報発信の有効性を向上させるため，全面的なリニューアルを行った。 ・各種印刷媒体について，統一コンセプト，統一デザインにより企画，編集を実施した。 ・各種広報物の作成業務や関連予算を可能な限り長期にわたって統合化し，総合的な広報施策の中で統一性をもって運用することにより，情報の重複によるロスや発注コストを削減し，業務の効率化を図った。 ・これらにより，十分に法人の活動情報を積極的に発信し，県民への説明責任を果たすとともに，大学の認知度の向上に向けた戦略的な広報活動を展開できたものと考えている。		
	131	(2)　戦略的な広報活動の実現に向け，ウェブサイトのアクセス分析体制を強化するなど，効果的・効率的な広報体制を確立する。	Ⅳ	・大学が社会からの信頼や支持を得て存続しつづけるための重要なコミュニケーション手段である大学広報について，民間事業者の専門的なノウハウを導入し，ターゲット別に正確，迅速かつ安定的な情報発信を行うなど戦略的な広報を展開するための「宮城大学広報基本方針」を平成30年度に策定した。 ・広報業務に関して全学的な方向付けを行う意思決定機関と，そこに至るまでの具体的な検討や企画立案等を行う作業チームを学内に立ち上げ，適切な情報の収集・編集・発信に向けた体制を平成30年度に整備した。 ・「宮城大学広報基本方針」に基づき，広報グラフィック基本コンセプトを策定し，大学広報の核であるウェブサイトについて，閲覧者のアクセシビリティや情報発信の有効性を向上させるため，全面的なリニューアルを平成30年度に行った。 ・各種広報物の作成業務や関連予算を可能な限り長期にわたって統合化し，総合的な広報施策の中で統一性をもって運用することにより，情報の重複によるロスや発注コストを削減し，業務の効率化を図った。 ・これらにより，戦略的な広報活動の実現に向け，ウェブサイトのアクセス分析体制を強化するなど，効果的・効率的な広報体制を確立することができたものと考えている。		
	132	(3)　平成29年度に迎える大学創立20周年に際し，県民をはじめ多くの人々にとって宮城大学がより身近な存在となるよう，記念事業を企画し，及び実施する。	Ⅲ	・平成29年8月に「宮城大学創立20周年・創基65周年記念式典」を開催し，約300名の来賓に対して，本学のこれまでの歩みや将来的な展望を示すとともに，新聞，テレビ等の媒体や創立20周年記念誌を通じて，本学の20年の歴史と現状や将来を県民の皆様に広く周知した。 ・記念レセプションの会場となったホテルのシェフと本学学生サークルとの共作で新たなスイーツを開発し，ホテルで販売したところ，新聞に掲載されるなどの反響があった。 ・このことから，平成29年度に迎える大学創立20周年に際し，県民をはじめ多くの人々にとって宮城大学がより身近な存在となるよう，記念事業を企画し，及び実施するという目標については，十分達成することができたものと考えている。		

第５　教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供

教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する特記事項

【法人記載欄】

１　特筆すべき優れた実績･成果を上げた取組

・　大学広報について，民間事業者の専門的なノウハウを導入し，ターゲット別に正確，迅速かつ安定的な情報発信を行うなど戦略的な広報を展開するための「宮城大学広報基本方針」を平成30年度に策定するとともに，広報業務に関して全学的な方向付けを行う意思決定機関と，そこに至るまでの具体的な検討や企画立案等を行う作業チームを学内に立ち上げ，適切な情報の収集・編集・発信に向けた体制を整備した。大学広報の核であるウェブサイトについては「宮城大学広報基本方針」に基づき，広報グラフィック基本コンセプトを策定し，閲覧者のアクセシビリティや情報発信の有効性を向上させるため，全面的なリニューアルを行った。さらに，各種印刷媒体についても，統一コンセプト，統一デザインにより企画，編集を実施，各種広報物の作成業務や関連予算を可能な限り長期にわたって統合化し，総合的な広報施策の中で統一性をもって運用することにより，情報の重複によるロスや発注コストを削減し，業務の効率化を図った。

２　特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組

・　評価委員会において，中期計画の評価や年度計画の策定を行ったほか，各委員会や教授会等を通じて具体的な業務の改善に努め，平成27年度には，法人評価のあり方を見直し，本学の実態に即した評価を行うとともに，PDCAサイクルをより意識しやすい報告様式に改めた。平成30年度には，平成31年度（令和元年度）に実施する予定の中期計画の暫定評価に向けて自己点検・評価を行うとともに，その結果を認証評価受審のための自己点検・評価報告書の作成にも反映させた。

・　本学では，学校教育法で7年以内ごとの実施が義務付けられている認証評価を，地方独立行政法人法による法人評価の6年サイクルに合わせて実施することとしており，具体的には，地方独立行政法人法に基づき6年ごとに策定される中期計画の4年目に大規模な自己点検・評価を行い，それをもって5年目に認証評価を受審し，その結果を踏まえて6年目に次期中期計画の策定を行っている。平成30年度は現行の第2期中期計画（平成27年度～令和2年度）の4年目に当たることから，はじめに平成31年度（令和元年度）の認証評価依頼先を過去の例にならって大学基準協会とすることを決定し，その上で同協会が定めるルールや様式に沿った形で自己点検・評価を全学的に実施した。

３　過年度との数値による実績対比が可能な事項

・　特になし。

４　遅滞が生じている事項とその理由

・　特になし。

５　その他，法人が積極的に実施した取組

・　平成25年度に受審した認証評価や県評価委員会を通じて毎年度実施する法人評価の結果について，学内で分析・検討し，業務実施や次期年度計画に適切に反映させた。なお，平成25年度の認証評価で指摘された努力課題については，それぞれ改善に取り組み，平成30年度に改善報告書を認証評価機関へ提出した。平成30年度には，法人評価において，本学独自の分析を通じて，これまで顕在化していなかった課題を可視化し，今後目指すべき方向性を定めるとともに，平成31年度（令和元年度）の認証評価受審に向けて，平成30年度に全学的な自己点検・評価を実施し，課題の洗い出しを行うとともに，その改善に努めた。

【評価委員会による意見記載欄】

第６　その他業務運営

中期目標	中期計画		法人の自己評価		評価委員会による評価	
			評定	判断理由（中期計画の実施状況等）	評定	意　　見
1　施設設備の整備・活用等に関する目標						評価委員会による評定実績 H27 H28 H29 H30 H31 A A A
全学的に施設設備の有効活用を図った上で，中長期的な視点に立った計画的な施設整備を行うとともに，良好な教育研究環境を保持するため，施設等の適切かつ効率的な維持管理に努める。	133	(1)　土地建物などの活用状況の点検・評価を行い，有効利用を図る。	Ⅲ	・平成29年度に施設の有効活用促進を目的に作成した「大和キャンパス等再編整備基本計画」に基づき，大和キャンパスにおいて平成31年度（令和元年度）までに4コモンズ（グローバルコモンズ，スチューデントコモンズ，データ＆メディアコモンズ，ディスカバリーコモンズ）の整備を進め供用を開始している。加えて太白キャンパスについても，平成30年度に2コモンズ（グローバルコモンズ，ディスカバリーコモンズ）を整備するとともに，残り2コモンズ（スチューデントコモンズ，データ＆メディアコモンズ）の整備内容の検討に着手した。 ・令和2年4月の供用開始を目指し，（仮称）デザイン研究棟の設計業務等を行った。引き続き適切な工事発注・管理を行う。 ・開学から長期間が経過し，施設の老朽化が進んでいることから，「大和・太白キャンパス施設保全計画策定等業務」を施行し，第3期中期計画において必要な経費を積算することとしている。		
	134	(2)　施設の整備及び老朽化に伴う修繕・改修に当たっては，管理体制を含め，中・長期的な視点で計画的に整備する。	Ⅲ	・大規模修繕については，一部実施時期の変更があったものの，施設整備計画に基づき実施した。 ・中小規模修繕については，目的積立金等を有効に活用し，計画的かつ機動的に実施した。		
	135	(3)　設備の更新に当たっては，財政負担及び省エネルギー等に配慮するとともに，学生参加型による，環境と共生し調和するエコキャンパスづくりを推進する。	Ⅲ	・「エコキャンパス推進会議」を中心に，ビオトープ（生物が住みやすい空間）の維持管理に努めた。 ・平成29年度より開始した紙類のリサイクルについて，当初事務局のみで開始したが，図書館や大学生協等の協力を得て対象範囲を広めた活動として実施することが出来た。 ・省エネや経費削減を目的としたLED照明等への切り替えを検討する必要がある。		
	136	(4)　施設設備の維持管理については，必要の都度管理規程を見直しながら，適切かつ効率的に行う。	Ⅲ	・施設設備の維持管理については，定期点検等の実施により，それぞれの状態を詳細に把握し，必要に応じ速やかに修繕等の対応を行った。また，委託業者との定期的な意見交換を実施するなど，詳細な情報収集等に努めた。さらに，複数の委託契約を一本化し，複数年契約とすることにより，事務量とコストの削減（約100万円／年）につなげた。		

第６　その他業務運営

中期目標	中期計画		法人の自己評価		評価委員会による評価	
			評定	判断理由（中期計画の実施状況等）	評定	意　見
２　安全管理等に関する目標						評価委員会による評定実績 H27 A / H28 A / H29 A / H30 / H31
安全衛生管理体制の整備に努め，より安全なキャンパス環境を創出する。また，高度化・複雑化するサイバー攻撃や，業務におけるＩＣＴ活用機会の増加に伴う事故を未然に防ぐよう，情報セキュリティ対策を強化し，情報管理を徹底する。	137	(1)　労働安全衛生法等関係法令を踏まえ，関係規程等を整備し，学生及び教職員の安全衛生管理体制を確立する。	Ⅲ	・事業場衛生委員会を毎月実施し，快適な職場環境の形成に努めてきた。 ・平成28年度に「宮城大学ストレスチェック制度実施要領」，平成30年度に「長時間の時間外勤務者に対する面接指導実施要領」及び「職場巡視実施要領」を制定し，教職員の安全と健康を確保し，快適な職場環境の形成を図った。		
	138	(2)　災害及び犯罪等の不測の事態に備え，対応マニュアルの周知徹底を図るとともに，定期的な研修・訓練を実施する。	Ⅲ	・地震や火災などの種類別のマニュアルを整備し，より実際的な訓練を実施できるようにした。今後は訓練を重ね，内容の改善に努めるとともに，対応する災害等の種類を増やすことを検討する。		
	139	(3)　情報セキュリティポリシー等を整備し，情報管理を徹底するとともに，情報セキュリティ教育を徹底する。	Ⅲ	・情報セキュリティに係る関係規程やルール等の整備を進めるとともに，その周知を図った。また，入学生等を対象とした情報リテラシーの授業実施や教職員セミナーを開催する等，情報セキュリティ教育の徹底を行った。 ・情報ネットワーク及び教育用PCの更新，学内印刷環境整備において，よりセキュリティ面に配慮した仕様を取り入れた整備を行った。また，利便性向上のための新たなネットワークサービス（IPsecVPN，eduroam等）の導入においても，セキュリティ面に配慮し，その利用ルールの整備を行った。 ・今後も情報サービスの拡充に対応して情報セキュリティに関する規程等の整備を進めるとともに，利用者属性に応じた階層別教育を進める等，情報セキュリティ教育を徹底していく。		
	140	(4)　毒物・劇物その他の危険を伴う薬品は，管理責任者に一元管理するとともに，教育研究活動によって生じる廃棄物を適切に処理する。	Ⅲ	・毒物・劇物その他の危険を伴う薬品については，各保管場所においてマニュアルを基に適切に管理されている。課題であった学内における統一的な薬品管理支援システムについても，薬品管理専門委員会及び研究委員会における検討が完了し，平成31年度（令和元年度）より運用を開始する予定である。 ・教育・研究活動で生じる廃棄物についても，処理の時期の適正化を図り，適切に処理を行っている。 ・研究の実施方針に基づき，教育研究環境の整備を進めることとする。		
３　人権の尊重に関する目標						評価委員会による評定実績 H27 A / H28 A / H29 A / H30 / H31
人権侵害を防止するため，全学一体となった体制整備を図るとともに，研修会等を通じて人権尊重に対する役職員及び学生の意識向上を図る。	141	(1)　セクシュアル・ハラスメント，アカデミック・ハラスメント，パワー・ハラスメント等の人権侵害を防止するため，人権侵害の防止等に関する規程などを整備するとともに，相談窓口の機能強化を図る。また，研修会等を通じて，人権侵害防止について周知徹底を図る。	Ⅲ	・人権侵害に関する相談窓口及び人権侵害防止及び対策本部を継続して設置している。 ・事務局受付に相談箱を設置し，相談窓口の機能強化を図っている。		
	142	(2)　上記の人権侵害等及び役職員の非違行為に対しては，迅速かつ一層の厳正な処置を行う。	Ⅲ	・セクハラ，パワハラに該当する事案が発生した場合は，迅速に調査を行い，厳正に処置をする。 ・人権侵害防止の啓発カードを全教職員に配布して，周知徹底を行い，意識向上を図った。		

その他業務運営に関する特記事項

【法人記載欄】

１ 特筆すべき優れた実績･成果を上げた取組

・　特になし。

２ 特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組

・　研究環境充実のために令和2年4月の供用開始を目指し，（仮称）デザイン研究棟の設計業務等を行った。引き続き適切な工事発注・管理を行う。

・　平成29年度に施設の有効活用促進を目的に作成した「大和キャンパス等再編整備基本計画」に基づき，大和キャンパスにおいて平成31年度（令和元年度）までにグローバルコモンズ，スチューデントコモンズ，データ＆メディアコモンズ，ディスカバリーコモンズの整備を進め供用を開始している。加えて太白キャンパスについても，平成30年度にグローバルコモンズ，ディスカバリーコモンズを整備するとともに，スチューデントコモンズ，データ＆メディアコモンズの整備内容の検討に着手した。

・開学から長期間が経過し，施設の老朽化が進んでいることから，「大和・太白キャンパス施設保全計画策定等業務」を施行し，第3期中期計画において必要な経費を積算することとしている。

３ 過年度との数値による実績対比が可能な事項

・　特になし。

４ 遅滞が生じている事項とその理由

・　特になし。

５ その他，法人が積極的に実施した取組

・　事業場衛生委員会を毎月実施し，快適な職場環境の形成に努めるとともに，平成28年度に「宮城大学ストレスチェック制度実施要領」，平成30年度に「長時間の時間外勤務者に対する面接指導実施要領」及び「職場巡視実施要領」を制定し，教職員の安全と健康を確保し，快適な職場環境の形成を図った。

・　防災対策として，地震や火災などの種類別のマニュアルを整備し，より実際的な訓練を実施できるようにした。今後は訓練を重ね，内容の改善に努めるとともに，対応する災害等の種類を増やすことを検討する。

・　情報セキュリティに係る関係規程やルール等の整備を進めるとともに，その周知を図った。また，入学生等を対象とした情報リテラシーの授業実施や教職員セミナーを開催する等，情報セキュリティ教育の徹底を行った。情報ネットワーク及び教育用PCの更新，学内印刷環境整備においても，よりセキュリティ面に配慮した仕様を取り入れた整備を行った。さらに，利便性向上のための新たなネットワークサービス（IPsecVPN，eduroam等）の導入においても，セキュリティ面に配慮し，その利用ルールの整備を行った。今後も情報サービスの拡充に対応して情報セキュリティに関する規程等の整備を進めるとともに，利用者属性に応じた階層別教育を進める等，情報セキュリティ教育を徹底していく。

・　人権侵害に関する相談窓口及び人権侵害防止及び対策本部を継続して設置するとともに，人権侵害防止の啓発カードを全教職員に配布して，周知徹底を行い，意識向上を図っている。

【評価委員会による意見記載欄】

第７　予算（人件費の見積もりを含む。），収支計画及び資金計画

中期計画

第７　予算（人件費の見積りを含む。），収支計画及び資金計画

１　予算（平成２７年度～令和２年度）　（単位：百万円）

区　　分	金　額
収入	
運営費交付金	13,875
授業料等収入	7,098
受託研究費等収入及び寄附金	674
施設整備補助金	0
補助金	109
その他収入	311
目的積立金等取崩	173
計	22,240
支出	
教育研究費	14,749
（うち人件費）	(10,121)
一般管理費	6,290
（うち人件費）	(3,239)
施設整備費	1,201
補助金	0
計	22,240

《参考》

【人件費の見積り】

中期目標期間中，総額１３，３６０百万円を支出する。

※１　人件費については，教員の年次採用計画に基づく新規採用に係る人員増分を含めて所要額が算定される。

※２　退職手当については，公立大学法人宮城大学が定める規程に基づき所要額を支給するが，措置される額は，各事業年度の予算編成過程において算定される。

【運営費交付金の算定方法】

運営費交付金＝人件費＋事業費＋管理運営費＋法人化に伴う新規経費＋修繕費－自己収入

※１　運営費交付金算定の収入及び経費の内容は，次のとおり。

項　　目	内　　容
人件費	職員給与，非常勤職員報酬　等
事業費	入学試験費，教育実験実習費，研究費，各センター運営費等
管理運営費	庁舎管理経費，光熱水費，事務局経費　等
法人化に伴う新規経費	常勤役員給与等の人件費，各審議会の事務費，財務会計システム運営費等の管理運営費
修繕費	建物設備維持管理経費，実験実習機器保守点検　等
自己収入	授業料等の学生納付金，受託研究費等の外部資金　等

※１　事業費及び管理運営費（一部を除く。）については，平成２８年度から令和２年度までは，平成２７年度をベースに，それぞれ前年度マイナス１％の効率化係数が適用される。

※２　大規模修繕費については，所要額を個別に算定し，宮城県の財政状況を勘案した上で，別途協議される。

中期計画に係る実績

１　予算執行実績（平成３０年度まで）　（単位：百万円）

区　　分	金　額	計画との差額
収入		
運営費交付金	9,096	△ 4,779
授業料等収入	4,413	△ 2,685
受託研究費等収入及び寄附金	533	△ 141
施設整備補助金	0	0
補助金	137	28
その他収入	200	△ 111
目的積立金等取崩	732	559
計	15,111	△ 7,129
支出		
教育研究費	9,234	△ 5,515
（うち人件費）	(6,208)	△ 3,913
一般管理費	4,390	△ 1,900
（うち人件費）	(2,238)	△ 1,001
施設整備費	605	△ 596
補助金	0	0
災害復旧・復興支援費等	3	3
計	14,232	△ 8,008

第７　予算（人件費の見積もりを含む。），収支計画及び資金計画

中期計画

２　収支計画（平成２７年度～令和２年度）　（単位：百万円）

区　　分	金　　額
費用の部	22,541
経常費用	22,541
業務費	21,952
教育研究経費	3,945
受託研究等経費	404
人件費	13,360
一般管理費	4,243
財務費用	19
雑損	0
減価償却費	570
臨時損失	0
収入の部	22,541
経常収益	22,541
運営費交付金収益	13,926
授業料等収益	7,098
受託研究等収益（寄附金を含む。）	796
財務収益	0
雑益	311
資産見返負債戻入	301
資産見返運営費交付金等戻入	91
資産見返物品受贈額戻入	210
補助金収益	109
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

３　資金計画（平成２７年度～令和２年度）（単位：百万円）

区　　分	金　　額
資金支出	22,240
業務活動による支出	19,901
投資活動による支出	1,674
財務活動による支出	665
次期中期目標期間への繰越金	－
資金収入	22,240
業務活動による収入	22,240
運営費交付金収入	13,875
授業料等収入	7,098
受託研究等収入	783
その他収入	484
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期（中期目標期間からの）繰越金	－

中期計画に係る実績

２　収支実績（平成３０年度まで）　（単位：百万円）

区　　分	金　　額	計画との差額
費用の部	14,538	△ 8,003
経常費用	14,237	△ 8,304
業務費	13,773	△ 8,179
教育研究経費	3,379	△ 566
受託研究等経費	378	△ 26
人件費	8,545	△ 4,815
一般管理費	1,471	△ 2,772
財務費用	11	△ 8
雑損	0	0
減価償却費	453	△ 117
臨時損失	301	301
収入の部	14,638	△ 7,903
経常収益	14,340	△ 8,201
運営費交付金収益	8,344	△ 5,582
授業料等収益	4,673	△ 2,425
受託研究等収益（寄附金を含む）	594	△ 202
財務収益	0	0
雑益	199	△ 112
資産見返負債戻入	394	93
資産見返運営費交付金等戻入	110	19
資産見返物品受贈額戻入	284	74
補助金収益	136	27
臨時利益	298	298
純利益	100	100
総利益	161	161

３　資金収支実績（平成３０年度まで）　（単位：百万円）

区　　分	金　　額	計画との差額
資金支出	15,705	△ 6,535
業務活動による支出	13,147	△ 6,754
投資活動による支出	1,698	24
財務活動による支出	382	△ 283
次期中期目標期間への繰越金	－	
資金収入	15,705	△ 6,535
業務活動による収入	14,401	△ 7,839
運営費交付金収入	9,097	△ 4,778
授業料等収入	4,416	△ 2,682
受託研究等収入	684	△ 99
その他収入	204	△ 280
投資活動による収入	1,304	1,304
財務活動による収入	0	0
前期（中期目標期間からの）繰越金	－	

第８　短期借入金の限度額
第９　重要な財産を譲渡し，又は担保に供する計画
第１０　剰余金の使途
第１１　県の規則で定める業務運営に関する事項（県規則第七条第一号から第三号関係）

中期計画	中期計画に係る実績
第８　短期借入金の限度額 １　短期借入金の限度額 ・　５億円 ２　想定される理由 ・ 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により，緊急に必要となる対策費として借入れすることが想定される。	**第８　短期借入金の限度額** １　短期借入金の限度額 ・　短期借入は行わなかった。 ２　想定される理由 －
第９　重要な財産を譲渡し，又は担保に供する計画 ・　なし。	**第９　重要な財産を譲渡し，又は担保に供する計画** ・　なし。
第１０　剰余金の使途 ・　決算において剰余金が発生した場合は，協議の上，教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。	**第１０　剰余金の使途** ・　決算において剰余金が発生した場合は，協議の上，教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てた。
第１１　県の規則で定める業務運営に関する事項 **（県規則第７条第１号から第３号関係）** １　積立金の処分に関する計画 （法第４０条第４項の承認を受けた金額の使途） ・　前中期目標期間繰越積立金については，教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。 ２　人事に関する計画 ・　教員については，大学の教育研究や地域への貢献を更に推進していくために必要となる人員を，人件費も念頭に置きながら，年次ごとの採用計画に基づき適正に配置する。 ・　事務職員については，法人職員（プロパー職員）の採用を積極的に進めるとともに，本学を円滑に運営するため，専門的な知識を有する職員を長期にわたって養成していく。 ３　施設設備に関する計画 ・　中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設設備の大規模修繕等については，宮城県の財政状況に応じて協議の上，決定する。	**第１１　県の規則で定める業務運営に関する事項** **（県規則第７条第１号から第３号関係）** １　積立金の処分に関する計画 （法第４０条第４項の承認を受けた金額の使途） ・　前中期目標期間繰越積立金については，教育研究機器の購入費用に充てたほか，中小規模の修繕や施設整備に係る経費に充当した。 ２　人事に関する計画（再掲） ・　これまで大学改革を進める中で，新たなカリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーに基づいて教育課程を編成し，全学共通の基盤教育科目群「フレッシュマンコア」の開設及び学群コアカリキュラムの再編成やディプロマ・ポリシーと講義科目との関連を示すカリキュラムマップの作成等に取り組んできたほか，平成29年度から学系制へ移行するなど教員組織の改善も図ってきた。しかしながら，本学の理念・目的に基づいた教員組織の編成方針等が明確に定められていなかったことから，中期計画のPDCAサイクルを踏まえて課題を整理し，平成30年度に学系の再構築に取り組むとともに，各学群・研究科で「将来構想（次期教育研究体制スキーム）」が策定され，その中で「教員組織の編成方針」や「教員配置計画」が示された。平成31年度（令和元年度）以降はこれらの新たな構想や方針に基づき，中期目標の達成に向けて必要な取組を進めていく。 ・　これまで事務職員の計画的採用及び適正配置について適切に行ってきており，プロパー化率は83％となった（平成31年3月31日現在）。 ・　今年度よりプロパー職員を幹部（課長職）登用したほか，女性初のグループリーダー2人を含む6人のプロパー職員をグループリーダーとした。 ・　全学的FD・SDの開催，個別参加型の外部研修への職員派遣を積極的に行い，職員の専門性の向上に努めてきており，平成29年度からは県と協定を締結し，県新規採用職員研修に法人採用職員（新卒者）1人を派遣し，平成30年度からは，県職員の階層別研修の受講，事務職員1名の県への派遣研修（1年間）の実施，自主企画勉強会への支援により職員の資質向上に努めている。 ・　専門性の高いプロパー職員へのキャリア形成を図るため，人事異動方針を検討，策定した。 ３　施設設備に関する計画（再掲） ・　大規模修繕については，一部実施時期の変更があったものの，施設整備計画に基づき実施した。 ・　中小規模修繕については，目的積立金等を有効に活用し，計画的かつ機動的に実施した。